○内閣府令第　　号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）及び関係法律の規定に基づき、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和三年三月　　日

内閣総理大臣　菅　　義偉

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（銀行法施行規則の一部改正）

第一条　銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄

に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改　正　後

別紙様式第１号（第18条第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）

中　間　業　務　報　告　書

第　期中（　年　月　日から　年　月　日まで）

株式会社　　銀行

年　月　日

金融庁長官　　殿

住　所

株式会社　　銀行

代表取締役　氏　　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第５　略］

（記載上の注意）

［１～７　略］

第１　［略］

第２　第　期中（　年　月　日現在）中間貸借対照表

（単位：百万円）

科　目	金額	科　目	金額
（資産の部） ［略］		（負債の部） ［略］ （純資産の部） ［略］ 評価・換算差額等合計 株式引受権 ［略］	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

改　正　前

別紙様式第１号（第18条第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）

中　間　業　務　報　告　書

第　期中（　年　月　日から　年　月　日まで）

株式会社　　銀行

年　月　日

金融庁長官　　殿

住　所

株式会社　　銀行

代表取締役　氏　　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第５　同左］

（記載上の注意）

［１～７　同左］

第１　［同左］

第２　第　期中（　年　月　日現在）中間貸借対照表

（単位：百万円）

科　目	金額	科　目	金額
（資産の部） ［同左］		（負債の部） ［同左］ （純資産の部） ［同左］ 評価・換算差額等合計 ［同左］	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑩　略］

⑪　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）

⑫　［略］

⑶　［略］

⑷　金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

［⑸～⒆　略］

［２・３　略］

第３　　第　　期中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間損益計算書

［表略］

（記載上の注意）

［１～３　略］

4　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。

⑴　当該中間会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

⑶　当該中間会計期間及び当該中間会計期間の末日後の収益の金額を理解

（記載上の注意）

1　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑩　同左］

［加える。］

⑪　［同左］

⑶　［同左］

⑷　金融商品の時価等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

［⑸～⒆　同左］

［２・３　同左］

第３　　第　　期中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間損益計算書

［同左］

（記載上の注意）

［１～３　同左］

［加える。］

するための情報

⑴から⑶までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

中間連結損益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書を作成している場合には、⑴及び⑶に掲げる事項の記載を要しない。

⑵に掲げる事項が中間連結損益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

⑵及び⑶に掲げる事項について、前事業年度の末日に比して重要な変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。

5　［略］

第４　第　期中（年　月　日から　年　月　日まで）中間株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本										評価・換算差額等				株式引受権	新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計									
						××積立金	繰越利益剰余金										
当期首残高	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期変動額																	
新株の発行	××	××		××						××							××
剰余金の配当					××		△××	△××		△××							△××
中間純利益							××	××		××							××
自己株式の処分									××	××							××
・・・・・・																	××
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）											××	××	××	××	××	××	××
当中間期変動額合計	××	××	－	××	××	－	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期末残高	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××

（記載上の注意）

［１～８　略］

第５　［略］

4　［同左］

第４　第　期中（年　月　日から　年　月　日まで）中間株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本										評価・換算差額等					新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計									
						××積立金	繰越利益剰余金										
当期首残高	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期変動額																	
新株の発行	××	××		××						××							××
剰余金の配当					××		△××	△××		△××							△××
中間純利益							××	××		××							××
自己株式の処分									××	××							××
・・・・・・																	××
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）											××	××	××	××	××	××	××
当中間期変動額合計	××	××	－	××	××	－	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期末残高	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××

（記載上の注意）

［１～８　同左］

第５　［同左］

別紙様式第１号の２（第18条第１項関係）　　（日本産業規格Ａ４）

中　間　業　務　報　告　書

第　　期中（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）

株式会社　　銀行

年　　月　　日

金融庁長官　　殿

住　　所

株式会社　　銀行

代表取締役　氏　　名

年　　月　　日から　　年　　月　　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　　次

［第１～第５　略］

（記載上の注意）

［１～７　略］

第１　［略］

第２　　第　　期中（　　年　　月　　日現在）中間貸借対照表

（単位：百万円）

科　　目	金額	科　　目	金額
（資産の部） ［略］		（負債の部） ［略］ （純資産の部） ［略］ 評価・換算差額等合計 株式引受権 ［略］	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

別紙様式第１号の２（第18条第１項関係）　　（日本産業規格Ａ４）

中　間　業　務　報　告　書

第　　期中（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）

株式会社　　銀行

年　　月　　日

金融庁長官　　殿

住　　所

株式会社　　銀行

代表取締役　氏　　名

年　　月　　日から　　年　　月　　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　　次

［第１～第５　同左］

（記載上の注意）

［１～７　同左］

第１　［同左］

第２　　第　　期中（　　年　　月　　日現在）中間貸借対照表

（単位：百万円）

科　　目	金額	科　　目	金額
（資産の部） ［同左］		（負債の部） ［同左］ （純資産の部） ［同左］ 評価・換算差額等合計 ［同左］	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑩　略］

⑪　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）

⑫　［略］

⑶　［略］

⑷　金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

［⑸～⒆　略］

［２・３　略］

第３　　第　　期中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間損益計算書

［表略］

（記載上の注意）

［１～３　略］

4　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。

⑴　当該中間会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

⑶　当該中間会計期間及び当該中間会計期間の末日後の収益の金額を理解

（記載上の注意）

1　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑩　同左］

［加える。］

⑪　［同左］

⑶　［同左］

⑷　金融商品の時価等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

［⑸～⒆　同左］

［２・３　同左］

第３　　第　　期中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間損益計算書

［同左］

（記載上の注意）

［１～３　同左］

［加える。］

するための情報

⑴から⑶までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

中間連結損益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書を作成している場合には、⑴及び⑶に掲げる事項の記載を要しない。

⑵に掲げる事項が中間連結損益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

⑵及び⑶に掲げる事項について、前事業年度の末日に比して重要な変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。

5　［略］

第４　第　　期中（年　月　日から　年　月　日まで）中間株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本										評価・換算差額等				株式引受権	新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 ××積立金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計									
当期首残高	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期変動額																	
新株の発行	××	××		××						××							××
剰余金の配当					××		△××	△××		△××							△××
中間純利益							××	××		××							××
自己株式の処分									××	××							××
・・・・・・																	××
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）											××	××	××	××	××	××	××
当中間期変動額合計	××	××	－	××	××	－	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期末残高	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××

（記載上の注意）

［１～８　略］

第５　［略］

別紙様式第２号（第 18 条第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）

中　間　業　務　報　告　書

（　年　月　日から　年　月　日まで）

銀行　　支店

年　　月　　日

4　［同左］

第４　第　　期中（年　月　日から　年　月　日まで）中間株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本										評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 ××積立金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計								
当期首残高	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期変動額																
新株の発行	××	××		××						××						××
剰余金の配当					××		△××	△××		△××						△××
中間純利益							××	××		××						××
自己株式の処分									××	××						××
・・・・・・																××
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）											××	××	××	××	××	××
当中間期変動額合計	××	××	－	××	××	－	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期末残高	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××

（記載上の注意）

［１～８　同左］

第５　［同左］

別紙様式第２号（第 18 条第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）

中　間　業　務　報　告　書

（　年　月　日から　年　月　日まで）

銀行　　支店

年　　月　　日

金融庁長官　　殿

住　　所

銀行　　支店

代　表　者　氏　　名

年　　月　　日から　　年　　月　　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　　次

［第１～第３　略］

（記載上の注意）

［１～５　略］

第１　［略］

第２　　年　　月　　日現在中間貸借対照表

［表略］

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑨　略］

⑩　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）

⑪　［略］

⑶　［略］

⑷　金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

［⑸～⒂　略］

［２・３　略］

金融庁長官　　殿

住　　所

銀行　　支店

代　表　者　氏　　名

年　　月　　日から　　年　　月　　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　　次

［第１～第３　同左］

（記載上の注意）

［１～５　同左］

第１　［同左］

第２　　年　　月　　日現在中間貸借対照表

［同左］

（記載上の注意）

１　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑨　同左］

［加える。］

⑩　［同左］

⑶　［同左］

⑷　金融商品の時価等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

［⑸～⒂　同左］

［２・３　同左］

第３ （　年　月　日から　年　月　日まで） 中間損益計算書

［表略］

（記載上の注意）

［１～４　略］

５　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。

⑴　当該中間会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

⑶　当該中間会計期間及び当該中間会計期間の末日後の収益の金額を理解するための情報

⑴から⑶までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

中間連結損益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書を作成している場合には、⑴及び⑶に掲げる事項の記載を要しない。

⑵に掲げる事項が中間連結損益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

⑵及び⑶に掲げる事項について、前事業年度の末日に比して重要な変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。

別紙様式第２号の２（第18条第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）

中　間　業　務　報　告　書

（　年　月　日から　年　月　日まで）

銀行　　支店

年　月　日

金融庁長官　殿

第３ （　年　月　日から　年　月　日まで） 中間損益計算書

［同左］

（記載上の注意）

［１～４　同左］

［加える。］

別紙様式第２号の２（第18条第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）

中　間　業　務　報　告　書

（　年　月　日から　年　月　日まで）

銀行　　支店

年　月　日

金融庁長官　殿

住　　所
銀行　　支店
代　表　者　氏　　名

年　　月　　日から　　年　　月　　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　　次

［第１～第３　略］

（記載上の注意）

［１～５　略］

第１　［略］

第２　　年　　月　　日現在中間貸借対照表

［表略］

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑨　略］

⑩　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）

⑪　［略］

⑶　［略］

⑷　金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

［⑸～⒂　略］

［２・３　略］

住　　所
銀行　　支店
代　表　者　氏　　名

年　　月　　日から　　年　　月　　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　　次

［第１～第３　同左］

（記載上の注意）

［１～５　同左］

第１　［同左］

第２　　年　　月　　日現在中間貸借対照表

［同左］

（記載上の注意）

１　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑨　同左］

［加える。］

⑩　［同左］

⑶　［同左］

⑷　金融商品の時価等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

［⑸～⒂　同左］

［２・３　同左］

第３（年　月　日から　年　月　日まで）中間損益計算書

［表略］

（記載上の注意）

［１～４　略］

５　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。

⑴　当該中間会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

⑶　当該中間会計期間及び当該中間会計期間の末日後の収益の金額を理解するための情報

⑴から⑶までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

中間連結損益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書を作成している場合には、⑴及び⑶に掲げる事項の記載を要しない。

⑵に掲げる事項が中間連結損益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

⑵及び⑶に掲げる事項について、前事業年度の末日に比して重要な変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。

別紙様式第３号（第18条第２項関係）　（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

第　期（年　月　日から　年　月　日まで）

株式会社　　銀行

年　月　日

金融庁長官　殿

第３（年　月　日から　年　月　日まで）中間損益計算書

［同左］

（記載上の注意）

［１～４　同左］

［加える。］

別紙様式第３号（第18条第２項関係）　（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

第　期（年　月　日から　年　月　日まで）

株式会社　　銀行

年　月　日

金融庁長官　殿

住　　所
株式会社　　銀行
代表取締役　氏　　名

年　　月　　日から　　年　　月　　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　　次

［第１～第５　略］

（記載上の注意）

［１～７　略］

第１　［略］

第２　　第　　期末（　　年　　月　　日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科　　目	金 額	科　　目	金 額
（資 産 の 部） ［略］		（負 債 の 部） ［略］ （純 資 産 の 部） ［略］ 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 株　式　引　受　権 ［略］	
資　産　の　部　合　計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑩　略］

⑪　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通

住　　所
株式会社　　銀行
代表取締役　氏　　名

年　　月　　日から　　年　　月　　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　　次

［第１～第５　同左］

（記載上の注意）

［１～７　同左］

第１　［同左］

第２　　第　　期末（　　年　　月　　日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科　　目	金 額	科　　目	金 額
（資 産 の 部） ［同左］		（負 債 の 部） ［同左］ （純 資 産 の 部） ［同左］ 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 ［同左］	
資　産　の　部　合　計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

１　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑩　同左］

［加える。］

常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）

⑫　［略］

⑶　次に掲げる会計上の見積りに関する事項

①　会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であつて、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの

②　当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額

③　②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報（連結財務諸表に注記すべき情報と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該情報の記載を要しない。）

⑷　［略］

⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑹～㉛　［略］

［２～６　略］

第３　　第　　期（　年　月　日から　年　月　日まで）損益計算書

［表略］

（記載上の注意）

［１～７　略］

８　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。

⑴　当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

⑶　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

⑪　［同左］

［加える。］

⑶　［同左］

⑷　金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑸～㉚　［同左］

［２～６　同左］

第３　　第　　期（　年　月　日から　年　月　日まで）損益計算書

［同左］

（記載上の注意）

［１～７　同左］

［加える。］

⑴から⑶までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書を作成している場合には、⑴及び⑶に掲げる事項の記載を要しない。

⑵に掲げる事項が連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

９～11　［略］

第４　第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本										評価・換算差額等				株式引受権	新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計									
						××積立金	繰越利益剰余金										
当期首残高	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期変動額																	
新株の発行	××	××		××						××							××
剰余金の配当					××		△××	△××		△××							△××
当期純利益							××	××		××							××
自己株式の処分									××	××							××
・・・・・・																	××
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）											××	××	××	××	××	××	××
当期変動額合計	××	××	－	××	××	－	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期末残高	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××

（記載上の注意）

［１～８　略］

第５　［略］

別紙様式第３号の２（第 18 条第２項関係）　（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

株式会社　　銀行

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所

８～10　［同左］

第４　第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本										評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計								
						××積立金	繰越利益剰余金									
当期首残高	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××
当期変動額																
新株の発行	××	××		××						××						××
剰余金の配当					××		△××	△××		△××						△××
当期純利益							××	××		××						××
自己株式の処分									××	××						××
・・・・・・																××
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）											××	××	××	××	××	××
当期変動額合計	××	××	－	××	××	－	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期末残高	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××

（記載上の注意）

［１～８　同左］

第５　［同左］

別紙様式第３号の２（第 18 条第２項関係）　（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

株式会社　　銀行

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所

株式会社　　銀行
代表取締役　氏　　名

年　　月　　日から　　年　　月　　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　　次

［第１～第５　略］

（記載上の注意）

［１～７　略］

第１　［略］

第２　　第　　期末（　　年　　月　　日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科　　目	金 額	科　　目	金 額
（資 産 の 部） ［略］		（負 債 の 部） ［略］ （純 資 産 の 部） ［略］ 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 株　式　引　受　権 ［略］	
資　産　の　部　合　計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑩　略］

⑪　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載する

株式会社　　銀行
代表取締役　氏　　名

年　　月　　日から　　年　　月　　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　　次

［第１～第５　同左］

（記載上の注意）

［１～７　同左］

第１　［同左］

第２　　第　　期末（　　年　　月　　日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科　　目	金 額	科　　目	金 額
（資 産 の 部） ［同左］		（負 債 の 部） ［同左］ （純 資 産 の 部） ［同左］ 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 ［同左］	
資　産　の　部　合　計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

１　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑩　同左］

［加える。］

こと。）	
⑫　［略］	⑪　［同左］
⑶　次に掲げる会計上の見積りに関する事項	［加える。］
①　会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であつて、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの	
②　当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額	
③　②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報（連結財務諸表に注記すべき情報と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該情報の記載を要しない。）	
⑷　［略］	⑶　［同左］
⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）	⑷　金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）
⑹～㉛　［略］	⑸～㉚　［同左］
［２～６　略］	［２～６　同左］
第３　第　期（年　月　日から　年　月　日まで）損益計算書	第３　第　期（年　月　日から　年　月　日まで）損益計算書
［表略］	［同左］
（記載上の注意）	（記載上の注意）
［１～７　略］	［１～７　同左］
８　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。	［加える。］
⑴　当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項	
⑵　収益を理解するための基礎となる情報	
⑶　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報	
⑴から⑶までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるとき	

は、記載することを要しない。

連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書を作成している場合には、⑴及び⑶に掲げる事項の記載を要しない。

⑵に掲げる事項が連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

9～11　［略］

第4　第　期（年　月　日から　年　月　日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本										評価・換算差額等				株式引受権	新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計									
						××積立金	繰越利益剰余金										
当期首残高	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期変動額																	
新株の発行	××	××		××						××							××
剰余金の配当					××		△××	△××		△××							△××
当期純利益							××	××		××							××
自己株式の処分									××	××							××
・・・・・・																	××
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)											××	××	××	××	××	××	××
当期変動額合計	××	××	－	××	××	－	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期末残高	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××

（記載上の注意）

［1～8　略］

第5　［略］

別紙様式第4号（第18条第2項関係）　（日本産業規格A4）

業　務　報　告　書

（年　月　日から　年　月　日まで）

銀行　支店

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所

銀行　支店

8～10　［同左］

第4　第　期（年　月　日から　年　月　日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本										評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計								
						××積立金	繰越利益剰余金									
当期首残高	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××
当期変動額																
新株の発行	××	××		××						××						××
剰余金の配当					××		△××	△××		△××						△××
当期純利益							××	××		××						××
自己株式の処分									××	××						××
・・・・・・																××
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)											××	××	××	××	××	××
当期変動額合計	××	××	－	××	××	－	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期末残高	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××

（記載上の注意）

［1～8　同左］

第5　［同左］

別紙様式第4号（第18条第2項関係）　（日本産業規格A4）

業　務　報　告　書

（年　月　日から　年　月　日まで）

銀行　支店

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所

銀行　支店

代　表　者　氏　　名

年　　月　　日から　　年　　月　　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　　次

［第１～第３　略］

（記載上の注意）

［１～５　略］

第１　［略］

第２　　年　　月　　日現在　　貸借対照表

［表略］

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑨　略］

⑩　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）

⑪　［略］

⑶　次に掲げる会計上の見積りに関する事項

①　会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であつて、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの

②　当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額

③　②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報（連結財務諸表に注記すべき情報と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該情報の記載を要しない。）

代　表　者　氏　　名

年　　月　　日から　　年　　月　　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　　次

［第１～第３　同左］

（記載上の注意）

［１～５　同左］

第１　［同左］

第２　　年　　月　　日現在　　貸借対照表

［同左］

（記載上の注意）

１　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑨　同左］

［加える。］

⑩　［同左］

［加える。］

⑷　［略］

⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑹～㉑　［略］

［２～６　略］

第３　（　年　月　日から　年　月　日まで　）損益計算書

［表略］

（記載上の注意）

［１～８　略］

９　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。

⑴　当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

⑶　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

⑴から⑶までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書を作成している場合には、⑴及び⑶に掲げる事項の記載を要しない。

⑵に掲げる事項が連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

⑶　［同左］

⑷　金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑸～⑳　［同左］

［２～６　同左］

第３　（　年　月　日から　年　月　日まで　）損益計算書

［同左］

（記載上の注意）

［１～８　同左］

［加える。］

別紙様式第４号の２（第18条第２項関係）　　（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

銀行　　支店

年　月　日

金融庁長官　　殿

住　所

銀行　　支店

代　表　者　氏　　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　　次

［第１～第３　略］

（記載上の注意）

［１～５　略］

第１　［略］

第２　年　月　日現在　貸借対照表

［表略］

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑨　略］

⑩　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）

別紙様式第４号の２（第18条第２項関係）　　（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

銀行　　支店

年　月　日

金融庁長官　　殿

住　所

銀行　　支店

代　表　者　氏　　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　　次

［第１～第３　同左］

（記載上の注意）

［１～５　同左］

第１　［同左］

第２　年　月　日現在　貸借対照表

［同左］

（記載上の注意）

１　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑨　同左］

［加える。］

⑪　［略］

⑶　次に掲げる会計上の見積りに関する事項

①　会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であつて、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの

②　当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額

③　②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報（連結財務諸表に注記すべき情報と同一である場合において、この様式その旨を注記するときは、同様式における当該情報の記載を要しない。）

⑷　［略］

⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑹～㉑　［略］

［２～６　略］

第３　（　年　月　日から　年　月　日まで　）　損益計算書

［表略］

（記載上の注意）

［１～８　略］

９　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。

⑴　当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

⑶　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

⑴から⑶までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

⑩　［同左］

［加える。］

⑶　［同左］

⑷　金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑸～⑳　［同左］

［２～６　同左］

第３　（　年　月　日から　年　月　日まで　）　損益計算書

［同左］

（記載上の注意）

［１～８　同左］

［加える。］

連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書を作成している場合には、⑴及び⑶に掲げる事項の記載を要しない。

⑵に掲げる事項が連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

別紙様式第５号（第18条第３項関係）　　（日本産業規格Ａ４）

中　間　連　結　業　務　報　告　書

（　年　　月　　日から
　年　　月　　日まで）

株式会社　　銀行

年　　月　　日

金融庁長官　　殿

住　　所
株式会社　　銀行
代表取締役　氏　　名

年　　月　　日から　　年　　月　　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　　次

［第１・第２　略］

（記載上の注意）

［１～６　略］

第１　［略］

第２　　中間連結財務諸表

１　［略］

２　（　　年　　月　　日現在）中間連結貸借対照表

（単位：百万円）

科　　目	金 額	科　　目	金 額
（資 産 の 部）		（負 債 の 部）	
［略］		［略］	

別紙様式第５号（第18条第３項関係）　　（日本産業規格Ａ４）

中　間　連　結　業　務　報　告　書

（　年　　月　　日から
　年　　月　　日まで）

株式会社　　銀行

年　　月　　日

金融庁長官　　殿

住　　所
株式会社　　銀行
代表取締役　氏　　名

年　　月　　日から　　年　　月　　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　　次

［第１・第２　同左］

（記載上の注意）

［１～６　同左］

第１　［同左］

第２　　中間連結財務諸表

１　［同左］

２　（　　年　　月　　日現在）中間連結貸借対照表

（単位：百万円）

科　　目	金 額	科　　目	金 額
（資 産 の 部）		（負 債 の 部）	
［同左］		［同左］	

		（純 資 産 の 部） ［略］ その他の包括利益累計額合計 株　式　引　受　権 ［略］	
資　産　の　部　合　計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑩　略］

⑪　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）

⑫・⑬　［略］

⑶　［略］

⑷　金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

［⑸～⒄　略］

［２～５　略］

３（　年　月　日から
　年　月　日まで）中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書

（記載上の注意）

［略］

⑴　中間連結損益計算書

［表略］

		（純 資 産 の 部） ［同左］ その他の包括利益累計額合計 ［同左］	
資　産　の　部　合　計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

1　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑩　同左］

［加える。］

⑪・⑫　［同左］

⑶　［同左］

⑷　金融商品の時価等に関する事項

［⑸～⒄　同左］

［２～５　同左］

３（　年　月　日から
　年　月　日まで）中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書

（記載上の注意）

［同左］

⑴　中間連結損益計算書

［同左］

（記載上の注意） 1　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。 ⑴　当該中間連結会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項 ⑵　収益を理解するための基礎となる情報 ⑶　当該中間連結会計期間及び当該中間連結会計期間の末日後の収益の金額を理解するための情報 ⑴から⑶までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。 ⑵及び⑶に掲げる事項について、前連結会計年度の末日に比して重要な変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。 2～6　［略］ ⑵　中間連結包括利益計算書 ［表略］ （記載上の注意） ［1～4　略］ 中間連結損益及び包括利益計算書 〔「⑴　中間連結損益計算書」及び「⑵　中間連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕 ［表略］ （記載上の注意） 1　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。 ⑴　当該中間連結会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項 ⑵　収益を理解するための基礎となる情報	（記載上の注意） ［加える。］ 1～5　［同左］ ⑵　中間連結包括利益計算書 ［同左］ （記載上の注意） ［1～4　同左］ 中間連結損益及び包括利益計算書 〔「⑴　中間連結損益計算書」及び「⑵　中間連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕 ［同左］ （記載上の注意） ［加える。］

⑶　当該中間連結会計期間及び当該中間連結会計期間の末日後の収益の金額を理解するための情報

⑴から⑶までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

⑵及び⑶に掲げる事項について、前連結会計年度の末日に比して重要な変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。

２～８　［略］

4 ｛年　月　日から／年　月　日まで｝中間連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本					その他の包括利益累計額						株式引受権	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計				
当期首残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期変動額															
新株の発行	××	××			××										××
剰余金の配当			△××		△××										△××
親会社株主に帰属する中間純利益			××		××										××
自己株式の処分				××	××										××
・・・・・・															××
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)						××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期変動額合計	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期末残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××

（記載上の注意）

［１～７　略］

５　［略］

別紙様式第５号の２（第 18 条第４項関係）　（日本産業規格Ａ４）

連　結　業　務　報　告　書

（　年　月　日から／　年　月　日まで　）

株式会社　　銀行

年　月　日

金融庁長官　　殿

住　所

株式会社　　銀行

代表取締役　氏　　名

１～７　［同左］

4 ｛年　月　日から／年　月　日まで｝中間連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本					その他の包括利益累計額						新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期変動額														
新株の発行	××	××			××									××
剰余金の配当			△××		△××									△××
親会社株主に帰属する中間純利益			××		××									××
自己株式の処分				××	××									××
・・・・・・														××
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)						××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期変動額合計	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期末残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××

（記載上の注意）

［１～７　同左］

５　［同左］

別紙様式第５号の２（第 18 条第４項関係）　（日本産業規格Ａ４）

連　結　業　務　報　告　書

（　年　月　日から／　年　月　日まで　）

株式会社　　銀行

年　月　日

金融庁長官　　殿

住　所

株式会社　　銀行

代表取締役　氏　　名

年　　月　　日から　　年　　月　　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　　次

［第１・第２　略］

（記載上の注意）

［１～５　略］

第１　［略］

第２　連結財務諸表

１　［略］

２　（　　年　　月　　日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科　　目	金 額	科　　目	金 額
（資 産 の 部） ［略］		（負 債 の 部） ［略］ （純 資 産 の 部） ［略］ その他の包括利益累計額合計 株　式　引　受　権 ［略］	
資　産　の　部　合　計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑩　略］

⑪　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載する

年　　月　　日から　　年　　月　　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　　次

［第１・第２　同左］

（記載上の注意）

［１～５　同左］

第１　［同左］

第２　連結財務諸表

１　［同左］

２　（　　年　　月　　日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科　　目	金 額	科　　目	金 額
（資 産 の 部） ［同左］		（負 債 の 部） ［同左］ （純 資 産 の 部） ［同左］ その他の包括利益累計額合計 ［同左］	
資　産　の　部　合　計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

１　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑩　同左］

［加える。］

こと。） ⑫・⑬　［略］ ⑶　次に掲げる会計上の見積りに関する事項 ①　会計上の見積りにより当該連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であつて、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの ②　当該連結会計年度に係る連結財務諸表の①に掲げる項目に計上した額 ③　②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 ⑷　［略］ ⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項 ⑹～㉔　［略］ ［２～７　略］ ３（　年　月　日から　年　月　日まで）連結損益計算書及び連結包括利益計算書 （記載上の注意） ［略］ ⑴　連結損益計算書 ［表略］ （記載上の注意） １　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。 ⑴　当該連結会計年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項 ⑵　収益を理解するための基礎となる情報 ⑶　当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報	⑪・⑫　［同左］ ［加える。］ ⑶　［同左］ ⑷　金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項 ⑸～㉓　［同左］ ［２～７　同左］ ３（　年　月　日から　年　月　日まで）連結損益計算書及び連結包括利益計算書 （記載上の注意） ［同左］ ⑴　連結損益計算書 ［同左］ （記載上の注意） ［加える。］

⑴から⑶までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。	
２～７　［略］	１～６　［同左］
⑵　連結包括利益計算書	⑵　連結包括利益計算書
［表略］	［同左］
（記載上の注意）	（記載上の注意）
［１～５　略］	［１～５　同左］
連結損益及び包括利益計算書	連結損益及び包括利益計算書
〔「⑴　連結損益計算書」及び「⑵　連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕	〔「⑴　連結損益計算書」及び「⑵　連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕
［表略］	［同左］
（記載上の注意）	（記載上の注意）
１　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。	［加える。］
⑴　当該連結会計年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項	
⑵　収益を理解するための基礎となる情報	
⑶　当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報	
⑴から⑶までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。	
２～９　［略］	１～８　［同左］
10　親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、９の注記と併せて記載することができる。	９　親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、上記８の注記と併せて記載することができる。

4 〔年　月　日から 年　月　日まで〕連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本					その他の包括利益累計額						株式引受権	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計				
当期首残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期変動額															
新株の発行	××	××			××										××
剰余金の配当			△××		△××										△××
親会社株主に帰属する当期純利益			××		××										××
自己株式の処分				××	××										××
・・・・・・															××
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期変動額合計	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期末残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××

（記載上の注意）

［１～７　略］

５　［略］

別紙様式第６号（第 19 条第１項及び第６項関係）

第１　　第　　期中間決算公告

年　　月　　日

住　所

株式会社　　銀行

代表取締役又は代表執行役　　氏　名

（記載上の注意）

［略］

中間貸借対照表（　　年　　月　　日現在）

（単位：百万円）

科　　目	金額	科　　目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
［略］		［略］	
		（純資産の部）	
		［略］	
		評価・換算差額等合計	

4 〔年　月　日から 年　月　日まで〕連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本					その他の包括利益累計額						新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期変動額														
新株の発行	××	××			××									××
剰余金の配当			△××		△××									△××
親会社株主に帰属する当期純利益			××		××									××
自己株式の処分				××	××									××
・・・・・・														××
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期変動額合計	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期末残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××

（記載上の注意）

［１～７　同左］

５　［同左］

別紙様式第６号（第 19 条第１項及び第６項関係）

第１　　第　　期中間決算公告

年　　月　　日

住　所

株式会社　　銀行

代表取締役又は代表執行役　　氏　名

（記載上の注意）

［同左］

中間貸借対照表（　　年　　月　　日現在）

（単位：百万円）

科　　目	金額	科　　目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
［同左］		［同左］	
		（純資産の部）	
		［同左］	
		評価・換算差額等合計	

		株　式　引　受　権	
		［略］	
資　産　の　部　合　計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑩　略］

⑪　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）

⑫　［略］

⑶　［略］

⑷　金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

［⑸～⒇　略］

［２・３　略］

中間損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

［表略］

（記載上の注意）

［１～３　略］

4　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。

⑴　当該中間会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区

		［同左］	
資　産　の　部　合　計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

1　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑩　同左］

［加える。］

⑪　［同左］

⑶　［同左］

⑷　金融商品の時価等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

［⑸～⒇　同左］

［２・３　同左］

中間損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

［同左］

（記載上の注意）

［１～３　同左］

［加える。］

分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

⑶　当該中間会計期間及び当該中間会計期間の末日後の収益の金額を理解するための情報

⑴から⑶までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

中間連結損益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書を作成している場合には、⑴及び⑶に掲げる事項の記載を要しない。

⑵に掲げる事項が中間連結損益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

⑵及び⑶に掲げる事項について、前事業年度の末日に比して重要な変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。

5　［略］

第２　　第　　期中　間　決　算　公　告（要旨）

年　　月　　日

住　所

株式会社　　銀行

代表取締役又は代表執行役　　氏　名

（記載上の注意）

［略］

中間貸借対照表（　　年　　月　　日現在）

（単位：百万円又は億円）

科　目	金額	科　目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
［略］		［略］	
		（純資産の部）	
		［略］	
		評価・換算差額等合計	
		株式引受権	

4　［同左］

第２　　第　　期中　間　決　算　公　告（要旨）

年　　月　　日

住　所

株式会社　　銀行

代表取締役又は代表執行役　　氏　名

（記載上の注意）

［同左］

中間貸借対照表（　　年　　月　　日現在）

（単位：百万円又は億円）

科　目	金額	科　目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
［同左］		［同左］	
		（純資産の部）	
		［同左］	
		評価・換算差額等合計	

		［略］	
資　産　の　部　合　計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

［１・２　略］

中間損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

［表略］

（記載上の注意）

［１・２　略］

別紙様式第６号の２（第19条第１項及び第６項関係）

第１　第　期　中　間　決　算　公　告

年　月　日

住　所

株式会社　銀行

代表取締役又は代表執行役　氏　名

（記載上の注意）

［略］

中間貸借対照表（　年　月　日現在）

（単位：百万円）

科　目	金額	科　目	金額
（資産の部） ［略］		（負債の部） ［略］ （純資産の部） ［略］ 評価・換算差額等合計 株式引受権 ［略］	
資　産　の　部　合　計		負債及び純資産の部合計	

		［同左］	
資　産　の　部　合　計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

［１・２　同左］

中間損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

［同左］

（記載上の注意）

［１・２　同左］

別紙様式第６号の２（第19条第１項及び第６項関係）

第１　第　期　中　間　決　算　公　告

年　月　日

住　所

株式会社　銀行

代表取締役又は代表執行役　氏　名

（記載上の注意）

［同左］

中間貸借対照表（　年　月　日現在）

（単位：百万円）

科　目	金額	科　目	金額
（資産の部） ［同左］		（負債の部） ［同左］ （純資産の部） ［同左］ 評価・換算差額等合計 ［同左］	
資　産　の　部　合　計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑩　略］

⑪　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）

⑫　［略］

⑶　［略］

⑷　金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

［⑸～⒇　略］

［２・３　略］

中間損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

［表略］

（記載上の注意）

［１～３　略］

4　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。

⑴　当該中間会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

⑶　当該中間会計期間及び当該中間会計期間の末日後の収益の金額を理解

（記載上の注意）

1　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑩　同左］

［加える。］

⑪　［同左］

⑶　［同左］

⑷　金融商品の時価等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

［⑸～⒇　同左］

［２・３　同左］

中間損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

［同左］

（記載上の注意）

［１～３　同左］

［加える。］

するための情報

⑴から⑶までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

中間連結損益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書を作成している場合には、⑴及び⑶に掲げる事項の記載を要しない。

⑵に掲げる事項が中間連結損益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

⑵及び⑶に掲げる事項について、前事業年度の末日に比して重要な変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。

5　［略］

第２　　第　　期中　間　決　算　公　告（要旨）

年　月　日

住　所

株式会社　　銀行

代表取締役又は代表執行役　　氏　名

（記載上の注意）

［略］

中間貸借対照表（　　年　　月　　日現在）

（単位：百万円又は億円）

科　目	金額	科　目	金額
（資産の部） ［略］		（負債の部） ［略］ （純資産の部） ［略］ 評価・換算差額等合計 株式引受権 ［略］	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

4　［同左］

第２　　第　　期中　間　決　算　公　告（要旨）

年　月　日

住　所

株式会社　　銀行

代表取締役又は代表執行役　　氏　名

（記載上の注意）

［同左］

中間貸借対照表（　　年　　月　　日現在）

（単位：百万円又は億円）

科　目	金額	科　目	金額
（資産の部） ［同左］		（負債の部） ［同左］ （純資産の部） ［同左］ 評価・換算差額等合計 ［同左］	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

［１・２　略］

中間損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

［表略］

（記載上の注意）

［１・２　略］

別紙様式第６号の３（第19条第１項及び第６項関係）

第１　第　期　決　算　公　告

年　月　日

住　所

株式会社　銀行

代表取締役又は代表執行役　氏　名

（記載上の注意）

［略］

貸借対照表（　年　月　日現在）

（単位：百万円）

科　目	金額	科　目	金額
（資産の部） ［略］		（負債の部） ［略］ （純資産の部） ［略］ 評価・換算差額等合計 株式引受権 ［略］	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

（記載上の注意）

［１・２　同左］

中間損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

［同左］

（記載上の注意）

［１・２　同左］

別紙様式第６号の３（第19条第１項及び第６項関係）

第１　第　期　決　算　公　告

年　月　日

住　所

株式会社　銀行

代表取締役又は代表執行役　氏　名

（記載上の注意）

［同左］

貸借対照表（　年　月　日現在）

（単位：百万円）

科　目	金額	科　目	金額
（資産の部） ［同左］		（負債の部） ［同左］ （純資産の部） ［同左］ 評価・換算差額等合計 ［同左］	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

１　［同左］

⑴　［略］
⑵　次に掲げる会計方針に関する事項
［①～⑩　略］
⑪　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）
⑫　［略］
⑶　次に掲げる会計上の見積りに関する事項
①　会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であつて、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの
②　当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額
③　②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報（連結財務諸表に注記すべき情報と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該情報の記載を要しない。）
⑷　［略］
⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）
⑹～㉜　［略］
［２～６　略］

損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

［表略］
（記載上の注意）
［１～７　略］
８　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除

⑴　［同左］
⑵　［同左］
［①～⑩　同左］
［加える。］
⑪　［同左］
［加える。］
⑶　［同左］
⑷　金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）
⑸～㉛　［同左］
［２～６　同左］

損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

［同左］
（記載上の注意）
［１～７　同左］
［加える。］

く。）を注記すること。

⑴　当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

⑶　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

⑴から⑶までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書を作成している場合には、⑴及び⑶に掲げる事項の記載を要しない。

⑵に掲げる事項が連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

9～11　［略］

第２　　第　　期　決　算　公　告（要旨）

年　　月　　日

住　所

株式会社　　銀行

代表取締役又は代表執行役　　氏　名

（記載上の注意）

［略］

貸借対照表（　　年　　月　　日現在）

（単位：百万円又は億円）

科　　目	金額	科　　目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
［略］		［略］	
		（純資産の部）	
		［略］	
		評価・換算差額等合計	
		株式引受権	

8～10　［同左］

第２　　第　　期　決　算　公　告（要旨）

年　　月　　日

住　所

株式会社　　銀行

代表取締役又は代表執行役　　氏　名

（記載上の注意）

［同左］

貸借対照表（　　年　　月　　日現在）

（単位：百万円又は億円）

科　　目	金額	科　　目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
［同左］		［同左］	
		（純資産の部）	
		［同左］	
		評価・換算差額等合計	

		［略］	
資　産　の　部　合　計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

［１・２　略］

損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

［表略］

（記載上の注意）

［１・２　略］

別紙様式第６号の４（第19条第１項及び第６項関係）

第１　第　期　決　算　公　告

年　月　日

住　所

株式会社　銀行

代表取締役又は代表執行役　氏　名

（記載上の注意）

［略］

貸借対照表（　年　月　日現在）

（単位：百万円）

科　目	金額	科　目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
［略］		［略］	
		（純資産の部）	
		［略］	
		評価・換算差額等合計	
		株式引受権	
		［略］	
資　産　の　部　合　計		負債及び純資産の部合計	

		［同左］	
資　産　の　部　合　計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

［１・２　同左］

損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

［同左］

（記載上の注意）

［１・２　同左］

別紙様式第６号の４（第19条第１項及び第６項関係）

第１　第　期　決　算　公　告

年　月　日

住　所

株式会社　銀行

代表取締役又は代表執行役　氏　名

（記載上の注意）

［同左］

貸借対照表（　年　月　日現在）

（単位：百万円）

科　目	金額	科　目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
［同左］		［同左］	
		（純資産の部）	
		［同左］	
		評価・換算差額等合計	
		［同左］	
資　産　の　部　合　計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑩　略］

⑪　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）

⑫　［略］

⑶　次に掲げる会計上の見積りに関する事項

①　会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であつて、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの

②　当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額

③　②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報（連結財務諸表に注記すべき情報と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該情報の記載を要しない。）

⑷　［略］

⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑹～㉜　［略］

［２～６　略］

損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

［表略］

（記載上の注意）

1　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑩　同左］

［加える。］

⑪　［同左］

［加える。］

⑶　［同左］

⑷　金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑸～㉛　［同左］

［２～６　同左］

損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

［同左］

（記載上の注意）

［１～７　略］

８　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。

⑴　当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

⑶　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

⑴から⑶までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書を作成している場合には、⑴及び⑶に掲げる事項の記載を要しない。

⑵に掲げる事項が連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

９～11　［略］

第２　　第　　期　決　算　公　告（要旨）

年　　月　　日

住　所

株式会社　　銀行

代表取締役又は代表執行役　氏　　名

（記載上の注意）

［略］

貸借対照表（　　年　　月　　日現在）

（単位：百万円又は億円）

科　　目	金 額	科　　目	金 額
（資 産 の 部）		（負 債 の 部）	
［略］		［略］	

（記載上の注意）

［１～７　同左］

［加える。］

８～10　［同左］

第２　　第　　期　決　算　公　告（要旨）

年　　月　　日

住　所

株式会社　　銀行

代表取締役又は代表執行役　氏　　名

（記載上の注意）

［同左］

貸借対照表（　　年　　月　　日現在）

（単位：百万円又は億円）

科　　目	金 額	科　　目	金 額
（資 産 の 部）		（負 債 の 部）	
［同左］		［同左］	

		（純資産の部） ［略］ 評価・換算差額等合計 株式引受権 ［略］	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

［１・２　略］

損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

［表略］

（記載上の注意）

［１・２　略］

別紙様式第７号（第19条第１項及び第６項関係）

第１　第　期中間決算公告

年　月　日

住所

銀行　支店

代表者氏名

（記載上の注意）

［略］

中間貸借対照表（　年　月　日現在）

［表略］

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑨　略］

⑩　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて

		（純資産の部） ［同左］ 評価・換算差額等合計 ［同左］	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

［１・２　同左］

損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

［同左］

（記載上の注意）

［１・２　同左］

別紙様式第７号（第19条第１項及び第６項関係）

第１　第　期中間決算公告

年　月　日

住所

銀行　支店

代表者氏名

（記載上の注意）

［同左］

中間貸借対照表（　年　月　日現在）

［同左］

（記載上の注意）

１　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑨　同左］

［加える。］

当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）

⑪　［略］

⑶　［略］

⑷　金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

［⑸～⒂　略］

［２・３　略］

中間損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

［表略］

（記載上の注意）

［１～４　略］

５　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。

⑴　当該中間会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

⑶　当該中間会計期間及び当該中間会計期間の末日後の収益の金額を理解するための情報

⑴から⑶までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

中間連結損益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書を作成している場合には、⑴及び⑶に掲げる事項の記載を要しない。

⑵に掲げる事項が中間連結損益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注

⑩　［同左］

⑶　［同左］

⑷　金融商品の時価等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

［⑸～⒂　同左］

［２・３　同左］

中間損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

［同左］

（記載上の注意）

［１～４　同左］

［加える。］

記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

⑵及び⑶に掲げる事項について、前事業年度の末日に比して重要な変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。

第２　［略］

別紙様式第７号の２（第19条第１項及び第６項関係）

第１　第　期　中　間　決　算　公　告

年　月　日

住　所

銀行　支店

代　表　者　氏　名

（記載上の注意）

［略］

中間貸借対照表（　年　月　日現在）

［表略］

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑨　略］

⑩　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）

⑪　［略］

⑶　［略］

⑷　金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

第２　［同左］

別紙様式第７号の２（第19条第１項及び第６項関係）

第１　第　期　中　間　決　算　公　告

年　月　日

住　所

銀行　支店

代　表　者　氏　名

（記載上の注意）

［同左］

中間貸借対照表（　年　月　日現在）

［同左］

（記載上の注意）

１　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑨　同左］

［加える。］

⑩　［同左］

⑶　［同左］

⑷　金融商品の時価等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

［⑸～⒂　略］

［２・３　略］

中間損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

［表略］

（記載上の注意）

［１～４　略］

５　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。

⑴　当該中間会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

⑶　当該中間会計期間及び当該中間会計期間の末日後の収益の金額を理解するための情報

⑴から⑶までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

中間連結損益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書を作成している場合には、⑴及び⑶に掲げる事項の記載を要しない。

⑵に掲げる事項が中間連結損益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

⑵及び⑶に掲げる事項について、前事業年度の末日に比して重要な変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。

第２　［略］

別紙様式第７号の３（第19条第１項及び第６項関係）

第１　第　期　決　算　公　告

年　月　日

住　所

［⑸～⒂　同左］

［２・３　同左］

中間損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

［同左］

（記載上の注意）

［１～４　同左］

［加える。］

第２　［同左］

別紙様式第７号の３（第19条第１項及び第６項関係）

第１　第　期　決　算　公　告

年　月　日

住　所

銀行　　支店
代　表　者　氏　　名

（記載上の注意）
［略］

貸借対照表（　　年　　月　　日現在）

［表略］

（記載上の注意）
1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
⑴　［略］
⑵　次に掲げる会計方針に関する事項
［①～⑨　略］
⑩　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）
⑪　［略］
⑶　次に掲げる会計上の見積りに関する事項
①　会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であつて、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの
②　当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額
③　②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報（連結財務諸表に注記すべき情報と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該情報の記載を要しない。）
⑷　［略］
⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸

銀行　　支店
代　表　者　氏　　名

（記載上の注意）
［同左］

貸借対照表（　　年　　月　　日現在）

［同左］

（記載上の注意）
1　［同左］
⑴　［同左］
⑵　［同左］
［①～⑨　同左］
［加える。］
⑩　［同左］
［加える。］
⑶　［同左］
⑷　金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要し

借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑹～㉑　［略］

［２～６　略］

損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

［表略］

（記載上の注意）

［１～８　略］

９　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。

⑴　当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

⑶　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

⑴から⑶までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書を作成している場合には、⑴及び⑶に掲げる事項の記載を要しない。

⑵に掲げる事項が連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

第２　［略］

別紙様式第７号の４（第19条第１項及び第６項関係）

第１　第　期　決　算　公　告

年　月　日

住　所

銀行　支店

ない。）

⑸～⑳　［同左］

［２～６　同左］

損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

［同左］

（記載上の注意）

［１～８　同左］

［加える。］

第２　［同左］

別紙様式第７号の４（第19条第１項及び第６項関係）

第１　第　期　決　算　公　告

年　月　日

住　所

銀行　支店

代　表　者　氏　　名

（記載上の注意）

［略］

貸借対照表（　　年　　月　　日現在）

［表略］

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑨　略］

⑩　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）

⑪　［略］

⑶　次に掲げる会計上の見積りに関する事項

①　会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であつて、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの

②　当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額

③　②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報（連結財務諸表に注記すべき情報と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該情報の記載を要しない。）

⑷　［略］

⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑹～㉑　［略］

代　表　者　氏　　名

（記載上の注意）

［同左］

貸借対照表（　　年　　月　　日現在）

［同左］

（記載上の注意）

1　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑨　同左］

［加える。］

⑩　［同左］

［加える。］

⑶　［同左］

⑷　金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑸～⑳　［同左］

［２～６　略］

損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

［表略］

（記載上の注意）

［１～８　略］

9　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。

⑴　当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

⑶　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

⑴から⑶までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書を作成している場合には、⑴及び⑶に掲げる事項の記載を要しない。

⑵に掲げる事項が連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

第２　［略］

別紙様式第８号（第19条第２項及び第６項関係）

第１　第　期　中　間　決　算　公　告

年　月　日

住　所

株式会社　銀行

代表取締役又は代表執行役　氏　名

（記載上の注意）

［１～４　略］

［２～６　同左］

損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

［同左］

（記載上の注意）

［１～８　同左］

［加える。］

第２　［同左］

別紙様式第８号（第19条第２項及び第６項関係）

第１　第　期　中　間　決　算　公　告

年　月　日

住　所

株式会社　銀行

代表取締役又は代表執行役　氏　名

（記載上の注意）

［１～４　同左］

中間連結貸借対照表　（　　年　　月　　日現在）

（単位：百万円）

科　　目	金 額	科　　目	金 額
（資 産 の 部） ［略］		（負 債 の 部） ［略］ （純 資 産 の 部） ［略］ その他の包括利益累計額合計 株　式　引　受　権 ［略］	
資　産　の　部　合　計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

1　［略］

2　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑩　略］

⑪　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）

⑫・⑬　［略］

⑶　［略］

⑷　金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

［⑸～⒅　略］

［３～６　略］

中間連結貸借対照表　（　　年　　月　　日現在）

（単位：百万円）

科　　目	金 額	科　　目	金 額
（資 産 の 部） ［同左］		（負 債 の 部） ［同左］ （純 資 産 の 部） ［同左］ その他の包括利益累計額合計 ［同左］	
資　産　の　部　合　計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

1　［同左］

2　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑩　同左］

［加える。］

⑪・⑫　［同左］

⑶　［同左］

⑷　金融商品の時価等に関する事項

［⑸～⒅　同左］

［３～６　同左］

中間連結損益計算書 (年　月　日から
年　月　日まで)

［表略］

（記載上の注意）

1　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。

⑴　当該中間連結会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

⑶　当該中間連結会計期間及び当該中間連結会計期間の末日後の収益の金額を理解するための情報

⑴から⑶までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

⑵及び⑶に掲げる事項について、前連結会計年度の末日に比して重要な変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。

2～7　［略］

中間連結損益及び包括利益計算書 (年　月　日から
年　月　日まで)

〔「中間連結損益計算書」について、「中間連結損益及び包括利益計算書」の記載に代える場合〕

［表略］

（記載上の注意）

1　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。

⑴　当該中間連結会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

中間連結損益計算書 (年　月　日から
年　月　日まで)

［同左］

（記載上の注意）

［加える。］

1～6　［同左］

中間連結損益及び包括利益計算書 (年　月　日から
年　月　日まで)

〔「中間連結損益計算書」について、「中間連結損益及び包括利益計算書」の記載に代える場合〕

［同左］

（記載上の注意）

［加える。］

⑶　当該中間連結会計期間及び当該中間連結会計期間の末日後の収益の金額を理解するための情報

⑴から⑶までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

⑵及び⑶に掲げる事項について、前連結会計年度の末日に比して重要な変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。

２～７　［略］

第２　　第　　期　中　間　決　算　公　告（要旨）

年　　月　　日

住　　所

株式会社　　銀行

代表取締役又は代表執行役　氏　　名

（記載上の注意）

［１～３　略］

中間連結貸借対照表（　　年　　月　　日現在）

（単位：百万円又は億円）

科　　目	金 額	科　　目	金 額
（資 産 の 部） ［略］		（負 債 の 部） ［略］ （純 資 産 の 部） ［略］ その他の包括利益累計額合計 株　式　引　受　権 ［略］	
資　産　の　部　合　計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

［１・２　略］

中間連結損益計算書（　年　　月　　日から　年　　月　　日まで）

［表略］

１～６　［同左］

第２　　第　　期　中　間　決　算　公　告（要旨）

年　　月　　日

住　　所

株式会社　　銀行

代表取締役又は代表執行役　氏　　名

（記載上の注意）

［１～３　同左］

中間連結貸借対照表（　　年　　月　　日現在）

（単位：百万円又は億円）

科　　目	金 額	科　　目	金 額
（資 産 の 部） ［同左］		（負 債 の 部） ［同左］ （純 資 産 の 部） ［同左］ その他の包括利益累計額合計 ［同左］	
資　産　の　部　合　計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

［１・２　同左］

中間連結損益計算書（　年　　月　　日から　年　　月　　日まで）

［同左］

（記載上の注意）

［１～３　略］

中間連結損益及び包括利益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

〔「中間連結損益計算書」について、「中間連結損益及び包括利益計算書」の記載に代える場合〕

［表略］

（記載上の注意）

［１～３　略］

別紙様式第８号の２（第19条第２項及び第６項関係）

第１　第　期　決　算　公　告

年　月　日

住　所

株式会社　銀行

代表取締役又は代表執行役　氏　名

（記載上の注意）

［１～４　略］

連結貸借対照表（　年　月　日現在）

（単位：百万円）

科　目	金額	科　目	金額
（資産の部） ［略］		（負債の部） ［略］ （純資産の部） ［略］ その他の包括利益累計額合計 株式引受権 ［略］	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

［１～３　同左］

中間連結損益及び包括利益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

〔「中間連結損益計算書」について、「中間連結損益及び包括利益計算書」の記載に代える場合〕

［同左］

（記載上の注意）

［１～３　同左］

別紙様式第８号の２（第19条第２項及び第６項関係）

第１　第　期　決　算　公　告

年　月　日

住　所

株式会社　銀行

代表取締役又は代表執行役　氏　名

（記載上の注意）

［１～４　同左］

連結貸借対照表（　年　月　日現在）

（単位：百万円）

科　目	金額	科　目	金額
（資産の部） ［同左］		（負債の部） ［同左］ （純資産の部） ［同左］ その他の包括利益累計額合計 ［同左］	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

1　［略］

2　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑩　略］

⑪　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）

⑫・⑬　［略］

⑶　次に掲げる会計上の見積りに関する事項

①　会計上の見積りにより当該連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であつて、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの

②　当該連結会計年度に係る連結財務諸表の①に掲げる項目に計上した額

③　②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

⑷　［略］

⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

⑹～㉕　［略］

［３～８　略］

連結損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

［表略］

（記載上の注意）

1　［同左］

2　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑩　同左］

［加える。］

⑪・⑫　［同左］

［加える。］

⑶　［同左］

⑷　金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項

⑸～㉔　［同左］

［３～８　同左］

連結損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

［同左］

（記載上の注意） 1　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。 ⑴　当該連結会計年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項 ⑵　収益を理解するための基礎となる情報 ⑶　当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報 ⑴から⑶までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。 2～8　［略］ 連結損益及び包括利益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）	（記載上の注意） ［加える。］ 1～7　［同左］ 連結損益及び包括利益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）
〔「連結損益計算書」について、「連結損益及び包括利益計算書」の記載に代える場合〕 ［表略］ （記載上の注意） 1　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。 ⑴　当該連結会計年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項 ⑵　収益を理解するための基礎となる情報 ⑶　当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報 ⑴から⑶までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。 2～8　［略］	〔「連結損益計算書」について、「連結損益及び包括利益計算書」の記載に代える場合〕 ［同左］ （記載上の注意） ［加える。］ 1～7　［同左］

第２　　第　　期　決　算　公　告（要旨）

年　　月　　日

住　　所

株式会社　　銀行

代表取締役又は代表執行役　　氏　　名

（記載上の注意）

［１～３　略］

連結貸借対照表（　　年　　月　　日現在）

（単位：百万円又は億円）

科　　目	金 額	科　　目	金 額
（資 産 の 部） ［略］		（負 債 の 部） ［略］ （純 資 産 の 部） ［略］ その他の包括利益累計額合計 株　式　引　受　権 ［略］	
資　産　の　部　合　計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

［１・２　略］

連結損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

［表略］

（記載上の注意）

［１～３　略］

連結損益及び包括利益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

〔「連結損益計算書」について、「連結損益及び包括利益計算書」の記載に代える場合〕

［表略］

第２　　第　　期　決　算　公　告（要旨）

年　　月　　日

住　　所

株式会社　　銀行

代表取締役又は代表執行役　　氏　　名

（記載上の注意）

［１～３　同左］

連結貸借対照表（　　年　　月　　日現在）

（単位：百万円又は億円）

科　　目	金 額	科　　目	金 額
（資 産 の 部） ［同左］		（負 債 の 部） ［同左］ （純 資 産 の 部） ［同左］ その他の包括利益累計額合計 ［同左］	
資　産　の　部　合　計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

［１・２　同左］

連結損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

［同左］

（記載上の注意）

［１～３　同左］

連結損益及び包括利益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

〔「連結損益計算書」について、「連結損益及び包括利益計算書」の記載に代える場合〕

［同左］

（記載上の注意）

［１～３　略］

別紙様式第 11 号（第 34 条の 24 第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）

中　間　業　務　報　告　書

第　　期中（　年　　月　　日から　年　　月　　日まで）

銀　行　持　株　会　社　名

年　　月　　日

金融庁長官　　殿

住　　所

会　社　名

代表取締役　氏　　名

年　　月　　日から　　年　　月　　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　　次

［第１・第２　略］

（記載上の注意）

［１～６　略］

第１　［略］

第２　中間連結財務諸表

１　［略］

２　第　　期中（　　年　　月　　日現在）中間連結貸借対照表

（単位：百万円）

科　　目	金 額	科　　目	金 額
（資 産 の 部）		（負 債 の 部）	
［略］		［略］	
		（純 資 産 の 部）	
		［略］	
		その他の包括利益累計額合計	

（記載上の注意）

［１～３　同左］

別紙様式第 11 号（第 34 条の 24 第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）

中　間　業　務　報　告　書

第　　期中（　年　　月　　日から　年　　月　　日まで）

銀　行　持　株　会　社　名

年　　月　　日

金融庁長官　　殿

住　　所

会　社　名

代表取締役　氏　　名

年　　月　　日から　　年　　月　　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　　次

［第１・第２　同左］

（記載上の注意）

［１～６　同左］

第１　［同左］

第２　中間連結財務諸表

１　［同左］

２　第　　期中（　　年　　月　　日現在）中間連結貸借対照表

（単位：百万円）

科　　目	金 額	科　　目	金 額
（資 産 の 部）		（負 債 の 部）	
［同左］		［同左］	
		（純 資 産 の 部）	
		［同左］	
		その他の包括利益累計額合計	

		株　式　引　受　権	
		［略］	
資　産　の　部　合　計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑩　略］

⑪　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）

⑫・⑬　［略］

⑶　［略］

⑷　金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

［⑸～⒄　略］

［２～６　略］

３　第　　期中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書

（記載上の注意）

［略］

⑴　中間連結損益計算書

［表略］

（記載上の注意）

1　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。

		［同左］	
資　産　の　部　合　計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

1　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑩　同左］

［加える。］

⑪・⑫　［同左］

⑶　［同左］

⑷　金融商品の時価等に関する事項

［⑸～⒄　同左］

［２～６　同左］

３　第　　期中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書

（記載上の注意）

［同左］

⑴　中間連結損益計算書

［同左］

（記載上の注意）

［加える。］

⑴　当該中間連結会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

⑶　当該中間連結会計期間及び当該中間連結会計期間の末日後の収益の金額を理解するための情報

⑴から⑶までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

⑵及び⑶に掲げる事項について、前連結会計年度の末日に比して重要な変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。

２～７　［略］

⑵　中間連結包括利益計算書

［表略］

（記載上の注意）

［１～４　略］

中間連結損益及び包括利益計算書

〔「⑴　中間連結損益計算書」及び「⑵　中間連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕

［表略］

（記載上の注意）

１　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。

⑴　当該中間連結会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

⑶　当該中間連結会計期間及び当該中間連結会計期間の末日後の収益の金額を理解するための情報

⑴から⑶までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

１～６　［同左］

⑵　中間連結包括利益計算書

［同左］

（記載上の注意）

［１～４　同左］

中間連結損益及び包括利益計算書

〔「⑴　中間連結損益計算書」及び「⑵　中間連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕

［同左］

（記載上の注意）

［加える。］

⑵及び⑶に掲げる事項について、前連結会計年度の末日に比して重要な変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。

２～９　［略］

4　第　期中（年　月　日から　年　月　日まで）中間連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本					その他の包括利益累計額						株式引受権	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計				
当期首残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期変動額															
新株の発行	××	××			××										××
剰余金の配当			△××		△××										△××
親会社株主に帰属する中間純利益			××		××										××
自己株式の処分				××	××										××
・・・・・・															××
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）						××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期変動額合計	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期末残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××

（記載上の注意）

［１～７　略］

５　［略］

別紙様式第 12 号（第 34 条の 24 第２項関係）　（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

第　期（年　月　日から　年　月　日まで）

銀　行　持　株　会　社　名

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所

会 社 名

代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１・第２　略］

１～８　［同左］

4　第　期中（年　月　日から　年　月　日まで）中間連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本					その他の包括利益累計額						新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期変動額														
新株の発行	××	××			××									××
剰余金の配当			△××		△××									△××
親会社株主に帰属する中間純利益			××		××									××
自己株式の処分				××	××									××
・・・・・・														××
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）						××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期変動額合計	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期末残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××

（記載上の注意）

［１～７　同左］

５　［同左］

別紙様式第 12 号（第 34 条の 24 第２項関係）　（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

第　期（年　月　日から　年　月　日まで）

銀　行　持　株　会　社　名

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所

会 社 名

代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１・第２　同左］

（記載上の注意）

［１～６　略］

第１　［略］

第２　連結財務諸表

１　［略］

２　第　　期末（　　年　　月　　日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科　　目	金 額	科　　目	金 額
（資 産 の 部） ［略］		（負 債 の 部） ［略］ （純 資 産 の 部） ［略］ その他の包括利益累計額合計 株　式　引　受　権 ［略］	
資　産　の　部　合　計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑩　略］

⑪　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）

⑫・⑬　［略］

⑶　次に掲げる会計上の見積りに関する事項

①　会計上の見積りにより当該連結会計年度に係る連結財務諸表にその

（記載上の注意）

［１～６　同左］

第１　［同左］

第２　連結財務諸表

１　［同左］

２　第　　期末（　　年　　月　　日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科　　目	金 額	科　　目	金 額
（資 産 の 部） ［同左］		（負 債 の 部） ［同左］ （純 資 産 の 部） ［同左］ その他の包括利益累計額合計 ［同左］	
資　産　の　部　合　計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

１　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑩　同左］

［加える。］

⑪・⑫　［同左］

［加える。］

額を計上した項目であつて、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの

② 当該連結会計年度に係る連結財務諸表の①に掲げる項目に計上した額

③ ②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

⑷ ［略］

⑸ 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

⑹～㉔ ［略］

［２～８ 略］

３ 第 期（ 年 月 日から / 年 月 日まで ）連結損益計算書及び連結包括利益計算書

（記載上の注意）

［略］

⑴ 連結損益計算書

［表略］

（記載上の注意）

１ 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。

⑴ 当該連結会計年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

⑵ 収益を理解するための基礎となる情報

⑶ 当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

⑴から⑶までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

２～８ ［略］

⑶ ［同左］

⑷ 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項

⑸～㉓ ［同左］

［２～８ 同左］

３ 第 期（ 年 月 日から / 年 月 日まで ）連結損益計算書及び連結包括利益計算書

（記載上の注意）

［同左］

⑴ 連結損益計算書

［同左］

（記載上の注意）

［加える。］

１～７ ［同左］

⑵　連結包括利益計算書 ［表略］ （記載上の注意） ［１～５　略］ 連結損益及び包括利益計算書 〔「⑴　連結損益計算書」及び「⑵　連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕 ［表略］ （記載上の注意） １　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。 ⑴　当該連結会計年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項 ⑵　収益を理解するための基礎となる情報 ⑶　当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報 ⑴から⑶までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。 ２～10　［略］ 11　親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、10 の注記と併せて記載することができる。	⑵　連結包括利益計算書 ［同左］ （記載上の注意） ［１～５　同左］ 連結損益及び包括利益計算書 〔「⑴　連結損益計算書」及び「⑵　連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕 ［同左］ （記載上の注意） ［加える。］ １～９　［同左］ 10　親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、上記９の注記と併せて記載することができる。

4　第　期〔年　月　日から　年　月　日まで〕連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本					その他の包括利益累計額						株式引受権	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計				
当期首残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期変動額															
新株の発行	××	××			××										××
剰余金の配当			△××		△××										△××
親会社株主に帰属する当期純利益			××		××										××
自己株式の処分				××	××										××
・・・・・・															××
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期変動額合計	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期末残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××

（記載上の注意）

［１～７　略］

５　［略］

別紙様式第 13 号（第 34 条の 25 第１項及び第４項関係）

第１　第　期　中　間　決　算　公　告

年　月　日

住　所

銀　行　持　株　会　社　名

代表取締役又は代表執行役　氏　名

（記載上の注意）

［１～４　略］

中間連結貸借対照表　（　年　月　日現在）

（単位：百万円）

科　目	金額	科　目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
［略］		［略］	
		（純資産の部）	
		［略］	
		その他の包括利益累計額合計	

4　第　期〔年　月　日から　年　月　日まで〕連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本					その他の包括利益累計額						新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期変動額														
新株の発行	××	××			××									××
剰余金の配当			△××		△××									△××
親会社株主に帰属する当期純利益			××		××									××
自己株式の処分				××	××									××
・・・・・・														××
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期変動額合計	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期末残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××

（記載上の注意）

［１～７　同左］

５　［同左］

別紙様式第 13 号（第 34 条の 25 第１項及び第４項関係）

第１　第　期　中　間　決　算　公　告

年　月　日

住　所

銀　行　持　株　会　社　名

代表取締役又は代表執行役　氏　名

（記載上の注意）

［１～４　同左］

中間連結貸借対照表　（　年　月　日現在）

（単位：百万円）

科　目	金額	科　目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
［同左］		［同左］	
		（純資産の部）	
		［同左］	
		その他の包括利益累計額合計	

		株　式　引　受　権	
		［略］	
資　産　の　部　合　計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

1　［略］

2　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑩　略］

⑪　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）

⑫・⑬　［略］

⑶　［略］

⑷　金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

［⑸～⒅　略］

［３～７　略］

中間連結損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

［表略］

（記載上の注意）

1　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。

⑴　当該中間連結会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

		［同左］	
資　産　の　部　合　計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

1　［同左］

2　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑩　同左］

［加える。］

⑪・⑫　［同左］

⑶　［同左］

⑷　金融商品の時価等に関する事項

［⑸～⒅　同左］

［３～７　同左］

中間連結損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

［同左］

（記載上の注意）

［加える。］

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

⑶　当該中間連結会計期間及び当該中間連結会計期間の末日後の収益の金額を理解するための情報

⑴から⑶までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

⑵及び⑶に掲げる事項について、前連結会計年度の末日に比して重要な変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。

２～８　［略］

中間連結損益及び包括利益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

〔「中間連結損益計算書」について、「中間連結損益及び包括利益計算書」の記載に代える場合〕

［表略］

（記載上の注意）

１　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。

⑴　当該中間連結会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

⑶　当該中間連結会計期間及び当該中間連結会計期間の末日後の収益の金額を理解するための情報

⑴から⑶までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

⑵及び⑶に掲げる事項について、前連結会計年度の末日に比して重要な変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。

２～８　［略］

第２　第　期　中　間　決　算　公　告（要旨）

年　月　日

住　所

１～７　［同左］

中間連結損益及び包括利益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

〔「中間連結損益計算書」について、「中間連結損益及び包括利益計算書」の記載に代える場合〕

［同左］

（記載上の注意）

［加える。］

１～７　［同左］

第２　第　期　中　間　決　算　公　告（要旨）

年　月　日

住　所

銀　行　持　株　会　社　名
代表取締役又は代表執行役　氏　　名

（記載上の注意）

［１～３　略］

中間連結貸借対照表（　　年　　月　　日現在）

（単位：百万円又は億円）

科　　目	金 額	科　　目	金 額
（資 産 の 部） ［略］		（負 債 の 部） ［略］ （純 資 産 の 部） ［略］ その他の包括利益累計額合計 株　式　引　受　権 ［略］	
資　産　の　部　合　計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

［１～３　略］

中間連結損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

［表略］

（記載上の注意）

［１～４　略］

中間連結損益及び包括利益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

〔「中間連結損益計算書」について、「中間連結損益及び包括利益計算書」の記載に代える場合〕

［表略］

（記載上の注意）

［１～４　略］

銀　行　持　株　会　社　名
代表取締役又は代表執行役　氏　　名

（記載上の注意）

［１～３　同左］

中間連結貸借対照表（　　年　　月　　日現在）

（単位：百万円又は億円）

科　　目	金 額	科　　目	金 額
（資 産 の 部） ［同左］		（負 債 の 部） ［同左］ （純 資 産 の 部） ［同左］ その他の包括利益累計額合計 ［同左］	
資　産　の　部　合　計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

［１～３　同左］

中間連結損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

［同左］

（記載上の注意）

［１～４　同左］

中間連結損益及び包括利益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

〔「中間連結損益計算書」について、「中間連結損益及び包括利益計算書」の記載に代える場合〕

［同左］

（記載上の注意）

［１～４　同左］

別紙様式第13号の２（第34条の25第１項及び第４項関係）

第１　　第　　期　　決　　算　　公　　告

年　　月　　日

住　　所

銀　行　持　株　会　社　名

代表取締役又は代表執行役　氏名

（記載上の注意）

［１～４　略］

連結貸借対照表（　　年　　月　　日現在）

（単位：百万円）

科　　目	金額	科　　目	金額
（資産の部） ［略］		（負債の部） ［略］ （純資産の部） ［略］ その他の包括利益累計額合計 株式引受権 ［略］	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

１　［略］

２　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑩　略］

⑪　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載する

別紙様式第13号の２（第34条の25第１項及び第４項関係）

第１　　第　　期　　決　　算　　公　　告

年　　月　　日

住　　所

銀　行　持　株　会　社　名

代表取締役又は代表執行役　氏名

（記載上の注意）

［１～４　同左］

連結貸借対照表（　　年　　月　　日現在）

（単位：百万円）

科　　目	金額	科　　目	金額
（資産の部） ［同左］		（負債の部） ［同左］ （純資産の部） ［同左］ その他の包括利益累計額合計 ［同左］	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

１　［同左］

２　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑩　同左］

［加える。］

こと。）	
⑫・⑬　［略］	⑪・⑫　［同左］
⑶　次に掲げる会計上の見積りに関する事項	［加える。］
①　会計上の見積りにより当該連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であつて、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの	
②　当該連結会計年度に係る連結財務諸表の①に掲げる項目に計上した額	
③　②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報	
⑷　［略］	⑶　［同左］
⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項	⑷　金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項
⑹～㉕　［略］	⑸～㉔　［同左］
［３～９　略］	［３～９　同左］
連結損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）	連結損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）
［表略］	［同左］
（記載上の注意）	（記載上の注意）
１　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。	［加える。］
⑴　当該連結会計年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項	
⑵　収益を理解するための基礎となる情報	
⑶　当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報	
⑴から⑶までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。	
２～９　［略］	１～８　［同左］

連結損益及び包括利益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

〔「連結損益計算書」について、「連結損益及び包括利益計算書」の記載に代える場合〕

［表略］

（記載上の注意）

1　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。

⑴　当該連結会計年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

⑶　当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

⑴から⑶までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

2～9　［略］

第2　　第　　期　決　算　公　告（要旨）

年　月　日

住　所

銀　行　持　株　会　社　名

代表取締役又は代表執行役　氏　名

（記載上の注意）

［1～3　略］

連結貸借対照表（　年　月　日現在）

（単位：百万円又は億円）

科　目	金額	科　目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
［略］		［略］	

連結損益及び包括利益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

〔「連結損益計算書」について、「連結損益及び包括利益計算書」の記載に代える場合〕

［同左］

（記載上の注意）

［加える。］

1～8　［同左］

第2　　第　　期　決　算　公　告（要旨）

年　月　日

住　所

銀　行　持　株　会　社　名

代表取締役又は代表執行役　氏　名

（記載上の注意）

［1～3　同左］

連結貸借対照表（　年　月　日現在）

（単位：百万円又は億円）

科　目	金額	科　目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
［同左］		［同左］	

		（純 資 産 の 部） ［略］ その他の包括利益累計額合計 株　式　引　受　権 ［略］	
資　産　の　部　合　計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

［１～３　略］

連結損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

［表略］

（記載上の注意）

［１～４　略］

連結損益及び包括利益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

〔「連結損益計算書」について、「連結損益及び包括利益計算書」の記載に代える場合〕

［表略］

（記載上の注意）

［１～４　略］

		（純 資 産 の 部） ［同左］ その他の包括利益累計額合計 ［同左］	
資　産　の　部　合　計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

［１～３　同左］

連結損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

［同左］

（記載上の注意）

［１～４　同左］

連結損益及び包括利益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

〔「連結損益計算書」について、「連結損益及び包括利益計算書」の記載に代える場合〕

［同左］

（記載上の注意）

［１～４　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（無尽業法施行細則の一部改正）

第二条　無尽業法施行細則（昭和六年大蔵省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改　正　後	改　正　前
（業務報告書雛形） 第何期業務報告書 年　月　日ヨリ　年　月　日ニ至ル間ノ業務ノ成績左ノ通及報告候也 年　月　日 府　市　町 何　何　何　何番地 県　郡　村 何無尽株式会社 取締役　氏　名 取締役　氏　名 取締役　氏　名 、、、、 金融庁長官　殿 目次 ［一～四　略］ 備考 ［一～四　略］ 一　［略］ 二　第何期末（　年　月　日現在）貸借対照表 ［表略］ （記載上の注意） 1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 ⑴　［略］ ⑵　次に掲げる会計方針に関する事項 ［①～⑥　略］ ⑦　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客	（業務報告書雛形） 第何期業務報告書 年　月　日ヨリ　年　月　日ニ至ル間ノ業務ノ成績左ノ通及報告候也 年　月　日 府　市　町 何　何　何　何番地 県　郡　村 何無尽株式会社 取締役　氏　名 取締役　氏　名 取締役　氏　名 、、、、 金融庁長官　殿 目次 ［一～四　同上］ 備考 ［一～四　同上］ 一　［同上］ 二　第何期末（　年　月　日現在）貸借対照表 ［同左］ （記載上の注意） 1　［同左］ ⑴　［同左］ ⑵　［同左］ ［①～⑥　同左］ ［加える。］

との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）

⑧　［略］

⑶　次に掲げる会計上の見積りに関する事項

①　会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であつて、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの

②　当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額

③　②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

⑷　［略］

⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

⑹～㉔　［略］

［２～５　略］

三　第何期（自　年　月　日／至　年　月　日）損益計算書

［表略］

（記載上の注意）

［１～６　略］

７　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。

⑴　当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

⑶　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

⑴から⑶までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるとき

⑦　［同左］

［加える。］

⑶　［同左］

⑷　金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項

⑸～㉓　［同左］

［２～５　同左］

三　第何期（自　年　月　日／至　年　月　日）損益計算書

［同左］

（記載上の注意）

［１～６　同左］

［加える。］

は、記載することを要しない。 ８～10　［略］ 四　［略］	７～９　［同左］ 四　［同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（船主相互保険組合法施行規則の一部改正）

第三条　船主相互保険組合法施行規則（昭和二十五年大蔵省運輸省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改　正　後	改　正　前
別紙様式第１号（第27条関係） （日本産業規格Ａ４） 年度（　年　月　日から 年　月　日まで）業務報告書 年　月　日 金融庁長官　殿 住　所 組 合 名 代表理事 組 合 長　氏　名 年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。 目　次 ［第１～第８　略］ （記載上の注意） ［１・２　略］ 第１　［略］ 第２　年度（　年　月　日現在）貸借対照表 ［表略］ （記載上の注意） １　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 ⑴　［略］ ⑵　次に掲げる会計方針に関する事項 ［①～⑨　略］ ⑩　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通	別紙様式第１号（第27条関係） （日本産業規格Ａ４） 年度（　年　月　日から 年　月　日まで）業務報告書 年　月　日 金融庁長官　殿 住　所 組 合 名 代表理事 組 合 長　氏　名 年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。 目　次 ［第１～第８　同左］ （記載上の注意） ［１・２　同左］ 第１　［同左］ 第２　年度（　年　月　日現在）貸借対照表 ［同左］ （記載上の注意） １　［同左］ ⑴　［同左］ ⑵　［同左］ ［①～⑨　同左］ ［加える。］

常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）

⑪　［略］

⑶　次に掲げる会計上の見積りに関する事項

①　会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの

②　当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額

③　②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

⑷　［略］

⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

⑹～⒇　［略］

［２～５　略］

第３　［略］

第４

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）損益計算書

［表略］

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。ただし、貸借対照表に記載したものは、この限りでない。

［⑴～⑸　略］

⑹　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区

⑩　［同左］

［加える。］

⑶　［同左］

⑷　金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項

⑸～⒆　［同左］

［２～５　同左］

第３　［同左］

第４

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）損益計算書

［同左］

（記載上の注意）

１　［同左］

［⑴～⑸　同左］

［加える。］

分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

② 収益を理解するための基礎となる情報

③ 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

①から③までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

⑺ ［略］

［２・３ 略］

［第５～第８ 略］

別紙様式第３号（第48条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度中（ 年 月 日から 年 月 日まで） 半期報告書

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

組 合 名

代表理事

組 合 長 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

［第１～第４ 略］

（記載上の注意）

［１・２ 略］

第１ ［略］

第２ 年度中（ 年 月 日現在）半期貸借対照表

［表略］

（記載上の注意）

１ 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については

⑹ ［同左］

［２・３ 同左］

［第５～第８ 同左］

別紙様式第３号（第48条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度中（ 年 月 日から 年 月 日まで） 半期報告書

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

組 合 名

代表理事

組 合 長 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

［第１～第４ 同左］

（記載上の注意）

［１・２ 同左］

第１ ［同左］

第２ 年度中（ 年 月 日現在）半期貸借対照表

［同左］

（記載上の注意）

１ ［同左］

、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑤　略］

⑥　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）

⑦　［略］

［⑶～⑽　略］

［２～４　略］

第３

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）　半期損益計算書

［表略］

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。ただし、貸借対照表に記載したものは、この限りでない。

［⑴・⑵　略］

⑶　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　当中間会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

②　収益を理解するための基礎となる情報

③　当中間会計期間及び当中間会計期間の末日後の収益の金額を理解するための情報

①から③までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるとき

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑤　同左］

［加える。］

⑥　［同左］

［⑶～⑽　同左］

［２～４　同左］

第３

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）　半期損益計算書

［同左］

（記載上の注意）

１　［同左］

［⑴・⑵　同左］

［加える。］

は、記載することを要しない。 ②及び③に掲げる事項について、前事業年度の末日に比して重要な変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。 ⑷　［略］ ［２・３　略］ 第４　［略］	⑶　［同左］ ［２・３　同左］ 第４　［同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（証券金融会社に関する内閣府令の一部改正）

第四条　証券金融会社に関する内閣府令（昭和三十年大蔵省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改　正　後

（別紙様式１）

第　期事業報告書　（　年　月　日から　年　月　日まで　）

年　月　日

会社名

所在地

代表者の役職氏名

１　業　務　の　状　況

［⑴～⒄　略］

２　経　理　の　状　況

⑴　貸　借　対　照　表

年　月　日現在

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
［略］	千円	［略］	千円
		負債合計	
		純資産の部	
		［１．・２．　略］ ３．株式引受権 ４．［略］	
		純資産合計	
資産合計		負債・純資産合計	

（注）［Ⅰ．～Ⅴ．　略］

⑵　［略］

改　正　前

（別紙様式１）

第　期事業報告書　（　年　月　日から　年　月　日まで　）

年　月　日

会社名

所在地

代表者の役職氏名

１　業　務　の　状　況

［⑴～⒄　同左］

２　経　理　の　状　況

⑴　貸　借　対　照　表

年　月　日現在

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
［同左］	千円	［同左］	千円
		負債合計	
		純資産の部	
		［１．・２．　同左］ ［加える。］ ３．［同左］	
		純資産合計	
資産合計		負債・純資産合計	

（注）［Ⅰ．～Ⅴ．　同左］

⑵　［同左］

(3) 株主資本等変動計算書

（単位：千円）

	株主資本									評価・換算差額等				株式引受権	新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計									
						××積立金	繰越利益剰余金										
当期首残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期変動額																	
新株の発行	×××	×××		×××						×××							×××
剰余金の配当					×××		△×××	△×××		△×××							△×××
当期純利益							×××	×××		×××							×××
自己株式の処分									×××	×××							×××
・・・・・・・																	×××
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）											×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××	－	×××	×××	－	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××

(4) 営業考課表

（自　　年　月　日　至　　年　月　日）

（単位：千円、%）

運用					調達				
科目	期末残高	平均残高	収入金額	平均利回	科目	期末残高	平均残高	支出金額	平均原価
現金・無利息預け金 普通預金等 コール・ローン 有価証券等 貸付金 貸借取引貸付 公社債貸付 公社債流通金融 顧客貸付 一般貸付 普通貸付 極度貸付 特別貸付 顧客貸付 買現先取引勘定 子会社・その他の貸付 借入有価証券代り金 その他の流動資産 有形固定資産 無形固定資産 投資有価証券 その他の固定資産					借入金 コール・マネー 売渡手形 日本銀行借入金 その他の銀行借入金 その他の借入金 コマーシャル・ペーパー 売現先取引勘定 貸株等代り金 貸債券代り金 財団預り金 その他の預り金 貸借取引担保金 その他の負債 諸引当金 （未払税金を除く）				
対照勘定 貸付有価証券 保管有価証券等					対照勘定 預り担保有価証券 借入有価証券 預り有価証券 貸付有価証券見返				
計					計				
					純資産勘定 資本金 資本剰余金 利益剰余金 自己株式 その他有価証券評価差額金 土地再評価差額金 株式引受権 新株予約権				
					計				
受取手数料 その他の収入					支払手数料 一般管理費 人件費 物件費 諸税金 貸倒引当金繰入 その他の支出				
経常収入計					経常支出計				
諸引当金戻入差額 特別利益等					諸引当金繰入差額 未払税金繰入差額 特別損失等				
合計					合計				

(3) 株主資本等変動計算書

（単位：千円）

	株主資本										評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計								
						××積立金	繰越利益剰余金									
当期首残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期変動額																
新株の発行	×××	×××		×××						×××						×××
剰余金の配当					×××		△×××	△×××		△×××						△×××
当期純利益							×××	×××		×××						×××
自己株式の処分									×××	×××						×××
・・・・・・・																×××
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）											×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××	－	×××	×××	－	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××

(4) 営業考課表

（自　　年　月　日　至　　年　月　日）

（単位：千円、%）

運用					調達				
科目	期末残高	平均残高	収入金額	平均利回	科目	期末残高	平均残高	支出金額	平均原価
現金・無利息預け金 普通預金等 コール・ローン 有価証券等 貸付金 貸借取引貸付 公社債貸付 公社債流通金融 顧客貸付 一般貸付 普通貸付 極度貸付 特別貸付 顧客貸付 買現先取引勘定 子会社・その他の貸付 借入有価証券代り金 その他の流動資産 有形固定資産 無形固定資産 投資有価証券 その他の固定資産					借入金 コール・マネー 売渡手形 日本銀行借入金 その他の銀行借入金 その他の借入金 コマーシャル・ペーパー 売現先取引勘定 貸株等代り金 貸債券代り金 財団預り金 その他の預り金 貸借取引担保金 その他の負債 諸引当金 （未払税金を除く）				
対照勘定 貸付有価証券 保管有価証券等					対照勘定 預り担保有価証券 借入有価証券 預り有価証券 貸付有価証券見返				
計					計				
					純資産勘定 資本金 資本剰余金 利益剰余金 自己株式 その他有価証券評価差額金 土地再評価差額金 新株予約権				
					計				
受取手数料 その他の収入					支払手数料 一般管理費 人件費 物件費 諸税金 貸倒引当金繰入 その他の支出				
経常収入計					経常支出計				
諸引当金戻入差額 特別利益等					諸引当金繰入差額 未払税金繰入差額 特別損失等				
合計					合計				

事　業　報　告　書　付　属　表

⑴比較貸借対照表

（単位：百万円）

科目	第○○期	第○○期	増減（△）	科目	第○○期	第○○期	増減（△）
（資産の部）［略］				（負債の部）［略］			
				負債合計			
				（純資産の部）［略］			
				株式引受権 新株予約権			
				純資産合計			
資産合計				負債・純資産合計			

⑵　［略］

［３・４　略］

［略］

事　業　報　告　書　付　属　表

⑴比較貸借対照表

（単位：百万円）

科目	第○○期	第○○期	増減（△）	科目	第○○期	第○○期	増減（△）
（資産の部）［同左］				（負債の部）［同左］			
				負債合計			
				（純資産の部）［同左］			
				新株予約権			
				純資産合計			
資産合計				負債・純資産合計			

⑵　［同左］

［３・４　同左］

［同左］

（別紙様式２）

第　期中間決算状況表　（　年　月　日から　年　月　日まで）

年　月　日

会社名

所在地

代表者の役職氏名

１　業　務　の　状　況

［⑴・⑵　略］

２　経　理　の　状　況

⑴比較貸借対照表

（単位：百万円）

科　目	金　額			科　目	金　額		
		前期	増減			前期	増減
（資産の部） ［略］				（負債の部） ［略］			
				負債合計			
				（純資産の部） ［略］			
				株式引受権 新株予約権			
				純資産合計			
資産合計				負債・純資産合計			

⑵　［略］

（別紙様式２）

第　期中間決算状況表　（　年　月　日から　年　月　日まで）

年　月　日

会社名

所在地

代表者の役職氏名

１　業　務　の　状　況

［⑴・⑵　同左］

２　経　理　の　状　況

⑴比較貸借対照表

（単位：百万円）

科　目	金　額			科　目	金　額		
		前期	増減			前期	増減
（資産の部） ［同左］				（負債の部） ［同左］			
				負債合計			
				（純資産の部） ［同左］			
				新株予約権			
				純資産合計			
資産合計				負債・純資産合計			

⑵　［同左］

（3） 営 業 考 課 表

（自　　年　月　日　至　　年　月　日）

（単位　千円、%）

運用					調達				
科目	期末残高	平均残高	収入金額	平均利回	科目	期末残高	平均残高	支出金額	平均原価
現金・無利息預け金					借入金				
普通預金等					コール・マネー				
コール・ローン					売渡手形				
有価証券等					日本銀行借入金				
貸付金					その他の銀行借入金				
貸借取引貸付					その他の借入金				
公社債貸付					コマーシャル・ペーパー				
公社債流通金融					売現先取引勘定				
顧客貸付					貸株等代り金				
一般貸付					貸債券代り金				
普通貸付					財団預り金				
極度貸付					その他の預り金				
特別貸付					貸借取引担保金				
顧客貸付					その他の負債				
買現先取引勘定					諸引当金				
子会社・その他の貸付					（未払税金を除く）				
借入有価証券代り金									
その他の流動資産					対照勘定 預り担保有価証券				
有形固定資産					借入有価証券				
無形固定資産					預り有価証券				
投資有価証券					貸付有価証券見返				
その他の固定資産					計				
対照勘定 貸付有価証券					純資産勘定 資本金				
保管有価証券等					資本剰余金				
					利益剰余金				
					自己株式				
					その他有価証券評価差額金				
					土地再評価差額金				
					株式引受権				
					新株予約権				
計					計				
受取手数料					支払手数料				
その他の収入					一般管理費				
					人件費				
					物件費				
					諸税金				
					貸倒引当金繰入				
					その他の支出				
経常収入計					経常支出計				
諸引当金戻入差額					諸引当金繰入差額				
特別利益等					未払税金繰入差額				
					特別損失等				
合計					合計				

［略］

（3） 営 業 考 課 表

（自　　年　月　日　至　　年　月　日）

（単位　千円、%）

運用					調達				
科目	期末残高	平均残高	収入金額	平均利回	科目	期末残高	平均残高	支出金額	平均原価
現金・無利息預け金					借入金				
普通預金等					コール・マネー				
コール・ローン					売渡手形				
有価証券等					日本銀行借入金				
貸付金					その他の銀行借入金				
貸借取引貸付					その他の借入金				
公社債貸付					コマーシャル・ペーパー				
公社債流通金融					売現先取引勘定				
顧客貸付					貸株等代り金				
一般貸付					貸債券代り金				
普通貸付					財団預り金				
極度貸付					その他の預り金				
特別貸付					貸借取引担保金				
顧客貸付					その他の負債				
買現先取引勘定					諸引当金				
子会社・その他の貸付					（未払税金を除く）				
借入有価証券代り金									
その他の流動資産					対照勘定 預り担保有価証券				
有形固定資産					借入有価証券				
無形固定資産					預り有価証券				
投資有価証券					貸付有価証券見返				
その他の固定資産					計				
対照勘定 貸付有価証券					純資産勘定 資本金				
保管有価証券等					資本剰余金				
					利益剰余金				
					自己株式				
					その他有価証券評価差額金				
					土地再評価差額金				
					新株予約権				
計					計				
受取手数料					支払手数料				
その他の収入					一般管理費				
					人件費				
					物件費				
					諸税金				
					貸倒引当金繰入				
					その他の支出				
経常収入計					経常支出計				
諸引当金戻入差額					諸引当金繰入差額				
特別利益等					未払税金繰入差額				
					特別損失等				
合計					合計				

［同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（信用金庫法施行規則の一部改正）

第五条　信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改　正　後	改　正　前
別紙様式第２号（第 25 条第１項関係） 第　　期（　　年　　月　　日現在）貸借対照表 年　　月　　日　作成　　住　　所 年　　月　　日　備付　　信用金庫名 理　事　長　氏　　名　印 ［表略］ （記載上の注意） １．次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 ⑴　［略］ ⑵　次に掲げる会計方針に関する事項 ［①～⑩　略］ ⑪　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。） ⑫　［略］ ⑶　次に掲げる会計上の見積りに関する事項 ①　会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であつて、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの ②　当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額 ③　②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 ⑷　［略］ ［削る。］ ⑸　金融商品に関する事項	別紙様式第２号（第 25 条第１項関係） 第　　期（　　年　　月　　日現在）貸借対照表 年　　月　　日　作成　　住　　所 年　　月　　日　備付　　信用金庫名 理　事　長　氏　　名　印 ［同左］ （記載上の注意） １．　［同左］ ⑴　［同左］ ⑵　［同左］ ［①～⑩　同左］ ［加える。］ ⑪　［同左］ ［加える。］ ⑶　［同左］ ⑷　金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項（簡便な計算により算出した時価に代わる金額について開示を行う場合には、その旨及び算定方法についても記載すること。） ［加える。］

① 金融商品の状況に関する事項

② 金融商品の時価等に関する事項（簡便な計算により算出した時価に代わる金額について開示を行う場合には、その旨及び算定方法についても記載すること。）

③ 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（金融商品取引法第27条において準用する同法第24条第１項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない信用金庫以外の信用金庫にあつては、当該事項を省略することができる。ただし、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の６の２第１項第３号ハに掲げる事項を省略した場合は、②に金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明を記載すること。）

⑹～㉖　［略］

［２．～９．　略］

別紙様式第３号（第25条第１項関係）

第　期（年　月　日から　年　月　日まで）損益計算書

年　月　日　作成　　住　所

年　月　日　備付　　信用金庫名

理　事　長　氏　　名　印

［表略］

（記載上の注意）

［１．～６．　略］

７．顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。ただし、金融商品取引法第27条において準用する同法第24条第１項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない信用金庫以外の信用金庫は、⑴及び⑶に掲げる事項を省略することができる。

⑴　当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分

⑸～㉕　［同左］

［２．～９．　同左］

別紙様式第３号（第25条第１項関係）

第　期（年　月　日から　年　月　日まで）損益計算書

年　月　日　作成　　住　所

年　月　日　備付　　信用金庫名

理　事　長　氏　　名　印

［同左］

（記載上の注意）

［１．～６．　同左］

［加える。］

をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

⑶　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

⑴から⑶までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

８．～12.　［略］

13.　遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第51 項に規定する遡及適用をいう。以下 13. において同じ。）、修正再表示（同条第 53 項に規定する修正再表示をいう。以下 13. において同じ。）又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定を行つた場合には、繰越金（当期首残高）に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定の後の繰越金（当期首残高）を区分表示すること。

別紙様式第６号（第 25 条第１項関係）

第　　期（　　年　　月　　日現在）貸借対照表

年　　月　　日　作成　　住　　所

年　　月　　日　備付　　信用金庫連合会名

理　　事　　長　氏　　名　印

［表略］

（記載上の注意）

１．次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑩　略］

⑪　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載する

７．～11.　［同左］

12.　遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第51 項に規定する遡及適用をいう。以下 12. において同じ。）、修正再表示（同条第 53 項に規定する修正再表示をいう。以下 12. において同じ。）又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定を行つた場合には、繰越金（当期首残高）に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定の後の繰越金（当期首残高）を区分表示すること。

別紙様式第６号（第 25 条第１項関係）

第　　期（　　年　　月　　日現在）貸借対照表

年　　月　　日　作成　　住　　所

年　　月　　日　備付　　信用金庫連合会名

理　　事　　長　氏　　名　印

［同左］

（記載上の注意）

１．　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑩　同左］

［加える。］

こと。） ⑫　［略］ (3)　次に掲げる会計上の見積りに関する事項 ①　会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であつて、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの ②　当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額 ③　②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 (4)　［略］ (5)　金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項 (6)～(26)　［略］ ［２．～９．　略］	⑪　［同左］ ［加える。］ (3)　［同左］ (4)　金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項 (5)～(25)　［同左］ ［２．～９．　同左］
別紙様式第７号（第 25 条第１項関係） 第　期（年　月　日から　年　月　日まで）損益計算書 年　月　日　作成　住　所 年　月　日　備付　信用金庫連合会名 理　事　長　氏　名　印 ［表略］ （記載上の注意） ［１．～６．　略］ ７．顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。 (1)　当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項 (2)　収益を理解するための基礎となる情報	別紙様式第７号（第 25 条第１項関係） 第　期（年　月　日から　年　月　日まで）損益計算書 年　月　日　作成　住　所 年　月　日　備付　信用金庫連合会名 理　事　長　氏　名　印 ［同左］ （記載上の注意） ［１．～６．　同左］ ［加える。］

⑶　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

⑴から⑶までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

８．～12.　［略］

13.　遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第51 項に規定する遡及適用をいう。以下 13. において同じ。）、修正再表示（同条第 53 項に規定する修正再表示をいう。以下 13. において同じ。）又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定を行つた場合には、繰越金（当期首残高）に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定の後の繰越金（当期首残高）を区分表示すること。

別紙様式第 10 号（第 25 条第 1 項関係）

第　　期（　　年　　月　　日現在）貸借対照表

年　月　日　作成　　住　　所

年　月　日　備付　　信用金庫連合会名

理　　事　　長　氏　　名　印

［表略］

（記載上の注意）

１．次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑩　略］

⑪　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）

⑫　［略］

７．～11.　［同左］

12.　遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第51 項に規定する遡及適用をいう。以下 12. において同じ。）、修正再表示（同条第 53 項に規定する修正再表示をいう。以下 12. において同じ。）又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定を行つた場合には、繰越金（当期首残高）に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定の後の繰越金（当期首残高）を区分表示すること。

別紙様式第 10 号（第 25 条第 1 項関係）

第　　期（　年　　月　　日現在）貸借対照表

年　月　日　作成　　住　　所

年　月　日　備付　　信用金庫連合会名

理　　事　　長　氏　　名　印

［同左］

（記載上の注意）

１．　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑩　同左］

［加える。］

⑪　［同左］

⑶　次に掲げる会計上の見積りに関する事項

①　会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であつて、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの

②　当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額

③　②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

⑷　［略］

⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

⑹～㉖　［略］

［２．～９．　略］

別紙様式第11号（第25条第１項関係）

第　期（年　月　日から　年　月　日まで）損益計算書

年　月　日　作成　住　所

年　月　日　備付　信用金庫連合会名

理　事　長　氏　名　印

［表略］

（記載上の注意）

［１．～６．　略］

７．顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。

⑴　当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

⑶　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

⑴から⑶までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるとき

［加える。］

⑶　［同左］

⑷　金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項

⑸～㉕　［同左］

［２．～９．　同左］

別紙様式第11号（第25条第１項関係）

第　期（年　月　日から　年　月　日まで）損益計算書

年　月　日　作成　住　所

年　月　日　備付　信用金庫連合会名

理　事　長　氏　名　印

［同左］

（記載上の注意）

［１．～６．　同左］

［加える。］

は、記載することを要しない。

８．～12.　［略］

13. 遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第51 項に規定する遡及適用をいう。以下 13. において同じ。）、修正再表示（同条第 53 項に規定する修正再表示をいう。以下 13. において同じ。）又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定を行つた場合には、繰越金（当期首残高）に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定の後の繰越金（当期首残高）を区分表示すること。

別紙様式第 13 号（第 131 条第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

（信用金庫名）

（所　在　地）

年　月　日

殿

（信用金庫名）

（理　事　長　氏名　　）

年　月　日から　年　月　日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

業　務　報　告　書

目　次

［第１～第５　略］

（記載上の注意）

［１．～５．　略］

第　１　事　業　概　況　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

７．～11.　［同左］

12. 遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第51 項に規定する遡及適用をいう。以下 12. において同じ。）、修正再表示（同条第 53 項に規定する修正再表示をいう。以下 12. において同じ。）又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定を行つた場合には、繰越金（当期首残高）に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定の後の繰越金（当期首残高）を区分表示すること。

別紙様式第 13 号（第 131 条第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

（信用金庫名）

（所　在　地）

年　月　日

殿

（信用金庫名）

（理　事　長　氏名　　）

年　月　日から　年　月　日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

業　務　報　告　書

目　次

［第１～第５　同左］

（記載上の注意）

［１．～５．　同左］

第　１　事　業　概　況　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

［1．～8．　略］

9．貸出金

当期末残高内訳

Ⅰ　［略］

Ⅱ　金額別

金　額　別	先　数	金　額	うち会員外	
			先　数	金　額
［略］				
3,000 万円以上 5,000 万円未満				
［略］				
合　計				

［Ⅲ・Ⅳ　略］

［10．～15．　略］

第　2　貸　借　対　照　表

［表略］

（記載上の注意）

1．次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑩　略］

⑪　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）

⑫　［略］

⑶　次に掲げる会計上の見積りに関する事項

①　会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であつて、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす

［1．～8．　同左］

9．貸出金

当期末残高内訳

Ⅰ　［同左］

Ⅱ　金額別

金　額　別	先　数	金　額	うち会員外	
			先　数	金　額
［同左］				
3,000 万円以上 5,000 億円未満				
［同左］				
合　計				

［Ⅲ・Ⅳ　同左］

［10．～15．　同左］

第　2　貸　借　対　照　表

［同左］

（記載上の注意）

1．　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑩　同左］

［加える。］

⑪　［同左］

［加える。］

可能性があるもの

② 当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額

③ ②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報（連結財務諸表に注記すべき情報と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該情報の記載を要しない。）

⑷ ［略］

［削る。］

⑸ 金融商品に関する事項

① 金融商品の状況に関する事項

② 金融商品の時価等に関する事項（簡便な計算により算出した時価に代わる金額について開示を行う場合には、その旨及び算定方法についても記載すること。）

③ 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（金融商品取引法第27条において準用する同法第24条第１項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない信用金庫以外の信用金庫にあつては、当該事項を省略することができる。ただし、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の６の２第１項第３号ハに掲げる事項を省略した場合は、②に金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明を記載すること。）

連結貸借対照表を作成している場合には、①から③までに掲げる事項の記載を要しない。

⑹～㉖ ［略］

［２．～９． 略］

第 3 損 益 計 算 書

［表略］

⑶ ［同左］

⑷ 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項（簡便な計算により算出した時価に代わる金額について開示を行う場合には、その旨及び算定方法についても記載すること。ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

［加える。］

⑸～㉕ ［同左］

［２．～９． 同左］

第 3 損 益 計 算 書

［同左］

（記載上の注意）

［１．～６．　略］

７．顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。ただし、金融商品取引法第 27 条において準用する同法第 24 条第１項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない信用金庫以外の信用金庫は、⑴及び⑶に掲げる事項を省略することができる。

⑴　当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

⑶　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

⑴から⑶までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

連結損益計算書を作成している場合には、⑴及び⑶に掲げる事項の記載を要しない。

⑵に掲げる事項が連結損益計算書に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

８．～13.　［略］

［第４・第５　略］

別紙様式第 13 号の２（第 131 条第２項関係）　（日本産業規格Ａ４）

連　結　業　務　報　告　書

（　年　月　日から　年　月　日まで）

（信用金庫名）

（所　在　地）

年　月　日

殿

（記載上の注意）

［１．～６．　同左］

［加える。］

７．～12.　［同左］

［第４・第５　同左］

別紙様式第 13 号の２（第 131 条第２項関係）　（日本産業規格Ａ４）

連　結　業　務　報　告　書

（　年　月　日から　年　月　日まで）

（信用金庫名）

（所　在　地）

年　月　日

殿

（信用金庫名）
（理　事　長　氏名　　）

年　　月　　日から　　年　　月　　日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

連　結　業　務　報　告　書

目　　次

［第１・第２　略］

（記載上の注意）

［１．～４．　略］

第１　［略］

第２　連結財務諸表

１．　［略］

２　（　　年　　月　　日現在）連結貸借対照表

［表略］

（記載上の注意）

１．次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑩　略］

⑪　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）

⑫・⑬　［略］

⑶　次に掲げる会計上の見積りに関する事項

①　会計上の見積りにより当該事業年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であつて、翌事業年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの

②　当該事業年度に係る連結財務諸表の①に掲げる項目に計上した額

（信用金庫名）
（理　事　長　氏名　　）

年　　月　　日から　　年　　月　　日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

連　結　業　務　報　告　書

目　　次

［第１・第２　同左］

（記載上の注意）

［１．～４．　同左］

第１　［同左］

第２　連結財務諸表

１．　［同左］

２　（　　年　　月　　日現在）連結貸借対照表

［同左］

（記載上の注意）

１．　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑩　同左］

［加える。］

⑪・⑫　［同左］

［加える。］

③　②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

⑷　［略］

［削る。］

⑸　金融商品に関する事項

①　金融商品の状況に関する事項

②　金融商品の時価等に関する事項（簡便な計算により算出した時価に代わる金額について開示を行う場合には、その旨及び算定方法についても記載すること。）

③　金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（金融商品取引法第27条において準用する同法第24条第１項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない信用金庫以外の信用金庫にあつては、当該事項を省略することができる。ただし、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 15 条の５の２第１項第３号ハに掲げる事項を省略した場合は、②に金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明を記載すること。）

⑹～㉒　［略］

［２．～８．　略］

３　（　年　月　日から　年　月　日まで）　連結損益計算書

［表略］

（記載上の注意）

１．顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。ただし、金融商品取引法第 27 条において準用する同法第 24 条第１項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない信用金庫以外の信用金庫は、⑴及び⑶に掲げる事項を省略することができる。

⑴　当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性

⑶　［同左］

⑷　金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項（簡便な計算により算出した時価に代わる金額について開示を行う場合には、その旨及び算定方法についても記載すること。）

［加える。］

⑸～㉑　［同左］

［２．～８．　同左］

３　（　年　月　日から　年　月　日まで）　連結損益計算書

［同左］

（記載上の注意）

［加える。］

質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

⑶　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

⑴から⑶までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

２．～８．　［略］

４　［略］

別紙様式第 14 号（第 131 条第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

（信用金庫連合会名）

（所　在　地）

年　月　日

殿

（信用金庫連合会名）

（理　事　長　氏名　　）

年　月　日から　年　月　日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

業　務　報　告　書

目　次

［第１～第６　略］

（記載上の注意）

［１．～５．　略］

第１　［略］

第　２　貸　借　対　照　表

［表略］

（記載上の注意）

１．次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記について

１．～７．　［同左］

４　［同左］

別紙様式第 14 号（第 131 条第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

（信用金庫連合会名）

（所　在　地）

年　月　日

殿

（信用金庫連合会名）

（理　事　長　氏名　　）

年　月　日から　年　月　日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

業　務　報　告　書

目　次

［第１～第６　同左］

（記載上の注意）

［１．～５．　同左］

第１　［同左］

第　２　貸　借　対　照　表

［同左］

（記載上の注意）

１．　［同左］

は、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑩　略］

⑪　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）

⑫　［略］

⑶　次に掲げる会計上の見積りに関する事項

①　会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であつて、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの

②　当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額

③　②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報（連結財務諸表に注記すべき情報と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該情報の記載を要しない。）

⑷　［略］

⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑹～㉖　［略］

［２．～９．　略］

第　３　損　益　計　算　書

［表略］

（記載上の注意）

［１．～６．　略］

７．顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑩　同左］

［加える。］

⑪　［同左］

［加える。］

⑶　［同左］

⑷　金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑸～㉕　［同左］

［２．～９．　同左］

第　３　損　益　計　算　書

［同左］

（記載上の注意）

［１．～６．　同左］

［加える。］

く。）を注記すること。

⑴　当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

⑶　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

⑴から⑶までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書を作成している場合には、⑴及び⑶に掲げる事項の記載を要しない。

⑵に掲げる事項が連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

８．～13.　［略］

［第４～第６　略］

別紙様式第 14 号の２（第 131 条第２項関係）　（日本産業規格Ａ４）

連　結　業　務　報　告　書

（　年　月　日から　年　月　日まで）

（信用金庫連合会名）＿＿＿＿＿＿＿＿

（所　在　地）＿＿＿＿＿＿＿＿

年　月　日

殿

（信用金庫連合会名）

（理　事　長　氏名　　）

年　月　日から　年　月　日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

連　結　業　務　報　告　書

目　次

［第１・第２　略］

７．～12.　［同左］

［第４～第６　同左］

別紙様式第 14 号の２（第 131 条第２項関係）　（日本産業規格Ａ４）

連　結　業　務　報　告　書

（　年　月　日から　年　月　日まで）

（信用金庫連合会名）＿＿＿＿＿＿＿＿

（所　在　地）＿＿＿＿＿＿＿＿

年　月　日

殿

（信用金庫連合会名）

（理　事　長　氏名　　）

年　月　日から　年　月　日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

連　結　業　務　報　告　書

目　次

［第１・第２　同左］

（記載上の注意）

［１．～４．　略］

第１　［略］

第２　連結財務諸表

１　［略］

２　（　年　月　日現在）連結貸借対照表

［表略］

（記載上の注意）

１．次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑩　略］

⑪　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）

⑫・⑬　［略］

⑶　次に掲げる会計上の見積りに関する事項

①　会計上の見積りにより当該事業年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であつて、翌事業年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの

②　当該事業年度に係る連結財務諸表の①に掲げる項目に計上した額

③　②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

⑷　［略］

⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

⑹～㉑　［略］

［２．～９．　略］

（記載上の注意）

［１．～４．　同左］

第１　［同左］

第２　連結財務諸表

１　［同左］

２　（　年　月　日現在）連結貸借対照表

［同左］

（記載上の注意）

１．　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑩　同左］

［加える。］

⑪・⑫　［同左］

［加える。］

⑶　［同左］

⑷　金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項

⑸～⑳　［同左］

［２．～９．　同左］

3 （　年　月　日から　年　月　日まで）連結損益計算書及び連結包括利益計算書	3 （　年　月　日から　年　月　日まで）連結損益計算書及び連結包括利益計算書
（記載上の注意） ［略］ ⑴　連結損益計算書 ［表略］ （記載上の注意） １．顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。 ⑴　当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項 ⑵　収益を理解するための基礎となる情報 ⑶　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報 ⑴から⑶までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。 ２．～９．　［略］ ⑵　［略］ ⑶　連結損益及び包括利益計算書 〔「⑴　連結損益計算書」及び「⑵　連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕 ［表略］ （記載上の注意） １．顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。 ⑴　当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項 ⑵　収益を理解するための基礎となる情報	（記載上の注意） ［同左］ ⑴　連結損益計算書 ［同左］ （記載上の注意） ［加える。］ １．～８．　［同左］ ⑵　［同左］ ⑶　連結損益及び包括利益計算書 〔「⑴　連結損益計算書」及び「⑵　連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕 ［同左］ （記載上の注意） ［加える。］

⑶　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

⑴から⑶までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

２．～11.　［略］

12. 親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当事業年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、11. の注記と併せて記載することを妨げない。

［４・５　略］

別紙様式第 15 号（第 131 条第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

第　期（年　月　日から　年　月　日まで）

（信用金庫連合会名）

（所　在　地）

年　月　日

殿

（信用金庫連合会名）

（理　事　長　氏名　　）

年　月　日から　年　月　日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

業　務　報　告　書

目　次

［第１～第６　略］

（記載上の注意）

［１．～５．　略］

第１　［略］

第　２　貸　借　対　照　表

［表略］

１．～10.　［同左］

11. 親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当事業年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、上記 10. の注記と併せて記載することを妨げない。

［４・５　同左］

別紙様式第 15 号（第 131 条第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

第　期（年　月　日から　年　月　日まで）

（信用金庫連合会名）

（所　在　地）

年　月　日

殿

（信用金庫連合会名）

（理　事　長　氏名　　）

年　月　日から　年　月　日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

業　務　報　告　書

目　次

［第１～第６　同左］

（記載上の注意）

［１．～５．　同左］

第１　［同左］

第　２　貸　借　対　照　表

［同左］

（記載上の注意）

１．次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑩　略］

⑪　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）

⑫　［略］

⑶　次に掲げる会計上の見積りに関する事項

①　会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であつて、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの

②　当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額

③　②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報（連結財務諸表に注記すべき情報と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該情報の記載を要しない。）

⑷　［略］

⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑹～㉖　［略］

［２．～９．　略］

第　３　損　益　計　算　書

［表略］

（記載上の注意）

１．　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑩　同左］

［加える。］

⑪　［同左］

［加える。］

⑶　［同左］

⑷　金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑸～㉕　［同左］

［２．～９．　同左］

第　３　損　益　計　算　書

［同左］

（記載上の注意） ［１．～６．　略］ ７．顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。 ⑴　当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項 ⑵　収益を理解するための基礎となる情報 ⑶　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報 ⑴から⑶までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。 連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書を作成している場合には、⑴及び⑶に掲げる事項の記載を要しない。 ⑵に掲げる事項が連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。 ８．～13.　［略］ ［第４～第６　略］	（記載上の注意） ［１．～６．　同左］ ［加える。］ ７．～12.　［同左］ ［第４～第６　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改　正　後	改　正　前
別紙様式第２号（第15条関係） 第　　期（　　年　　月　　日現在）貸借対照表 年　　月　　日　作成 年　　月　　日　備付 住　　所 信 用 組 合 名 理事（組合）長　氏名　　印 ［表略］ （記載上の注意） １．次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 ⑴　［略］ ⑵　次に掲げる会計方針に関する事項 ［①～⑩　略］ ⑪　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。） ⑫　［略］ ⑶　次に掲げる会計上の見積りに関する事項 ①　会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの ②　当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額 ③　②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 ⑷　［略］ ［削る。］	別紙様式第２号（第15条関係） 第　　期（　　年　　月　　日現在）貸借対照表 年　　月　　日　作成 年　　月　　日　備付 住　　所 信 用 組 合 名 理事（組合）長　氏名　　印 ［同左］ （記載上の注意） １．　［同左］ ⑴　［同左］ ⑵　［同左］ ［①～⑩　同左］ ［加える。］ ⑪　［同左］ ［加える。］ ⑶　［同左］ ⑷　金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項（簡便な計算により算出した時価に代わる金額について開示を行う場合に

⑸　金融商品に関する事項

①　金融商品の状況に関する事項

②　金融商品の時価等に関する事項（簡便な計算により算出した時価に代わる金額について開示を行う場合には、その旨及び算定方法についても記載すること。）

③　金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（金融商品取引法第27条において準用する同法第24条第１項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない信用組合以外の信用組合にあっては、当該事項を省略することができる。ただし、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の６の２第１項第３号ハに掲げる事項を省略した場合は、②に金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明を記載すること。）

⑹～㉖　［略］

［２．～９．　略］

別紙様式第３号（第15条関係）

第　　期（　年　月　日から　年　月　日まで）損益計算書

年　月　日　作成

年　月　日　備付

住　　所

信用組合名

理事(組合)長　氏名　　印

［表略］

（記載上の注意）

［１．～６．　略］

７．顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。ただし、金融商品取引法第27条において準用する同法第24条第１項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出は、その旨及び算定方法についても記載すること。）

［加える。］

⑸～㉕　［同左］

［２．～９．　同左］

別紙様式第３号（第15条関係）

第　　期（　年　月　日から　年　月　日まで）損益計算書

年　月　日　作成

年　月　日　備付

住　　所

信用組合名

理事(組合)長　氏名　　印

［同左］

（記載上の注意）

［１．～６．　同左］

［加える。］

しなければならない信用組合以外の信用組合は、⑴及び⑶に掲げる事項を省略することができる。

⑴　当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

⑶　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

⑴から⑶までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

８．～12.　［略］

13.　遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第51 項に規定する遡及適用をいう。以下 13. において同じ。）、修正再表示（同条第 53 項に規定する修正再表示をいう。以下 13. において同じ。）又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、繰越金（当期首残高）に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定の後の繰越金（当期首残高）を区分表示すること。

別紙様式第６号（第 15 条関係）

第　　期（　　年　　月　　日現在）貸借対照表

年　　月　　日　作成

年　　月　　日　備付

住　　所

信用協同組合連合会名

理　　事　　長　氏名　　印

［表略］

（記載上の注意）

１．次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

７．～11.　［同左］

12.　遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第51 項に規定する遡及適用をいう。以下 12. において同じ。）、修正再表示（同条第 53 項に規定する修正再表示をいう。以下 12. において同じ。）又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、繰越金（当期首残高）に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定の後の繰越金（当期首残高）を区分表示すること。

別紙様式第６号（第 15 条関係）

第　　期（　　年　　月　　日現在）貸借対照表

年　　月　　日　作成

年　　月　　日　備付

住　　所

信用協同組合連合会名

理　　事　　長　氏名　　印

［同左］

（記載上の注意）

１．　［同左］

⑴　［同左］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項 ［①～⑩　略］ ⑪　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。） ⑫　［略］ ⑶　次に掲げる会計上の見積りに関する事項 ①　会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの ②　当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額 ③　②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 ⑷　［略］ ⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項 ⑹～㉖　［略］ ［２．～９．　略］	⑵　［同左］ ［①～⑩　同左］ ［加える。］ ⑪　［同左］ ［加える。］ ⑶　［同左］ ⑷　金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項 ⑸～㉕　［同左］ ［２．～９．　同左］
別紙様式第７号（第15条関係） 第　期（年　月　日から　年　月　日まで）損益計算書 年　月　日　作成 年　月　日　備付 住　所 信用協同組合連合会名 理　事　長　氏名　印 ［表略］ （記載上の注意）	別紙様式第７号（第15条関係） 第　期（年　月　日から　年　月　日まで）損益計算書 年　月　日　作成 年　月　日　備付 住　所 信用協同組合連合会名 理　事　長　氏名　印 ［同左］ （記載上の注意）

［１．～６．　略］

７．顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。

⑴　当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

⑶　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

⑴から⑶までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

８．～12.　［略］

13.　遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第51 項に規定する遡及適用をいう。以下 13. において同じ。）、修正再表示（同条第 53 項に規定する修正再表示をいう。以下 13. において同じ。）又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、繰越金（当期首残高）に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定の後の繰越金（当期首残高）を区分表示すること。

別紙様式第９号（第 68 条第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

（信用組合名）

（所　在　地）

年　月　日

殿

（信用組合名）

（理事（組合）長　氏名　　）

［１．～６．　同左］

［加える。］

７．～11.　［同左］

12.　遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第51 項に規定する遡及適用をいう。以下 12. において同じ。）、修正再表示（同条第 53 項に規定する修正再表示をいう。以下 12. において同じ。）又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、繰越金（当期首残高）に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定の後の繰越金（当期首残高）を区分表示すること。

別紙様式第９号（第 68 条第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

（信用組合名）

（所　在　地）

年　月　日

殿

（信用組合名）

（理事（組合）長　氏名　　）

年　　月　　日から　　年　　月　　日までの事業の成績を次のとおり報告します。

業　務　報　告　書

目　　次

［第１～第５　略］

（記載上の注意）

［１．～５．　略］

第　１　事　業　概　況　書

第　　期（年　　月　　日から　年　　月　　日まで）

［１．～８．　略］

９．貸出金

当期末残高内訳

［Ⅰ・Ⅱ　略］

Ⅲ　組合員以外の者に対する資金の貸付け

年　　月　　日から　　年　　月　　日までの事業の成績を次のとおり報告します。

業　務　報　告　書

目　　次

［第１～第５　同左］

（記載上の注意）

［１．～５．　同左］

第　１　事　業　概　況　書

第　　期（年　　月　　日から　年　　月　　日まで）

［１．～８．　同左］

９．貸出金

当期末残高内訳

［Ⅰ・Ⅱ　同左］

Ⅲ　組合員以外の者に対する資金の貸付け

金額別	令第14条第1項第1号に該当するもの		令第14条第1項第2号に該当するもの		令第14条第1項第3号に該当するもの		令第14条第1項第4号に該当するもの		令第14条第1項第5号に該当するもの		令第14条第1項第6号に該当するもの		うち同条第2項において除かれるもの		令第14条第1項第7号に該当するもの		令第14条第1項第8号に該当するもの		令第14条第1項第9号に該当するもの	
	先数	金額	先数	金額	先数	金額	先数	金額	先数	金額	先数	金額	先数	金額	先数	金額	先数	金額	先数	金額
30万円未満		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円
30万円以上 50万円未満																				
50万円以上 100万円未満																				
100万円以上 300万円未満																				
300万円以上 500万円未満																				
500万円以上 1,000万円未満																				
1,000万円以上 3,000万円未満																				
3,000万円以上 5,000万円未満																				
5,000万円以上 1億円未満																				
1億円以上 3億円未満																				
3億円以上 5億円未満																				
5億円以上 8億円未満																				
8億円以上 10億円未満																				
10億円以上 15億円未満																				
15億円以上																				
合計																				

（注）　1．「令」とは、中小企業等協同組合法施行令をいう。

2．協同組合による金融事業に関する法律第３条第１項第４号に規定する業務の種類又は方法を変更した場合には、「うち同条第２項において除かれるもの」欄に記載すること。

Ⅳ　［略］

［10．～15．　略］

第　２　貸　借　対　照　表

［表略］

金額別	令第14条第1項第1号に該当するもの		令第14条第1項第2号に該当するもの		令第14条第1項第3号に該当するもの		令第14条第1項第4号に該当するもの		令第14条第1項第5号に該当するもの		令第14条第1項第6号に該当するもの		令第14条第1項第7号に該当するもの		令第14条第1項第8号に該当するもの		令第14条第1項第9号に該当するもの	
	先数	金額	先数	金額	先数	金額	先数	金額	先数	金額	先数	金額	先数	金額	先数	金額	先数	金額
30万円未満		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円
30万円以上 50万円未満																		
50万円以上 100万円未満																		
100万円以上 300万円未満																		
300万円以上 500万円未満																		
500万円以上 1,000万円未満																		
1,000万円以上 3,000万円未満																		
3,000万円以上 5,000万円未満																		
5,000万円以上 1億円未満																		
1億円以上 3億円未満																		
3億円以上 5億円未満																		
5億円以上 8億円未満																		
8億円以上 10億円未満																		
10億円以上 15億円未満																		
15億円以上																		
合計																		

（注）　「令」とは、中小企業等協同組合法施行令をいう。

Ⅳ　［同左］

［10．～15．　同左］

第　２　貸　借　対　照　表

［同左］

（記載上の注意）

1．次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑩　略］

⑪　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）

⑫　［略］

⑶　次に掲げる会計上の見積りに関する事項

①　会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの

②　当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額

③　②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報（連結財務諸表に注記すべき情報と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該情報の記載を要しない。）

⑷　［略］

［削る。］

⑸　金融商品に関する事項

①　金融商品の状況に関する事項

②　金融商品の時価等に関する事項（簡便な計算により算出した時価に代わる金額について開示を行う場合には、その旨及び算定方法についても記載すること。）

（記載上の注意）

1．　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑩　同左］

［加える。］

⑪　［同左］

［加える。］

⑶　［同左］

⑷　金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項（簡便な計算により算出した時価に代わる金額について開示を行う場合には、その旨及び算定方法についても記載すること。ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

［加える。］

③　金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（金融商品取引法第27条において準用する同法第24条第１項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない信用組合以外の信用組合にあっては、当該事項を省略することができる。ただし、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の６の２第１項第３号ハに掲げる事項を省略した場合は、②に金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明を記載すること。）

連結貸借対照表を作成している場合には、①から③までに掲げる事項の記載を要しない。

⑹～㉖　［略］

［２．～９．　略］

第　３　損　益　計　算　書

［表略］

（記載上の注意）

［１．～６．　略］

７．顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。ただし、金融商品取引法第 27 条において準用する同法第 24 条第１項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない信用組合以外の信用組合は、⑴及び⑶に掲げる事項を省略することができる。

⑴　当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

⑶　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

⑴から⑶までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

連結損益計算書を作成している場合には、⑴及び⑶に掲げる事項の記載を要しない。

⑵に掲げる事項が連結損益計算書に注記すべき事項と同一である場合に

⑸～㉕　［同左］

［２．～９．　同左］

第　３　損　益　計　算　書

［同左］

（記載上の注意）

［１．～６．　同左］

［加える。］

おいて、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

８．～13.　［略］

［第４・第５　略］

別紙様式第９号の２（第68条第２項関係）　（日本産業規格Ａ４）

連　結　業　務　報　告　書

（　年　月　日から
　　年　月　日まで）

（信用組合名）
（所　在　地）
年　月　日

殿

（信 用 組 合 名）
（理事（組合）長）　氏名

年　月　日から　年　月　日までの事業の成績を次のとおり報告します。

連結業務報告書

目　次

［第１・第２　略］

（記載上の注意）

［１．～４．　略］

第１　［略］

第２　連　結　財　務　諸　表

１．　［略］

２．（　年　月　日現在）連結貸借対照表

［表略］

（記載上の注意）

１．次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

７．～12.　［同左］

［第４・第５　同左］

別紙様式第９号の２（第68条第２項関係）　（日本産業規格Ａ４）

連　結　業　務　報　告　書

（　年　月　日から
　　年　月　日まで）

（信用組合名）
（所　在　地）
年　月　日

殿

（信 用 組 合 名）
（理事（組合）長）　氏名

年　月　日から　年　月　日までの事業の成績を次のとおり報告します。

連結業務報告書

目　次

［第１・第２　同左］

（記載上の注意）

［１．～４．　同左］

第１　［同左］

第２　連　結　財　務　諸　表

１．　［同左］

２．（　年　月　日現在）連結貸借対照表

［同左］

（記載上の注意）

１．　［同左］

⑴　［略］	⑴　［同左］
⑵　次に掲げる会計方針に関する事項	⑵　［同左］
［①～⑩　略］	［①～⑩　同左］
⑪　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）	［加える。］
⑫・⑬　［略］	⑪・⑫　［同左］
⑶　次に掲げる会計上の見積りに関する事項	［加える。］
①　会計上の見積りにより当該事業年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの	
②　当該事業年度に係る連結財務諸表の①に掲げる項目に計上した額	
③　②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報	
⑷　［略］	⑶　［同左］
［削る。］	⑷　金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項（簡便な計算により算出した時価に代わる金額について開示を行う場合には、その旨及び算定方法についても記載すること。）
	［加える。］
⑸　金融商品に関する事項	
①　金融商品の状況に関する事項	
②　金融商品の時価等に関する事項（簡便な計算により算出した時価に代わる金額について開示を行う場合には、その旨及び算定方法についても記載すること。）	
③　金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（金融商品取引法第27条において準用する同法第24条第１項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない信用組合以外の信用組合にあっては、当該事項を省略することができる。ただし、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 15 条の５の２第１項第３号ハに掲げる事項を省略した場合は、②に金融商品の時価	

の算定に用いた評価技法の説明を記載すること。）

⑹～㉒　［略］

［２．～８．　略］

３．（　年　月　日から　年　月　日まで）連結損益計算書

［表略］

（記載上の注意）

１．顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。ただし、金融商品取引法第 27 条において準用する同法第 24 条第１項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない信用組合以外の信用組合は、⑴及び⑶に掲げる事項を省略することができる。

⑴　当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

⑶　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

⑴から⑶までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

２．～８．　［略］

４．　［略］

別紙様式第10号（第68条第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

（信用協同組合連合会名）

（所　在　地）

年　月　日

殿

⑸～㉑　［同左］

［２．～８．　同左］

３．（　年　月　日から　年　月　日まで）連結損益計算書

［同左］

（記載上の注意）

［加える。］

１．～７．　［同左］

４．　［同左］

別紙様式第10号（第68条第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

（信用協同組合連合会名）

（所　在　地）

年　月　日

殿

（信用協同組合連合会名）
（理　　事　　長）　氏名

年　　月　　日から　　年　　月　　日までの事業の成績を次のとおり報告します。

業　務　報　告　書

目　　次

［第１～第６　略］

（記載上の注意）

［１．～５．　略］

第１　［略］

第　２　貸　借　対　照　表

［表略］

（記載上の注意）

１．次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑩　略］

⑪　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）

⑫　［略］

⑶　次に掲げる会計上の見積りに関する事項

①　会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの

②　当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額

③　②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報（連結財務諸表に注記すべき情報と同一

（信用協同組合連合会名）
（理　　事　　長）　氏名

年　　月　　日から　　年　　月　　日までの事業の成績を次のとおり報告します。

業　務　報　告　書

目　　次

［第１～第６　同左］

（記載上の注意）

［１．～５．　同左］

第１　［同左］

第　２　貸　借　対　照　表

［同左］

（記載上の注意）

１．　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑩　同左］

［加える。］

⑪　［同左］

［加える。］

である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該情報の記載を要しない。）

⑷　［略］

⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑹～㉖　［略］

［２．～９．　略］

第　３　損　益　計　算　書

［表略］

（記載上の注意）

［１．～６．　略］

７．顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。

⑴　当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

⑶　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

⑴から⑶までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書を作成している場合には、⑴及び⑶に掲げる事項の記載を要しない。

⑵に掲げる事項が連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

８．～13.　［略］

［第４～第６　略］

別紙様式第10号の２（第68条第２項関係）　（日本産業規格Ａ４）

⑶　［同左］

⑷　金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑸～㉕　［同左］

［２．～９．　同左］

第　３　損　益　計　算　書

［同左］

（記載上の注意）

［１．～６．　同左］

［加える。］

７．～12.　［同左］

［第４～第６　同左］

別紙様式第10号の２（第68条第２項関係）　（日本産業規格Ａ４）

連　結　業　務　報　告　書

（　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで）

（信用協同組合連合会名）
（所　　在　　地）

年　　月　　日

殿

（信用協同組合連合会名）
（理　　事　　長）氏名

年　　月　　日から　　年　　月　　日までの事業の成績を次のとおり報告します。

連結業務報告書

目　　次

［第１・第２　略］

（記載上の注意）

［１．～４．　略］

第１　［略］

第２　連結財務諸表

１．　［略］

２．（　　年　　月　　日現在）連結貸借対照表

［表略］

（記載上の注意）

１．次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑩　略］

⑪　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載する

連　結　業　務　報　告　書

（　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで）

（信用協同組合連合会名）
（所　　在　　地）

年　　月　　日

殿

（信用協同組合連合会名）
（理　　事　　長）氏名

年　　月　　日から　　年　　月　　日までの事業の成績を次のとおり報告します。

連結業務報告書

目　　次

［第１・第２　同左］

（記載上の注意）

［１．～４．　同左］

第１　［同左］

第２　連結財務諸表

１．　［同左］

２．（　　年　　月　　日現在）連結貸借対照表

［同左］

（記載上の注意）

１．　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑩　同左］

［加える。］

こと。） ⑫・⑬　［略］ (3)　次に掲げる会計上の見積りに関する事項 ①　会計上の見積りにより当該事業年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの ②　当該事業年度に係る連結財務諸表の①に掲げる項目に計上した額 ③　②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 (4)　［略］ (5)　金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項 (6)～(21)　［略］ ［２．～７．　略］ ３．（　年　月　日から　年　月　日まで）連結損益計算書及び連結包括利益計算書 （記載上の注意） ［略］ (1)　連結損益計算書 ［表略］ （記載上の注意） １．顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。 (1)　当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項 (2)　収益を理解するための基礎となる情報 (3)　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報 (1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。	⑪・⑫　［同左］ ［加える。］ (3)　［同左］ (4)　金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項 (5)～(20)　［同左］ ［２．～７．　同左］ ３．（　年　月　日から　年　月　日まで）連結損益計算書及び連結包括利益計算書 （記載上の注意） ［同左］ (1)　連結損益計算書 ［同左］ （記載上の注意） ［加える。］

２．～８．　［略］

⑵　［略］

⑶　連結損益及び包括利益計算書

〔「⑴　連結損益計算書」及び「⑵　連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕

［表略］

（記載上の注意）

１．顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。

⑴　当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

⑶　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

⑴から⑶までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

２．～10．　［略］

11．親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当事業年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、10．の注記と併せて記載することを妨げない。

４．　［略］

５．（　年　月　日から　年　月　日まで）連結キャッシュ・フロー計算書

（直接法により表示する場合）　（単位：百万円）

	当　期
［略］	
財務活動によるキャッシュ・フロー	

１．～７．　［同左］

⑵　［同左］

⑶　連結損益及び包括利益計算書

〔「⑴　連結損益計算書」及び「⑵　連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕

［同左］

（記載上の注意）

［加える。］

１．～９．　［同左］

10．親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当事業年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、上記９．の注記と併せて記載することを妨げない。

４．　［同左］

５．（　年　月　日から　年　月　日まで）連結キャッシュ・フロー計算書

（直接法により表示する場合）　（単位：百万円）

	当　期
［同左］	
財務活動によるキャッシュ・フロー	

［略］	
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の売却による収入	
［略］	
［略］	

（記載上の注意）

［１．・２．　略］

（間接法により表示する場合）　（単位：百万円）

	当　　期
［略］	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
［略］	
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の売却による収入	
［略］	
［略］	

（記載上の注意）

［１．・２．　略］

［同左］	
連結の範囲の変更を伴わない子会社株主の取得による支出	
連結の範囲の変更を伴わない子会社株主の売却による支出	
［同左］	
［同左］	

（記載上の注意）

［１．・２．　同左］

（間接法により表示する場合）　（単位：百万円）

	当　　期
［同左］	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
［同左］	
連結の範囲の変更を伴わない子会社株主の取得による支出	
連結の範囲の変更を伴わない子会社株主の売却による支出	
［同左］	
［同左］	

（記載上の注意）

［１．・２．　同左］

備考　表中の［　］は注記である。

（保険業法施行規則の一部改正）

第七条　保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改　正　後

別紙様式第２号（第17条の10関係）

（日本産業規格Ａ４）

第１　貸借対照表の要旨

年度（又は　　期）決算公告

住　所

会社名

代表取締役　　氏　名

貸借対照表（　年　月　日現在）の要旨

（生命保険株式会社）　（単位：百万円）

科　目	金額	科　目	金額
［略］		［略］ 負債の部合計	
		［略］ 評価・換算差額等合計 株式引受権	
		［略］ 純資産の部合計	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

（損害保険株式会社）　（単位：百万円）

科　目	金額	科　目	金額
［略］		［略］ 負債の部合計	
		［略］ 評価・換算差額等合計 株式引受権	
		［略］ 純資産の部合計	

改　正　前

別紙様式第２号（第17条の10関係）

（日本産業規格Ａ４）

第１　貸借対照表の要旨

年度（又は　　期）決算公告

住　所

会社名

代表取締役　　氏　名

貸借対照表（　年　月　日現在）の要旨

（生命保険株式会社）　（単位：百万円）

科　目	金額	科　目	金額
［同左］		［同左］ 負債の部合計	
		［同左］ 評価・換算差額等合計	
		［同左］ 純資産の部合計	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

（損害保険株式会社）　（単位：百万円）

科　目	金額	科　目	金額
［同左］		［同左］ 負債の部合計	
		［同左］ 評価・換算差額等合計	
		［同左］ 純資産の部合計	

資　産　の　部　合　計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

［１・２　略］

第２　［略］

別紙様式第２号の２（第17条の10関係）

（日本産業規格Ａ４）

第１　貸借対照表の要旨

年度（又は　　期）決算公告

住　所

会社名

代表取締役　　氏　名

貸借対照表（　年　月　日現在）の要旨

（生命保険株式会社）　（単位：百万円）

科　目	金額	科　目	金額
［略］		［略］ 負債の部合計	
		［略］	
		評価・換算差額等合計 株式引受権	
		［略］ 純資産の部合計	
資　産　の　部　合　計		負債及び純資産の部合計	

（損害保険株式会社）　（単位：百万円）

科　目	金額	科　目	金額
［略］		［略］ 負債の部合計	
		［略］	
		評価・換算差額等合計	

資　産　の　部　合　計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

［１・２　同左］

第２　［同左］

別紙様式第２号の２（第17条の10関係）

（日本産業規格Ａ４）

第１　貸借対照表の要旨

年度（又は　　期）決算公告

住　所

会社名

代表取締役　　氏　名

貸借対照表（　年　月　日現在）の要旨

（生命保険株式会社）　（単位：百万円）

科　目	金額	科　目	金額
［同左］		［同左］ 負債の部合計	
		［同左］	
		評価・換算差額等合計	
		［同左］ 純資産の部合計	
資　産　の　部　合　計		負債及び純資産の部合計	

（損害保険株式会社）　（単位：百万円）

科　目	金額	科　目	金額
［同左］		［同左］ 負債の部合計	
		［同左］	
		評価・換算差額等合計	

		株　式　引　受　権	
		［略］ 純資産の部合計	
資　産　の　部　合　計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

［１・２　略］

第２　［略］

別紙様式第２号の３（第17条の10関係）

（日本産業規格Ａ４）

第１　貸借対照表の要旨

年度（又は　期）　決算公告

本店の所在地

会　社　名

代表取締役　氏　　名

貸借対照表（　　年　　月　　日現在）の要旨

（少額短期保険株式会社）　（単位：千円）

資　産	金　額	負債及び純資産	金　額
［略］		［略］ 負債の部　合計	
		［略］	
		評価・換算差額等合計 株式引受権	
		［略］ 純資産の部　合計	
資　産　の　部　合　計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

［１・２　略］

第２　［略］

		［同左］ 純資産の部合計	
資　産　の　部　合　計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

［１・２　同左］

第２　［同左］

別紙様式第２号の３（第17条の10関係）

（日本産業規格Ａ４）

第１　貸借対照表の要旨

年度（又は　期）　決算公告

本店の所在地

会　社　名

代表取締役　氏　　名

貸借対照表（　　年　　月　　日現在）の要旨

（少額短期保険株式会社）　（単位：千円）

資　産	金　額	負債及び純資産	金　額
［同左］		［同左］ 負債の部　合計	
		［同左］	
		評価・換算差額等合計	
		［同左］ 純資産の部　合計	
資　産　の　部　合　計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

［１・２　同左］

第２　［同左］

別紙様式第６号（第59条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間業務報告書

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所
会社名
代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第７　略］

（記載上の注意）

［１～７　略］

第１　［略］

第２

年度中（　年　月　日現在）中間貸借対照表

（生命保険株式会社）　（単位：百万円）

科　目	金額	科　目	金額
（資産の部） ［略］		（負債の部） ［略］	
		（純資産の部） ［略］	
		評価・換算差額等合計 株式引受権	
		［略］	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

（損害保険株式会社）　（単位：百万円）

別紙様式第６号（第59条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間業務報告書

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所
会社名
代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第７　同左］

（記載上の注意）

［１～７　同左］

第１　［同左］

第２

年度中（　年　月　日現在）中間貸借対照表

（生命保険株式会社）　（単位：百万円）

科　目	金額	科　目	金額
（資産の部） ［同左］		（負債の部） ［同左］	
		（純資産の部） ［同左］	
		評価・換算差額等合計	
		［同左］	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

（損害保険株式会社）　（単位：百万円）

科　　目	金額	科　　目	金額
（資　産　の　部） ［略］		（負　債　の　部） ［略］	
		（純資産の部） ［略］	
		評価・換算差額等合計 株式引受権	
		［略］	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑪　略］

⑫　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）

⑬　［略］

⑶　［略］

⑷　金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

［⑸～㉕　略］

［２～５　略］

（生命保険相互会社）

［表略］

（損害保険相互会社）

科　　目	金額	科　　目	金額
（資　産　の　部） ［同左］		（負　債　の　部） ［同左］	
		（純資産の部） ［同左］	
		評価・換算差額等合計	
		［同左］	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

1　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑪　同左］

［加える。］

⑫　［同左］

⑶　［同左］

⑷　金融商品の時価等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

［⑸～㉕　同左］

［２～５　同左］

（生命保険相互会社）

［同左］

（損害保険相互会社）

［表略］

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑪　略］

⑫　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）

⑬　［略］

⑶　［略］

⑷　金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

［⑸～㉒　略］

［２～５　略］

第３

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）　中間損益計算書

（生命保険株式会社）

［表略］

（損害保険株式会社）

［表略］

（生命保険相互会社）

［表略］

（損害保険相互会社）

［表略］

（記載上の注意）

［同左］

（記載上の注意）

1　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑪　同左］

［加える。］

⑫　［同左］

⑶　［同左］

⑷　金融商品の時価等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

［⑸～㉒　同左］

［２～５　同左］

第３

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）　中間損益計算書

（生命保険株式会社）

［同左］

（損害保険株式会社）

［同左］

（生命保険相互会社）

［同左］

（損害保険相互会社）

［同左］

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、中間貸借対照表に記載したものは、この限りでない。 ［⑴～⑶　略］ ⑷　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。） ①　当中間会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項 ②　収益を理解するための基礎となる情報 ③　当中間会計期間及び当中間会計期間の末日後の収益の金額を理解するための情報 ①から③までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。 中間連結損益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書を作成している場合には、①及び③に掲げる事項の記載を要しない。 ②に掲げる事項が中間連結損益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。 ②及び③に掲げる事項について、前事業年度の末日に比して重要な変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。 ⑸～⑺　［略］ ［２・３　略］ 第４　［略］	1　［同左］ ［⑴～⑶　同左］ ［加える。］ ⑷～⑹　［同左］ ［２・３　同左］ 第４　［同左］

第５

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本										評価・換算差額等				株式引受権	新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計									
						○○積立金	繰越利益剰余金										
当期首残高	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期変動額																	
新株の発行	××	××		××						××							××
剰余金の配当					××		△××	△××		△××							△××
中間純利益							××	××		××							××
自己株式の処分									××	××							××
・・・・・・																	××
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）											××	××	××	××	××	××	××
当中間期変動額合計	××	××	―	××	××	―	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期末残高	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××

（記載上の注意）

［１～７　略］

［第６・第７　略］

別紙様式第６号の２（第59条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間業務報告書

年　　月　　日

金融庁長官　殿

住　所

会社名

代表取締役　氏　名

年　　月　　日から　　年　　月　　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　　次

［第１～第７　略］

（記載上の注意）

第５

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本										評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計								
						○○積立金	繰越利益剰余金									
当期首残高	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期変動額																
新株の発行	××	××		××						××						××
剰余金の配当					××		△××	△××		△××						△××
中間純利益							××	××		××						××
自己株式の処分									××	××						××
・・・・・・																××
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）											××	××	××	××	××	××
当中間期変動額合計	××	××	―	××	××	―	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期末残高	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××

（記載上の注意）

［１～７　同左］

［第６・第７　同左］

別紙様式第６号の２（第59条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間業務報告書

年　　月　　日

金融庁長官　殿

住　所

会社名

代表取締役　氏　名

年　　月　　日から　　年　　月　　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　　次

［第１～第７　同左］

（記載上の注意）

［１～７　略］

第１　［略］

第２

年度中（　　年　　月　　日現在）中間貸借対照表

（生命保険株式会社）　（単位：百万円）

科　　目	金額	科　　目	金額
（資産の部） ［略］		（負債の部） ［略］	
		（純資産の部） ［略］	
		評価・換算差額等合計 株式引受権	
		［略］	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

（損害保険株式会社）　（単位：百万円）

科　　目	金額	科　　目	金額
（資産の部） ［略］		（負債の部） ［略］	
		（純資産の部） ［略］	
		評価・換算差額等合計 株式引受権	
		［略］	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

［１～７　同左］

第１　［同左］

第２

年度中（　　年　　月　　日現在）中間貸借対照表

（生命保険株式会社）　（単位：百万円）

科　　目	金額	科　　目	金額
（資産の部） ［同左］		（負債の部） ［同左］	
		（純資産の部） ［同左］	
		評価・換算差額等合計	
		［同左］	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

（損害保険株式会社）　（単位：百万円）

科　　目	金額	科　　目	金額
（資産の部） ［同左］		（負債の部） ［同左］	
		（純資産の部） ［同左］	
		評価・換算差額等合計	
		［同左］	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

１　［同左］

⑴　［同左］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項	⑵　［同左］
［①～⑪　略］	［①～⑪　同左］
⑫　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）	［加える。］
⑬　［略］	⑫　［同左］
⑶　［略］	⑶　［同左］
⑷　金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）	⑷　金融商品の時価等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）
［⑸～㉕　略］	［⑸～㉕　同左］
［２～５　略］	［２～５　同左］
（生命保険相互会社）	（生命保険相互会社）
［表略］	［同左］
（損害保険相互会社）	（損害保険相互会社）
［表略］	［同左］
（記載上の注意）	（記載上の注意）
１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。	１　［同左］
⑴　［略］	⑴　［同左］
⑵　次に掲げる会計方針に関する事項	⑵　［同左］
［①～⑪　略］	［①～⑪　同左］
⑫　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）	［加える。］
⑬　［略］	⑫　［同左］
⑶　［略］	⑶　［同左］
⑷　金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合に	⑷　金融商品の時価等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

は、記載することを要しない。）

［⑸～㉒　略］

［２～５　略］

第３

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間損益計算書

（生命保険株式会社）

［表略］

（損害保険株式会社）

［表略］

（生命保険相互会社）

［表略］

（損害保険相互会社）

［表略］

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。ただし、中間貸借対照表に記載したものは、この限りでない。

［⑴～⑷　略］

⑸　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　当中間会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

②　収益を理解するための基礎となる情報

③　当中間会計期間及び当中間会計期間の末日後の収益の金額を理解するための情報

①から③までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

中間連結損益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書を作成している場合には、①及び③に掲げる事項の記載を要しない。

［⑸～㉒　同左］

［２～５　同左］

第３

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間損益計算書

（生命保険株式会社）

［同左］

（損害保険株式会社）

［同左］

（生命保険相互会社）

［同左］

（損害保険相互会社）

［同左］

（記載上の注意）

１　［同左］

［⑴～⑷　同左］

［加える。］

②に掲げる事項が中間連結損益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

②及び③に掲げる事項について、前事業年度の末日に比して重要な変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。

(6)～(8)　［略］

［２・３　略］

第４　［略］

第５

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本										評価・換算差額等				株式引受権	新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計									
						○○積立金	繰越利益剰余金										
当期首残高	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期変動額																	
新株の発行	××	××		××						××							××
剰余金の配当					××		△××	△××		△××							△××
中間純利益							××	××		××							××
自己株式の処分									××	××							××
・・・・・・																	××
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）											××	××	××	××	××	××	××
当中間期変動額合計	××	××	―	××	××	―	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期末残高	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××

（記載上の注意）

［１～７　略］

［第６・第７　略］

別紙様式第６号の３（第59条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで　）中間連結業務報告書

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所

(5)～(7)　［同左］

［２・３　同左］

第４　［同左］

第５

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで　）中間株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本										評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計								
						○○積立金	繰越利益剰余金									
当期首残高	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期変動額																
新株の発行	××	××		××						××						××
剰余金の配当					××		△××	△××		△××						△××
中間純利益							××	××		××						××
自己株式の処分									××	××						××
・・・・・・																××
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）											××	××	××	××	××	××
当中間期変動額合計	××	××	―	××	××	―	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期末残高	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××

（記載上の注意）

［１～７　同左］

［第６・第７　同左］

別紙様式第６号の３（第 59 条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで　）中間連結業務報告書

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所

会　社　名
代表取締役　　氏　名
年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
の当社及び子会社等の業務及び財産の状況を次のとおり報告します。
目　　次
［第１～第３　略］
（記載上の注意）
［１～４　略］
第１
年度中（年　月　日から　年　月　日まで）中間事業概況書
１　［略］
２　子会社等の状況
⑴　子会社等数の増減
［表略］
（記載上の注意）
［１・２　略］
⑵　子会社等の概況
［表略］
（記載上の注意）
１　［略］
２　「認可又は届出年月日等」は、法第 106 条第１項各号に掲げる会社にあっては、同条第７項の規定に基づく金融庁長官の認可年月日又は法第 127 条第１項第２号の規定に基づく金融庁長官への届出年月日を記載すること。また、子法人等及び関連法人等にあっては、保険業法施行規則（以下「規則」という。）第 85 条第１項第７号の４の規定に基づく金融庁長官への届出年月日又は設立年月日を記載すること。
３　［略］
第２　中間連結財務諸表
１　［略］
２　中間連結貸借対照表

会　社　名
代表取締役　　氏　名
年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
の当社及び子会社等の業務及び財産の状況を次のとおり報告します。
目　　次
［第１～第３　同左］
（記載上の注意）
［１～４　同左］
第１
年度中（年　月　日から　年　月　日まで）中間事業概況書
１　［同左］
２　子会社等の状況
⑴　子会社等数の増減
［同左］
（記載上の注意）
［１・２　同左］
⑵　子会社等の概況
［同左］
（記載上の注意）
１　［同左］
２　「認可又は届出年月日等」は、法第 106 条第１項各号に掲げる会社にあっては、同条第４項の規定に基づく金融庁長官の認可年月日又は法第 127 条第１項第２号の規定に基づく金融庁長官への届出年月日を記載すること。また、子法人等及び関連法人等にあっては、保険業法施行規則（以下「規則」という。）第 85 条第１項第７号の４の規定に基づく金融庁長官への届出年月日又は設立年月日を記載すること。
３　［同左］
第２　中間連結財務諸表
１　［同左］
２　中間連結貸借対照表

年度中（　　年　　月　　日現在）中間連結貸借対照表

⑴　（生命保険株式会社及びその子会社等）　（単位：百万円）

科　　目	金額	科　　目	金額
（資産の部） ［略］		（負債の部） ［略］	
		（純資産の部） ［略］	
		その他の包括利益累計額合計 株式引受権	
		［略］	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

⑵　（損害保険株式会社及びその子会社等）　（単位：百万円）

科　　目	金額	科　　目	金額
（資産の部） ［略］		（負債の部） ［略］	
		（純資産の部） ［略］	
		その他の包括利益累計額合計 株式引受権	
		［略］	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

1　［略］

2　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑪　略］

⑫　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて

年度中（　　年　　月　　日現在）中間連結貸借対照表

⑴　（生命保険株式会社及びその子会社等）　（単位：百万円）

科　　目	金額	科　　目	金額
（資産の部） ［同左］		（負債の部） ［同左］	
		（純資産の部） ［同左］	
		その他の包括利益累計額合計	
		［同左］	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

⑵　（損害保険株式会社及びその子会社等）　（単位：百万円）

科　　目	金額	科　　目	金額
（資産の部） ［同左］		（負債の部） ［同左］	
		（純資産の部） ［同左］	
		その他の包括利益累計額合計	
		［同左］	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

1　［同左］

2　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑪　同左］

［加える。］

当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）

⑬・⑭　［略］

⑶　［略］

⑷　金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

［⑸～⒇　略］

［３～７　略］

⑶　（生命保険相互会社及びその子会社等）

［表略］

⑷　（損害保険相互会社及びその子会社等）

［表略］

（記載上の注意）

１　［略］

２　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑪　略］

⑫　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）

⑬・⑭　［略］

⑶　［略］

⑷　金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

［⑸～⒄　略］

［３～７　略］

⑫・⑬　［同左］

⑶　［同左］

⑷　金融商品の時価等に関する事項

［⑸～⒇　同左］

［３～７　同左］

⑶　（生命保険相互会社及びその子会社等）

［同左］

⑷　（損害保険相互会社及びその子会社等）

［同左］

（記載上の注意）

１　［同左］

２　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑪　同左］

［加える。］

⑫・⑬　［同左］

⑶　［同左］

⑷　金融商品の時価等に関する事項

［⑸～⒄　同左］

［３～７　同左］

3　中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書 年度中（　年　月　日から 年　月　日まで）　中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書 （記載上の注意） ［略］ ⑴　（生命保険株式会社及びその子会社等―中間連結損益計算書） ［表略］ ⑵　（損害保険株式会社及びその子会社等―中間連結損益計算書） ［表略］ （記載上の注意） 1　［略］ 2　次の事項を注記すること。ただし、中間連結貸借対照表に記載したものは、この限りでない。 ⑴　［略］ ⑵　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。） ①　当中間連結会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項 ②　収益を理解するための基礎となる情報 ③　当中間連結会計期間及び当中間連結会計期間の末日後の収益の金額を理解するための情報 ①から③までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。 ②及び③に掲げる事項について、前連結会計年度の末日に比して重要な変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。 ⑶・⑷　［略］ ［3～5　略］ ⑶　（保険株式会社及びその子会社等―中間連結包括利益計算書）	3　中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書 年度中（　年　月　日から 年　月　日まで）　中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書 （記載上の注意） ［同左］ ⑴　（生命保険株式会社及びその子会社等―中間連結損益計算書） ［同左］ ⑵　（損害保険株式会社及びその子会社等―中間連結損益計算書） ［同左］ （記載上の注意） 1　［同左］ 2　［同左］ ⑴　［同左］ ［加える。］ ⑵・⑶　［同左］ ［3～5　同左］ ⑶　（保険株式会社及びその子会社等―中間連結包括利益計算書）

［表略］
（記載上の注意）
［１～４　略］
〔「中間連結損益計算書」及び「中間連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕
⑷　（生命保険株式会社及びその子会社等―中間連結損益及び包括利益計算書）
［表略］
⑸　（損害保険株式会社及びその子会社等―中間連結損益及び包括利益計算書）
［表略］
（記載上の注意）
１　［略］
２　次の事項を注記すること。ただし、中間連結貸借対照表に記載したものは、この限りでない。
⑴　［略］
⑵　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）
①　当中間連結会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
②　収益を理解するための基礎となる情報
③　当中間連結会計期間及び当中間連結会計期間の末日後の収益の金額を理解するための情報
①から③までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。
②及び③に掲げる事項について、前連結会計年度の末日に比して重要な変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。
⑶・⑷　［略］
［３～７　略］

［同左］
（記載上の注意）
［１～４　同左］
〔「中間連結損益計算書」及び「中間連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕
⑷　（生命保険株式会社及びその子会社等―中間連結損益及び包括利益計算書）
［同左］
⑸　（損害保険株式会社及びその子会社等―中間連結損益及び包括利益計算書）
［同左］
（記載上の注意）
１　［同左］
２　［同左］
⑴　［同左］
［加える。］
⑵・⑶　［同左］
［３～７　同左］

⑹　（生命保険相互会社及びその子会社等―中間連結損益計算書）
［表略］
⑺　（損害保険相互会社及びその子会社等―中間連結損益計算書）
［表略］
（記載上の注意）
１　［略］
２　次の事項を注記すること。ただし、中間連結貸借対照表に記載したものはこの限りでない。
⑴　［略］
⑵　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）
①　当中間連結会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
②　収益を理解するための基礎となる情報
③　当中間連結会計期間及び当中間連結会計期間の末日後の収益の金額を理解するための情報
①から③までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。
②及び③に掲げる事項について、前連結会計年度の末日に比して重要な変動が認められない場合にには、当該事項の記載を要しない。
⑶　［略］
［３～５　略］
⑻　（保険相互会社及びその子会社等―中間連結包括利益計算書）
［表略］
（記載上の注意）
［１～４　略］
〔「中間連結損益計算書」及び「中間連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕
⑼　（生命保険相互会社及びその子会社等―中間連結損益及び包括利益計算書

⑹　（生命保険相互会社及びその子会社等―中間連結損益計算書）
［同左］
⑺　（損害保険相互会社及びその子会社等―中間連結損益計算書）
［同左］
（記載上の注意）
１　［同左］
２　［同左］
⑴　［同左］
［加える。］
⑵　［同左］
［３～５　同左］
⑻　（保険相互会社及びその子会社等―中間連結包括利益計算書）
［同左］
（記載上の注意）
［１～４　同左］
〔「中間連結損益計算書」及び「中間連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕
⑼　（生命保険相互会社及びその子会社等―中間連結損益及び包括利益計算書

）	）
［表略］	［同左］
⑽　（損害保険相互会社及びその子会社等―中間連結損益及び包括利益計算書）	⑽　（損害保険相互会社及びその子会社等―中間連結損益及び包括利益計算書）
［表略］	［同左］
（記載上の注意）	（記載上の注意）
１　［略］	１　［同左］
２　次の事項を注記すること。ただし、中間連結貸借対照表に記載したものはこの限りでない。	２　［同左］
⑴　［略］	⑴　［同左］ ［加える。］
⑵　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。） ①　当中間連結会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項 ②　収益を理解するための基礎となる情報 ③　当中間連結会計期間及び当中間連結会計期間の末日後の収益の金額を理解するための情報 ①から③までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。 ②及び③に掲げる事項について、前連結会計年度の末日に比して重要な変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。	
⑶　［略］	⑵　［同左］
［３～７　略］	［３～７　同左］
４　［略］	４　［同左］

5　中間連結株主資本等変動計算書

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本					その他の包括利益累計額						株式引受権	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計				
当期首残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期変動額															
新株の発行	××	××			××										××
剰余金の配当			△××		△××										△××
親会社株主に帰属する中間純利益			××		××										××
自己株式の処分				××	××										××
・・・・・・															××
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）						××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期変動額合計	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期末残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××

（記載上の注意）

［１～７　略］

６　［略］

第３　［略］

別紙様式第７号（第17条の５、第25条の２及び第59条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）業務報告書

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所

会社名

代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第13　略］

5　中間連結株主資本等変動計算書

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本					その他の包括利益累計額						新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期変動額														
新株の発行	××	××			××									××
剰余金の配当			△××		△××									△××
親会社株主に帰属する中間純利益			××		××									××
自己株式の処分				××	××									××
・・・・・・														××
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）						××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期変動額合計	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期末残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××

（記載上の注意）

［１～７　同左］

６　［同左］

第３　［同左］

別紙様式第７号（第17条の５、第25条の２及び第59条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）業務報告書

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所

会社名

代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第13　同左］

（記載上の注意）

［１～６　略］

［第１～第３　略］

第４　　年度（　　年　　月　　日現在）貸借対照表

（生命保険株式会社）　（単位：百万円）

科　　目	金額	科　　目	金額
（資産の部） ［略］		（負債の部） ［略］	
		（純資産の部） ［略］	
		評価・換算差額等合計 株式引受権	
		［略］	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

（損害保険株式会社）　（単位：百万円）

科　　目	金額	科　　目	金額
（資産の部） ［略］		（負債の部） ［略］	
		（純資産の部） ［略］	
		評価・換算差額等合計 株式引受権	
		［略］	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

（記載上の注意）

［１～６　同左］

［第１～第３　同左］

第４　　年度（　　年　　月　　日現在）貸借対照表

（生命保険株式会社）　（単位：百万円）

科　　目	金額	科　　目	金額
（資産の部） ［同左］		（負債の部） ［同左］	
		（純資産の部） ［同左］	
		評価・換算差額等合計	
		［同左］	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

（損害保険株式会社）　（単位：百万円）

科　　目	金額	科　　目	金額
（資産の部） ［同左］		（負債の部） ［同左］	
		（純資産の部） ［同左］	
		評価・換算差額等合計	
		［同左］	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

１　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑪　略］

⑫　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）

⑬　［略］

(3)　次に掲げる会計上の見積りに関する事項

①　会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの

②　当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額

③　②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報（連結財務諸表に注記すべき情報と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該情報の記載を要しない。）

(4)　［略］

(5)　金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(6)～(33)　［略］

［２～７　略］

（生命保険相互会社）

［表略］

（損害保険相互会社）

［表略］

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)　［略］

(2)　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑪　略］

［①～⑪　同左］

［加える。］

⑫　［同左］

［加える。］

(3)　［同左］

(4)　金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(5)～(32)　［同左］

［２～７　同左］

（生命保険相互会社）

［同左］

（損害保険相互会社）

［同左］

（記載上の注意）

１　［同左］

(1)　［同左］

(2)　［同左］

［①～⑪　同左］

⑫　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）

⑬　［略］

(3)　次に掲げる会計上の見積りに関する事項

①　会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの

②　当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額

③　②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報（連結財務諸表に注記すべき情報と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該情報の記載を要しない。）

(4)　［略］

(5)　金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(6)～(28)　［略］

［２～７　略］

第５

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）損益計算書

（生命保険株式会社）

［表略］

（損害保険株式会社）

［表略］

（生命保険相互会社）

［表略］

（損害保険相互会社）

［加える。］

⑫　［同左］

［加える。］

(3)　［同左］

(4)　金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(5)～(27)　［同左］

［２～７　同左］

第５

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）損益計算書

（生命保険株式会社）

［同左］

（損害保険株式会社）

［同左］

（生命保険相互会社）

［同左］

（損害保険相互会社）

［表略］	［同左］
（記載上の注意）	（記載上の注意）
1　次の事項を注記すること。ただし、貸借対照表に記載したものは、この限りでない。	1　［同左］
［⑴～⑹　略］	［⑴～⑹　同左］
⑺　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。） ①　当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項 ②　収益を理解するための基礎となる情報 ③　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報 ①から③までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。 連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書を作成している場合には、①及び③に掲げる事項の記載を要しない。 ②に掲げる事項が連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。	［加える。］
⑻～⑽　［略］	⑺～⑼　［同左］
［２～４　略］	［２～４　同左］
［第６～第８　略］	［第６～第８　同左］

第９

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本										評価・換算差額等				株式引受権	新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計									
						○○積立金	繰越利益剰余金										
当期首残高	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期変動額																	
新株の発行	××	××		××						××							××
剰余金の配当					××		△××	△××		△××							△××
当期純利益							××	××		××							××
自己株式の処分									××	××							××
・・・・・・																	××
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）											××	××	××	××	××	××	××
当期変動額合計	××	××	―	××	××	―	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期末残高	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××

（記載上の注意）

［１～７　略］

［第 10～第 13　略］

別紙様式第７号の２（第17条の５、第25条の２及び第59条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）業務報告書

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所

会社名

代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第 13　略］

（記載上の注意）

［１～６　略］

第９

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本										評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計								
						○○積立金	繰越利益剰余金									
当期首残高	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××
当期変動額																
新株の発行	××	××		××						××						××
剰余金の配当					××		△××	△××		△××						△××
当期純利益							××	××		××						××
自己株式の処分									××	××						××
・・・・・・																××
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）											××	××	××	××	××	××
当期変動額合計	××	××	―	××	××	―	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期末残高	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××

（記載上の注意）

［１～７　同左］

［第 10～第 13　同左］

別紙様式第７号の２（第17条の５、第25条の２及び第59条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）業務報告書

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所

会社名

代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第 13　同左］

（記載上の注意）

［１～６　同左］

［第１～第３　略］

第４

年度（　　年　　月　　日現在）貸借対照表

（生命保険株式会社）　（単位：百万円）

科　　目	金 額	科　　目	金 額
（資　産　の　部） ［略］		（負　債　の　部） ［略］	
		（純　資　産　の　部） ［略］	
		評価・換算差額等合計 株　式　引　受　権	
		［略］	
資　産　の　部　合　計		負債及び純資産の部合計	

（損害保険株式会社）　（単位：百万円）

科　　目	金 額	科　　目	金 額
（資　産　の　部） ［略］		（負　債　の　部） ［略］	
		（純　資　産　の　部） ［略］	
		評価・換算差額等合計 株　式　引　受　権	
		［略］	
資　産　の　部　合　計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑪　略］

［第１～第３　同左］

第４

年度（　　年　　月　　日現在）貸借対照表

（生命保険株式会社）　（単位：百万円）

科　　目	金 額	科　　目	金 額
（資　産　の　部　） ［同左］		（負　債　の　部） ［同左］	
		（純　資　産　の　部） ［同左］	
		評価・換算差額等合計	
		［同左］	
資　産　の　部　合　計		負債及び純資産の部合計	

（損害保険株式会社）　（単位：百万円）

科　　目	金 額	科　　目	金 額
（資　産　の　部） ［同左］		（負　債　の　部） ［同左］	
		（純　資　産　の　部） ［同左］	
		評価・換算差額等合計	
		［同左］	
資　産　の　部　合　計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

１　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑪　同左］

⑫　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）	［加える。］
⑬　［略］	⑫　［同左］
⑶　次に掲げる会計上の見積りに関する事項	［加える。］
①　会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの	
②　当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額	
③　②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報（連結財務諸表に注記すべき情報と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該情報の記載を要しない。）	
⑷　［略］	⑶　［同左］
⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）	⑷　金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）
⑹～㉝　［略］	⑸～㉜　［同左］
［２～７　略］	［２～７　同左］
（生命保険相互会社）	（生命保険相互会社）
［表略］	［同左］
（損害保険相互会社）	（損害保険相互会社）
［表略］	［同左］
（記載上の注意）	（記載上の注意）
１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。	１　［同左］
⑴　［略］	⑴　［同左］
⑵　次に掲げる会計方針に関する事項	⑵　［同左］
［①～⑪　略］	［①～⑪　同左］

⑫　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）

⑬　［略］

(3)　次に掲げる会計上の見積りに関する事項

①　会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの

②　当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額

③　②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報（連結財務諸表に注記すべき情報と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該情報の記載を要しない。）

(4)　［略］

(5)　金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(6)～(28)　［略］

［２～７　略］

第５

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）損益計算書

（生命保険株式会社）

［表略］

（損害保険株式会社）

［表略］

（生命保険相互会社）

［表略］

（損害保険相互会社）

［表略］

［加える。］

⑫　［同左］

［加える。］

(3)　［同左］

(4)　金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(5)～(27)　［同左］

［２～７　同左］

第５

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）損益計算書

（生命保険株式会社）

［同左］

（損害保険株式会社）

［同左］

（生命保険相互会社）

［同左］

（損害保険相互会社）

［同左］

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、貸借対照表に記載したものは、この限りでない。

［⑴～⑹　略］

⑺　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

②　収益を理解するための基礎となる情報

③　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

①から③までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書を作成している場合には、①及び③に掲げる事項の記載を要しない。

②に掲げる事項が連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

⑻～⑽　［略］

［２～４　略］

［第６～第８　略］

（記載上の注意）

1　［同左］

［⑴～⑹　同左］

［加える。］

⑺～⑼　［同左］

［２～４　同左］

［第６～第８　同左］

第９

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本										評価・換算差額等				株式引受権	新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計									
						○○積立金	繰越利益剰余金										
当期首残高	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期変動額																	
新株の発行	××	××		××						××							××
剰余金の配当					××		△××	△××		△××							△××
当期純利益							××	××		××							××
自己株式の処分									××	××							××
・・・・・・																	××
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）											××	××	××	××	××	××	××
当期変動額合計	××	××	―	××	××	―	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期末残高	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××

（記載上の注意）

［１～７　略］

［第 10～第 13　略］

別紙様式第７号の３（第25条の３及び第59条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）連結業務報告書

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所

会　社　名

代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの当社及び子会社等の業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第３　略］

（記載上の注意）

［１～３　略］

第１

第９

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本										評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計								
						○○積立金	繰越利益剰余金									
当期首残高	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××
当期変動額																
新株の発行	××	××		××						××						××
剰余金の配当					××		△××	△××		△××						△××
当期純利益							××	××		××						××
自己株式の処分									××	××						××
・・・・・・																××
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）											××	××	××	××	××	××
当期変動額合計	××	××	―	××	××	―	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期末残高	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××

（記載上の注意）

［１～７　同左］

［第 10～第 13　同左］

別紙様式第７号の３（第25条の３及び第59条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）連結業務報告書

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所

会　社　名

代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの当社及び子会社等の業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第３　同左］

（記載上の注意）

［１～３　同左］

第１

年度（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）事業概況書

1　［略］

2　子会社等の状況

⑴　子会社等数の増減

［表略］

（記載上の注意）

［１・２　略］

⑵　子会社等の概況

［表略］

（記載上の注意）

1　［略］

2　「認可又は届出年月日等」は、法第 106 条第１項各号に掲げる会社にあっては、同条第７項の規定に基づく金融庁長官の認可年月日又は法第 127 条第１項第２号の規定に基づく金融庁長官への届出年月日を記載すること。また、子法人等及び関連法人等にあっては、保険業法施行規則（以下「規則」という。）第 85 条第１項第７号の４の規定に基づく金融庁長官への届出年月日又は設立年月日を記載すること。

第２　連結財務諸表

1　［略］

2　連結貸借対照表

年度（　　年　　月　　日現在）連結貸借対照表

⑴　（生命保険株式会社及びその子会社等）　（単位：百万円）

科　　目	金 額	科　　目	金 額
（資　産　の　部） ［略］		（負　債　の　部） ［略］	
		（純 資 産 の 部） ［略］	
		その他の包括利益累計額合計	

年度（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）事業概況書

1　［同左］

2　子会社等の状況

⑴　子会社等数の増減

［同左］

（記載上の注意）

［１・２　同左］

⑵　子会社等の概況

［同左］

（記載上の注意）

1　［同左］

2　「認可又は届出年月日等」は、法第 106 条第１項各号に掲げる会社にあっては、同条第４項の規定に基づく金融庁長官の認可年月日又は法第 127 条第１項第２号の規定に基づく金融庁長官への届出年月日を記載すること。また、子法人等及び関連法人等にあっては、保険業法施行規則（以下「規則」という。）第 85 条第１項第７号の４の規定に基づく金融庁長官への届出年月日又は設立年月日を記載すること。

第２　連結財務諸表

1　［同左］

2　連結貸借対照表

年度（　　年　　月　　日現在）連結貸借対照表

⑴　（生命保険株式会社及びその子会社等）　（単位：百万円）

科　　目	金 額	科　　目	金 額
（資　産　の　部） ［同左］		（負　債　の　部） ［同左］	
		（純 資 産 の 部） ［同左］	
		その他の包括利益累計額合計	

		株　式　引　受　権	
		［略］	
資　産　の　部　合　計		負債及び純資産の部合計	

⑵　（損害保険株式会社及びその子会社等）　（単位：百万円）

科　目	金額	科　目	金額
（資　産　の　部） ［略］		（負　債　の　部） ［略］	
		（純資産の部） ［略］	
		その他の包括利益累計額合計 株　式　引　受　権	
		［略］	
資　産　の　部　合　計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

1　［略］

2　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑪　略］

⑫　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）

⑬・⑭　［略］

⑶　次に掲げる会計上の見積りに関する事項

①　会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要

		［同左］	
資　産　の　部　合　計		負債及び純資産の部合計	

⑵　（損害保険株式会社及びその子会社等）　（単位：百万円）

科　目	金額	科　目	金額
（資　産　の　部） ［同左］		（負　債　の　部） ［同左］	
		（純資産の部） ［同左］	
		その他の包括利益累計額合計	
		［同左］	
資　産　の　部　合　計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

1　［同左］

2　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑪　同左］

［加える。］

⑫・⑬　［同左］

［加える。］

な影響を及ぼす可能性があるもの	
② 当連結会計年度に係る連結財務諸表の①に掲げる項目に計上した額	
③ ②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報	
⑷ ［略］	⑶ ［同左］
⑸ 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項	⑷ 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項
⑹～㉔ ［略］	⑸～㉓ ［同左］
［３～８ 略］	［３～８ 同左］
⑶ （生命保険相互会社及びその子会社等）	⑶ （生命保険相互会社及びその子会社等）
［表略］	［同左］
⑷ （損害保険相互会社及びその子会社等）	⑷ （損害保険相互会社及びその子会社等）
［表略］	［同左］
（記載上の注意）	（記載上の注意）
１ ［略］	１ ［同左］
２ 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。	２ ［同左］
⑴ ［略］	⑴ ［同左］
⑵ 次に掲げる会計方針に関する事項	⑵ ［同左］
［①～⑪ 略］	［①～⑪ 同左］
⑫ 収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）	［加える。］
⑬・⑭ ［略］	⑫・⑬ ［同左］
⑶ 次に掲げる会計上の見積りに関する事項	［加える。］
① 会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの	
② 当連結会計年度に係る連結財務諸表の①に掲げる項目に計上した額	

③　②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

⑷　［略］

⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

⑹～㉒　［略］

［３～８　略］

３　連結損益計算書及び連結包括利益計算書

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）　連結損益計算書及び連結包括利益計算書

（記載上の注意）

［略］

⑴　（生命保険株式会社及びその子会社等―連結損益計算書）

［表略］

⑵　（損害保険株式会社及びその子会社等―連結損益計算書）

［表略］

（記載上の注意）

１　［略］

２　次の事項を注記すること。ただし、連結貸借対照表に記載したものは、この限りでない。

⑴　［略］

⑵　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　当連結会計年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

②　収益を理解するための基礎となる情報

③　当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

⑶　［同左］

⑷　金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項

⑸～㉑　［同左］

［３～８　同左］

３　連結損益計算書及び連結包括利益計算書

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）　連結損益計算書及び連結包括利益計算書

（記載上の注意）

［同左］

⑴　（生命保険株式会社及びその子会社等―連結損益計算書）

［同左］

⑵　（損害保険株式会社及びその子会社等―連結損益計算書）

［同左］

（記載上の注意）

１　［同左］

２　［同左］

⑴　［同左］

［加える。］

①から③までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

⑶・⑷　［略］

［３～５　略］

⑶　（保険株式会社及びその子会社等―連結包括利益計算書）

［表略］

（記載上の注意）

［１～５　略］

〔「連結損益計算書」及び「連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕

⑷　（生命保険株式会社及びその子会社等―連結損益及び包括利益計算書）

［表略］

⑸　（損害保険株式会社及びその子会社等―連結損益及び包括利益計算書）

［表略］

（記載上の注意）

１　［略］

２　次の事項を注記すること。ただし、連結貸借対照表に記載したものは、この限りでない。

⑴　［略］

⑵　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　当連結会計年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

②　収益を理解するための基礎となる情報

③　当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①から③までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

⑶・⑷　［略］

⑵・⑶　［同左］

［３～５　同左］

⑶　（保険株式会社及びその子会社等―連結包括利益計算書）

［同左］

（記載上の注意）

［１～５　同左］

〔「連結損益計算書」及び「連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕

⑷　（生命保険株式会社及びその子会社等―連結損益及び包括利益計算書）

［同左］

⑸　（損害保険株式会社及びその子会社等―連結損益及び包括利益計算書）

［同左］

（記載上の注意）

１　［同左］

２　［同左］

⑴　［同左］

［加える。］

⑵・⑶　［同左］

［３～８　略］
⑹　（生命保険相互会社及びその子会社等―連結損益計算書）
［表略］
⑺　（損害保険相互会社及びその子会社等―連結損益計算書）
［表略］
（記載上の注意）
１　［略］
２　次の事項を注記すること。ただし、連結貸借対照表に記載したものは、この限りでない。
⑴　［略］
⑵　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）
①　当連結会計年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
②　収益を理解するための基礎となる情報
③　当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報
①から③までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。
⑶　［略］
［３～５　略］
⑻　（保険相互会社及びその子会社等―連結包括利益計算書）
［表略］
（記載上の注意）
［１～５　略］
〔「連結損益計算書」及び「連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕
⑼　（生命保険相互会社及びその子会社等―連結損益及び包括利益計算書）
［表略］

［３～８　同左］
⑹　（生命保険相互会社及びその子会社等―連結損益計算書）
［同左］
⑺　（損害保険相互会社及びその子会社等―連結損益計算書）
［同左］
（記載上の注意）
１　［同左］
２　［同左］
⑴　［同左］
［加える。］
⑵　［同左］
［３～５　同左］
⑻　（保険相互会社及びその子会社等―連結包括利益計算書）
［同左］
（記載上の注意）
［１～５　同左］
〔「連結損益計算書」及び「連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕
⑼　（生命保険相互会社及びその子会社等―連結損益及び包括利益計算書）
［同左］

⑽　（損害保険相互会社及びその子会社等―連結損益及び包括利益計算書） ［表略］ （記載上の注意） １　［略］ ２　次の事項を注記すること。ただし、連結貸借対照表に記載したものは、この限りでない。 ⑴　［略］ ⑵　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。） ①　当連結会計年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項 ②　収益を理解するための基礎となる情報 ③　当連結会計年度及び翌連結会計年度年度以降の収益の金額を理解するための情報 ①から③までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。 ⑶　［略］ ［３～８　略］ ４　［略］	⑽　（損害保険相互会社及びその子会社等―連結損益及び包括利益計算書） ［同左］ （記載上の注意） １　［同左］ ２　［同左］ ⑴　［同左］ ［加える。］ ⑵　［同左］ ［３～８　同左］ ４　［同左］

5　連結株主資本等変動計算書

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本					その他の包括利益累計額						株式引受権	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計				
当期首残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期変動額															
新株の発行	××	××			××										××
剰余金の配当			△××		△××										△××
親会社株主に帰属する当期純利益			××		××										××
自己株式の処分				××	××										××
・・・・・・															××
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期変動額合計	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期末残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××

（記載上の注意）

［１～７　略］

６　［略］

第３　［略］

別紙様式第11号（第143条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）日本における中間業務報告書

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所

会社名

日本における代表者　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの日本における業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第５　略］

5　連結株主資本等変動計算書

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本					その他の包括利益累計額						新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期変動額														
新株の発行	××	××			××									××
剰余金の配当			△××		△××									△××
親会社株主に帰属する当期純利益			××		××									××
自己株式の処分				××	××									××
・・・・・・														××
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期変動額合計	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期末残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××

（記載上の注意）

［１～７　同左］

６　［同左］

第３　［同左］

別紙様式第11号（第143条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）日本における中間業務報告書

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所

会社名

日本における代表者　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの日本における業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第５　同左］

（記載上の注意）

［１～３　略］

第１　［略］

第２　　年度中（　　年　　月　　日現在）の日本における保険業の中間貸借対照表

（外国生命保険会社等）

［表略］

（外国損害保険会社等）

［表略］

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑩　略］

⑪　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）

⑫　［略］

⑶　［略］

⑷　金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

［⑸～㉒　略］

［２～５　略］

第３

年度中（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）日本における保険業の中間損益計算書

（外国生命保険会社等）

［表略］

（記載上の注意）

［１～３　同左］

第１　［同左］

第２　　年度中（　　年　　月　　日現在）の日本における保険業の中間貸借対照表

（外国生命保険会社等）

［同左］

（外国損害保険会社等）

［同左］

（記載上の注意）

１　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑩　同左］

［加える。］

⑪　［同左］

⑶　［同左］

⑷　金融商品の時価等に関する事項

［⑸～㉒　同左］

［２～５　同左］

第３

年度中（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）日本における保険業の中間損益計算書

（外国生命保険会社等）

［同左］

（外国損害保険会社等）

［表略］

（記載上の注意）

［１～４　略］

５　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。

⑴　当中間会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

⑶　当中間会計期間及び当中間会計期間の末日後の収益の金額を理解するための情報

⑴から⑶までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

⑵及び⑶に掲げる事項について、前事業年度の末日に比して重要な変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。

［第４・第５　略］

別紙様式第11号の２（第143条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）日本における中間業務報告書

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所

会社名

日本における代表者　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの日本における業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

（外国損害保険会社等）

［同左］

（記載上の注意）

［１～４　同左］

［項を加える。］

［第４・第５　同左］

別紙様式第11号の２（第143条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）日本における中間業務報告書

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所

会社名

日本における代表者　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの日本における業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　　次

［第１～第５　略］

（記載上の注意）

［１～３　略］

第１　［略］

第２　　年度中（　　年　　月　　日現在）の日本における保険業の中間貸借対照表

（外国生命保険会社等）

［表略］

（外国損害保険会社等）

［表略］

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑩　略］

⑪　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）

⑫　［略］

⑶　［略］

⑷　金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

［⑸～㉒　略］

［２～５　略］

第３

年度中（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）　日本における保険業の中間損益計算書

目　　次

［第１～第５　同左］

（記載上の注意）

［１～３　同左］

第１　［同左］

第２　　年度中（　　年　　月　　日現在）の日本における保険業の中間貸借対照表

（外国生命保険会社等）

［同左］

（外国損害保険会社等）

［同左］

（記載上の注意）

１　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑩　同左］

［加える。］

⑪　［同左］

⑶　［同左］

⑷　金融商品の時価等に関する事項

［⑸～㉒　同左］

［２～５　同左］

第３

年度中（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）　日本における保険業の中間損益計算書

（外国生命保険会社等）
［表略］
（外国損害保険会社等）
［表略］
（記載上の注意）
［１～４　略］
５　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。
⑴　当中間会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
⑵　収益を理解するための基礎となる情報
⑶　当中間会計期間及び当中間会計期間の末日後の収益の金額を理解するための情報
⑴から⑶までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。
⑵及び⑶に掲げる事項について、前事業年度の末日に比して重要な変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。
［第４・第５　略］

別紙様式第12号（第137条及び第143条関係）
（日本産業規格Ａ４）

年度（　年　月　日から　年　月　日まで　）日本における業務報告書

年　月　日
金融庁長官　殿
住　所
会社名
日本における代表者　氏　名

（外国生命保険会社等）
［同左］
（外国損害保険会社等）
［同左］
（記載上の注意）
［１～４　同左］
［項を加える。］

［第４・第５　同左］

別紙様式第12号（第137条及び第143条関係）
（日本産業規格Ａ４）

年度（　年　月　日から　年　月　日まで　）日本における業務報告書

年　月　日
金融庁長官　殿
住　所
会社名
日本における代表者　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの日本における業務及び財産の状況を次のとおり報告します。	年　月　日から　年　月　日までの日本における業務及び財産の状況を次のとおり報告します。
目　次	目　次
［第１～第６　略］	［第１～第６　同左］
（記載上の注意）	（記載上の注意）
［１～３　略］	［１～３　同左］
［第１・第２　略］	［第１・第２　同左］
第３　年度（　年　月　日現在）の日本における保険業の貸借対照表	第３　年度（　年　月　日現在）の日本における保険業の貸借対照表
（外国損害保険会社等）	（外国損害保険会社等）
［表略］	［同左］
（外国生命保険会社等）	（外国生命保険会社等）
［表略］	［同左］
（記載上の注意）	（記載上の注意）
１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。	１　［同左］
⑴　［略］	⑴　［同左］
⑵　次に掲げる会計方針に関する事項	⑵　［同左］
［①～⑩　略］	［①～⑩　同左］
⑪　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）	［加える。］
⑫　［略］	⑪　［同左］
⑶　次に掲げる会計上の見積りに関する事項	［加える。］
①　会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの	
②　当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額	
③　②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内	

容に関する理解に資する情報

⑷　［略］

⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

⑹～㉖　［略］

［２～６　略］

第４

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）日本における保険業の損益計算書

（外国生命保険会社等）

［表略］

（外国損害保険会社等）

［表略］

（記載上の注意）

［１～４　略］

５　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。

⑴　当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

⑶　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

⑴から⑶までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

［第５・第６　略］

別紙様式第12号の２（第137条及び第143条関係）

（日本産業規格Ａ４）

⑶　［同左］

⑷　金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項

⑸～㉖　［同左］

［２～６　同左］

第４

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）日本における保険業の損益計算書

（外国生命保険会社等）

［同左］

（外国損害保険会社等）

［同左］

（記載上の注意）

［１～４　同左］

［項を加える。］

［第５・第６　同左］

別紙様式第12号の２（第137条及び第143条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度（年　月　日から　年　月　日まで）日本における業務報告書

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所
会社名
日本における代表者　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの日本における業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第６　略］

（記載上の注意）

［１～３　略］

［第１・第２　略］

第３

年度（　年　月　日現在）の日本における保険業の貸借対照表

（外国生命保険会社等）

［表略］

（外国損害保険会社等）

［表略］

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑩　略］

⑪　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載する

年度（年　月　日から　年　月　日まで）日本における業務報告書

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所
会社名
日本における代表者　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの日本における業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第６　同左］

（記載上の注意）

［１～３　同左］

［第１・第２　同左］

第３

年度（　年　月　日現在）の日本における保険業の貸借対照表

（外国生命保険会社等）

［同左］

（外国損害保険会社等）

［同左］

（記載上の注意）

１　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑩　同左］

［加える。］

こと。） ⑫　［略］ ⑶　次に掲げる会計上の見積りに関する事項 ①　会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの ②　当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額 ③　②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 ⑷　［略］ ⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項 ⑹～㉖　［略］ ［２～６　略］ 第４ 年度（　年　月　日から　年　月　日まで）日本における保険業の損益計算書 （外国生命保険会社等） ［表略］ （外国損害保険会社等） ［表略］ （記載上の注意） ［１～４　略］ ５　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。 ⑴　当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項 ⑵　収益を理解するための基礎となる情報	⑪　［同左］ ［加える。］ ⑶　［同左］ ⑷　金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項 ⑸～㉕　［同左］ ［２～６　同左］ 第４ 年度（　年　月　日から　年　月　日まで）日本における保険業の損益計算書 （外国生命保険会社等） ［同左］ （外国損害保険会社等） ［同左］ （記載上の注意） ［１～４　同左］ ［項を加える。］

⑶　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

⑴から⑶までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

［第５・第６　略］

別紙様式第14号（第210条の10関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間業務報告書

年　月　日

金　融　庁　長　官　殿

住　所

会　社　名

代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第３　略］

（記載上の注意）

［１～４　略］

第１　［略］

第２　中間連結財務諸表

１　［略］

２　中間連結貸借対照表

年度中（　年　月　日現在）中間連結貸借対照表

⑴　（生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等）

（単位：百万円）

科　目	金 額	科　目	金 額

［第５・第６　同左］

別紙様式第14号（第210条の10関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間業務報告書

年　月　日

金　融　庁　長　官　殿

住　所

会　社　名

代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第３　同左］

（記載上の注意）

［１～４　同左］

第１　［同左］

第２　中間連結財務諸表

１　［同左］

２　中間連結貸借対照表

年度中（　年　月　日現在）中間連結貸借対照表

⑴　（生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等）

（単位：百万円）

科　目	金 額	科　目	金 額

（資　産　の　部） ［略］		（負　債　の　部） ［略］	
		（純 資 産 の 部） ［略］	
		その他の包括利益累計額合計 株　式　引　受　権	
		［略］	
資　産　の　部　合　計		負債及び純資産の部合計	

⑵　（損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等）

（単位：百万円）

科　　目	金 額	科　　目	金 額
（資　産　の　部） ［略］		（負　債　の　部） ［略］	
		（純 資 産 の 部） ［略］	
		その他の包括利益累計額合計 株　式　引　受　権	
		［略］	
資　産　の　部　合　計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

1　［略］

2　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑪　略］

⑫　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通

（資　産　の　部） ［同左］		（負　債　の　部） ［同左］	
		（純 資 産 の 部） ［同左］	
		その他の包括利益累計額合計	
		［同左］	
資　産　の　部　合　計		負債及び純資産の部合計	

⑵　（損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等）

（単位：百万円）

科　　目	金 額	科　　目	金 額
（資　産　の　部） ［同左］		（負　債　の　部） ［同左］	
		（純 資 産 の 部） ［同左］	
		その他の包括利益累計額合計	
		［同左］	
資　産　の　部　合　計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

1　［同左］

2　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑪　同左］

［加える。］

常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）

⑬・⑭　［略］

⑶　［略］

⑷　金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

［⑸～⒇　略］

［３～７　略］

３　中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）　中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書

（記載上の注意）

［略］

⑴　（生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等―中間連結損益計算書）

［表略］

⑵　（損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等―中間連結損益計算書）

［表略］

（記載上の注意）

１　［略］

２　次の事項を注記すること。ただし、中間連結貸借対照表に記載したものは、この限りでない。

⑴　［略］

⑵　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　当中間連結会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

⑫・⑬　［同左］

⑶　［同左］

⑷　金融商品の時価等に関する事項

［⑸～⒇　同左］

［３～７　同左］

３　中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）　中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書

（記載上の注意）

［同左］

⑴　（生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等―中間連結損益計算書）

［同左］

⑵　（損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等―中間連結損益計算書）

［同左］

（記載上の注意）

１　［同左］

２　［同左］

⑴　［同左］

［加える。］

② 収益を理解するための基礎となる情報

③ 当中間連結会計期間及び当中間連結会計期間の末日後の収益の金額を理解するための情報

①から③までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

②及び③に掲げる事項について、前連結会計年度の末日に比して重要な変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。

⑶・⑷ ［略］

［３～５ 略］

⑶ （保険持株会社及びその子会社等―中間連結包括利益計算書）

［表略］

（記載上の注意）

［１～４ 略］

〔「中間連結損益計算書」及び「中間連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算に表示する場合〕

⑷ （生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等―中間連結損益及び包括利益計算書）

［表略］

⑸ （損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等―中間連結損益及び包括利益計算書）

［表略］

（記載上の注意）

１ ［略］

２ 次の事項を注記すること。ただし、中間連結貸借対照表に記載したものは、この限りでない。

⑴ ［略］

⑵ 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 当中間連結会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づ

⑵・⑶ ［同左］

［３～５ 同左］

⑶ （保険持株会社及びその子会社等―中間連結包括利益計算書）

［同左］

（記載上の注意）

［１～４ 同左］

〔「中間連結損益計算書」及び「中間連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算に表示する場合〕

⑷ （生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等―中間連結損益及び包括利益計算書）

［同左］

⑸ （損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等―中間連結損益及び包括利益計算書）

［同左］

（記載上の注意）

１ ［同左］

２ ［同左］

⑴ ［同左］

［加える。］

いて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

② 収益を理解するための基礎となる情報

③ 当中間連結会計期間及び当中間連結会計期間の末日後の収益の金額を理解するための情報

①から③までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

②及び③に掲げる事項について、前連結会計年度の末日に比して重要な変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。

(3)・(4)　［略］

［３～７　略］

４　［略］

５　中間連結株主資本等変動計算書

年度中（　年　月　日　から　年　月　日　まで）中間連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本					その他の包括利益累計額						株式引受権	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計				
当期首残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期変動額															
新株の発行	××	××			××										××
剰余金の配当			△××		△××										△××
親会社株主に帰属する中間純利益			××		××										××
自己株式の処分				××	××										××
・・・・・・															××
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）						××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期変動額合計	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期末残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××

（記載上の注意）

［１～７　略］

第３　［略］

別紙様式第15号（第210条の10関係）

（日本産業規格Ａ４）

(2)・(3)　［同左］

［３～７　同左］

４　［同左］

５　中間連結株主資本等変動計算書

年度中（　年　月　日　から　年　月　日　まで）中間連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本					その他の包括利益累計額						新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期変動額														
新株の発行	××	××			××									××
剰余金の配当			△××		△××									△××
親会社株主に帰属する中間純利益			××		××									××
自己株式の処分				××	××									××
・・・・・・														××
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）						××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期変動額合計	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期末残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××

（記載上の注意）

［１～７　同左］

第３　［同左］

別紙様式第15号（第210条の10関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）業務報告書

年　月　日

金　融　庁　長　官　殿

住　所
会　社　名
代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第３　略］
（記載上の注意）
［１～３　略］
第１　［略］
第２　連結財務諸表
１　［略］
２　連結貸借対照表

年度（　年　月　日現在）連結貸借対照表

⑴　（生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等）

（単位：百万円）

科　目	金額	科　目	金額
（資　産　の　部） ［略］		（負　債　の　部） ［略］	
		（純　資　産　の　部） ［略］	
		その他の包括利益累計額合計 株　式　引　受　権	
		［略］	

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）業務報告書

年　月　日

金　融　庁　長　官　殿

住　所
会　社　名
代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第３　同左］
（記載上の注意）
［１～３　同左］
第１　［同左］
第２　連結財務諸表
１　［同左］
２　連結貸借対照表

年度（　年　月　日現在）連結貸借対照表

⑴　（生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等）

（単位：百万円）

科　目	金額	科　目	金額
（資　産　の　部） ［同左］		（負　債　の　部） ［同左］	
		（純　資　産　の　部） ［同左］	
		その他の包括利益累計額合計	
		［同左］	

資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

⑵　（損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部） ［略］		（負債の部） ［略］	
		（純資産の部） ［略］	
		その他の包括利益累計額合計 株式引受権	
		［略］	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

1　［略］

2　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑪　略］

⑫　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）

⑬・⑭　［略］

⑶　次に掲げる会計上の見積りに関する事項

①　会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの

②　当連結会計年度に係る連結財務諸表の①に掲げる項目に計上した額

資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

⑵　（損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部） ［同左］		（負債の部） ［同左］	
		（純資産の部） ［同左］	
		その他の包括利益累計額合計	
		［同左］	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

1　［同左］

2　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑪　同左］

［加える。］

⑫・⑬　［同左］

［加える。］

③　②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

⑷　［略］

⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

⑹～㉔　［略］

［３～８　略］

３　連結損益計算書及び連結包括利益計算書

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）　連結損益計算書及び連結包括利益計算書

（記載上の注意）

［略］

⑴　（生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等―連結損益計算書）

［表略］

⑵　（損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等―連結損益計算書）

［表略］

（記載上の注意）

１　［略］

２　次の事項を注記すること。ただし、連結貸借対照表に記載したものは、この限りでない。

⑴　［略］

⑵　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　当連結会計年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

②　収益を理解するための基礎となる情報

⑶　［同左］

⑷　金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項

⑸～㉓　［同左］

［３～８　同左］

３　連結損益計算書及び連結包括利益計算書

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）　連結損益計算書及び連結包括利益計算書

（記載上の注意）

［同左］

⑴　（生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等―連結損益計算書）

［同左］

⑵　（損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等―連結損益計算書）

［同左］

（記載上の注意）

１　［同左］

２　［同左］

⑴　［同左］

［加える。］

③　当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①から③までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

⑶・⑷　［略］

［３～５　略］

⑶　（保険持株会社及びその子会社等―連結包括利益計算書）

［表略］

（記載上の注意）

［１～５　略］

〔「連結損益計算書」及び「連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕

⑷　（生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等―連結損益及び包括利益計算書）

［表略］

⑸　（損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等―連結損益及び包括利益計算書）

［表略］

（記載上の注意）

１　［略］

２　次の事項を注記すること。ただし、連結貸借対照表に記載したものは、この限りでない。

⑴　［略］

⑵　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　当連結会計年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

②　収益を理解するための基礎となる情報

③　当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するた

⑵・⑶　［同左］

［３～５　同左］

⑶　（保険持株会社及びその子会社等―連結包括利益計算書）

［同左］

（記載上の注意）

［１～５　同左］

〔「連結損益計算書」及び「連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕

⑷　（生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等―連結損益及び包括利益計算書）

［同左］

⑸　（損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等―連結損益及び包括利益計算書）

［同左］

（記載上の注意）

１　［同左］

２　［同左］

⑴　［同左］

［加える。］

めの情報

①から③までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

(3)・(4)　［略］

［３～８　略］

４　［略］

５　連結株主資本等変動計算書

年度（　年　月　日　から　年　月　日　まで）連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本					その他の包括利益累計額						株式引受権	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計				
当期首残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期変動額															
新株の発行	××	××			××										××
剰余金の配当			△××		△××										△××
親会社株主に帰属する当期純利益			××		××										××
自己株式の処分				××	××										××
・・・・・・															××
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期変動額合計	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期末残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××

（記載上の注意）

［１～７　略］

第３　［略］

(2)・(3)　［同左］

［３～８　同左］

４　［同左］

５　連結株主資本等変動計算書

年度（　年　月　日　から　年　月　日　まで）連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本					その他の包括利益累計額						新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期変動額														
新株の発行	××	××			××									××
剰余金の配当			△××		△××									△××
親会社株主に帰属する当期純利益			××		××									××
自己株式の処分				××	××									××
・・・・・・														××
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期変動額合計	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期末残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××

（記載上の注意）

［１～７　同左］

第３　［同左］

別紙様式第16号の17（第17条の5、第25条の2及び第211条の36第1項関係）
（日本産業規格Ａ４）

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）業務報告書

年　月　日

金融庁長官（財務（支）局長）　殿

住　所
会　社　名
代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第13　略］
（記載上の注意）
［１～７　略］
［第１～第３　略］
第４　貸借対照表

年度（　年　月　日現在）貸借対照表
（少額短期保険株式会社）

（単位：千円）

科　目	金　額	科　目	金　額
（資　産　の　部） ［略］		（負　債　の　部） ［略］	
		（純　資　産　の　部） ［略］	
		評価・換算差額等合計 株式引受権	
		［略］	
資　産　の　部　合　計		負債及び純資産の部合計	

別紙様式第16号の17（第17条の5、第25条の2及び第211条の36第1項関係）
（日本産業規格Ａ４）

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）業務報告書

年　月　日

金融庁長官（財務（支）局長）　殿

住　所
会　社　名
代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第13　同左］
（記載上の注意）
［１～７　同左］
［第１～第３　同左］
第４　貸借対照表

年度（　年　月　日現在）貸借対照表
（少額短期保険株式会社）

（単位：千円）

科　目	金　額	科　目	金　額
（資　産　の　部） ［同左］		（負　債　の　部） ［同左］	
		（純　資　産　の　部） ［同左］	
		評価・換算差額等合計	
		［同左］	
資　産　の　部　合　計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑤　略］

⑥　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）

⑦　［略］

⑶　次に掲げる会計上の見積りに関する事項

①　会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの

②　当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額

③　②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報（連結財務諸表に注記すべき情報と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該情報の記載を要しない。）

⑷　［略］

⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑹～㉔　［略］

［２～６　略］

（少額短期保険相互会社）

［表略］

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記について

（記載上の注意）

1　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑤　同左］

［加える。］

⑥　［同左］

［加える。］

⑶　［同左］

⑷　金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑸～㉓　［同左］

［２～６　同左］

（少額短期保険相互会社）

［同左］

（記載上の注意）

1　［同左］

は、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑤　略］

⑥　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）

⑦　［略］

⑶　次に掲げる会計上の見積りに関する事項

①　会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの

②　当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額

③　②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報（連結財務諸表に注記すべき情報と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該情報の記載を要しない。）

⑷　［略］

⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑹～㉑　［略］

［２～６　略］

第５　損益計算書

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）損益計算書

（少額短期保険株式会社）

［表略］

（少額短期保険相互会社）

⑴　［同左］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑤　同左］

［加える。］

⑥　［同左］

［加える。］

⑶　［同左］

⑷　金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑸～⑳　［同左］

［２～６　同左］

第５　損益計算書

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）損益計算書

（少額短期保険株式会社）

［同左］

（少額短期保険相互会社）

［表略］ （記載上の注意） １　［略］ ２　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。 ⑴　当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項 ⑵　収益を理解するための基礎となる情報 ⑶　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報 ⑴から⑶までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。 連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書を作成している場合には、⑴及び⑶に掲げる事項の記載を要しない。 ⑵に掲げる事項が連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。 ３～５　［略］ ［第６～第８　略］	［同左］ （記載上の注意） １　［同左］ ［加える。］ ２～４　［同左］ ［第６～第８　同左］

第９　株主資本等変動計算書

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）株主資本等変動計算書

（単位：千円）

	株主資本										評価・換算差額等				株式引受権	新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計									
						・・積立金	繰越利益剰余金										
当期首残高	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期変動額																	
新株の発行	××	××		××						××							××
剰余金の配当					××		△××	△××		△××							△××
当期純利益							××	××		××							××
自己株式の処分									××	××							××
・・・・・・																	××
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）											××	××	××	××	××	××	××
当期変動額合計	××	××	－	××	××	－	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期末残高	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××

（記載上の注意）

［１～７　略］

［第 10～第 13　略］

第９　株主資本等変動計算書

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）株主資本等変動計算書

（単位：千円）

	株主資本										評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計								
						・・積立金	繰越利益剰余金									
当期首残高	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××
当期変動額																
新株の発行	××	××		××						××						××
剰余金の配当					××		△××	△××		△××						△××
当期純利益							××	××		××						××
自己株式の処分									××	××						××
・・・・・・																××
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）											××	××	××	××	××	××
当期変動額合計	××	××	－	××	××	－	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期末残高	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××

（記載上の注意）

［１～７　同左］

［第 10～第 13　同左］

別紙様式第16号の18（第211条の36第２項関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度中（年　月　日から／年　月　日まで）中間業務報告書

年　月　日

金融庁長官（財務（支）局長）　殿

住　所
会　社　名
代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第７　略］

（記載上の注意）

［１～８　略］

第１　［略］

第２　中間貸借対照表

年度中（　年　月　日現在）中間貸借対照表

（少額短期保険株式会社）

（単位：千円）

科　目	金　額	科　目	金　額
（資　産　の　部） ［略］		（負　債　の　部） ［略］	
		（純　資　産　の　部） ［略］	
		評価・換算差額等合計 株式引受権	
		［略］	

別紙様式第16号の18（第211条の36第２項関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度中（年　月　日から／年　月　日まで）中間業務報告書

年　月　日

金融庁長官（財務（支）局長）　殿

住　所
会　社　名
代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第７　同左］

（記載上の注意）

［１～８　同左］

第１　［同左］

第２　中間貸借対照表

年度中（　年　月　日現在）中間貸借対照表

（少額短期保険株式会社）

（単位：千円）

科　目	金　額	科　目	金　額
（資　産　の　部） ［同左］		（負　債　の　部） ［同左］	
		（純　資　産　の　部） ［同左］	
		評価・換算差額等合計	
		［同左］	

資　産　の　部　合　計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑤　略］

⑥　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）

⑦　［略］

⑶　［略］

⑷　金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

［⑸～⒂　略］

［２～５　略］

（少額短期保険相互会社）

［表略］

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑤　略］

⑥　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したもの

資　産　の　部　合　計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

1　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑤　同左］

［加える。］

⑥　［同左］

⑶　［同左］

⑷　金融商品の時価等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

［⑸～⒂　同左］

［２～５　同左］

（少額短期保険相互会社）

［同左］

（記載上の注意）

1　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑤　同左］

［加える。］

を記載すること。）

⑦　［略］

⑶　［略］

⑷　金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

［⑸～⒁　略］

［２～５　略］

第３　中間損益計算書

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間損益計算書

（少額短期保険株式会社）

［表略］

（少額短期保険相互会社）

［表略］

（記載上の注意）

１　［略］

２　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。

⑴　当中間会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

⑶　当中間会計期間及び当中間会計期間の末日後の収益の金額を理解するための情報

⑴から⑶までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

中間連結損益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書を作成している場合には、⑴及び⑶に掲げる事項の記載を要しない。

⑵に掲げる事項が中間連結損益計算書又は中間連結損益及び包括利益

⑥　［同左］

⑶　［同左］

⑷　金融商品の時価等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

［⑸～⒁　同左］

［２～５　同左］

第３　中間損益計算書

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間損益計算書

（少額短期保険株式会社）

［同左］

（少額短期保険相互会社）

［同左］

（記載上の注意）

１　［同左］

［加える。］

計算書に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

⑵及び⑶に掲げる事項について、前事務年度の末日に比して重要な変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。

３・４　［略］

第４　［略］

第５　中間株主資本等変動計算書

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間株主資本等変動計算書

（単位：千円）

	株主資本										評価・換算差額等				株式引受権	株式引受権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計									
						・・積立金	繰越利益剰余金										
当期首残高	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期変動額																	
新株の発行	××	××		××						××							××
剰余金の配当					××		△××	△××		△××							△××
中間純利益							××	××		××							××
自己株式の処分									××	××							××
・・・・・・																	××
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）											××	××	××	××	××	××	××
当中間期変動額合計	××	××	－	××	××	－	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期末残高	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××

（記載上の注意）

［１～７　略］

［第６・第７　略］

２・３　［同左］

第４　［同左］

第５　中間株主資本等変動計算書

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間株主資本等変動計算書

（単位：千円）

	株主資本										評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計								
						・・積立金	繰越利益剰余金									
当期首残高	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期変動額																
新株の発行	××	××		××						××						××
剰余金の配当					××		△××	△××		△××						△××
中間純利益							××	××		××						××
自己株式の処分									××	××						××
・・・・・・																××
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）											××	××	××	××	××	××
当中間期変動額合計	××	××	－	××	××	－	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期末残高	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××

（記載上の注意）

［１～７　同左］

［第６・第７　同左］

別紙様式第16号の19（第211条の36第４項関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度中（　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで）中間連結業務報告書

年　　月　　日

金融庁長官（財務（支）局長）　殿

住　　所

会　社　名

代表取締役　氏　名

年　　月　　日から　　年　　月　　日までの当社及び子会社等の業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　　次

［第１・第２　略］

（記載上の注意）

［１～５　略］

第１　［略］

第２　中間連結財務諸表

１　［略］

２　中間連結貸借対照表

年度中（　　年　　月　　日現在）中間連結貸借対照表

⑴　少額短期保険株式会社及びその子会社等

（単位：千円）

科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
（資　産　の　部） ［略］		（負　債　の　部） ［略］	
		（純　資　産　の　部） ［略］	
		その他の包括利益累計額合計 株　式　引　受　権	

別紙様式第16号の19（第211条の36第４項関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度中（　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで）中間連結業務報告書

年　　月　　日

金融庁長官（財務（支）局長）　殿

住　　所

会　社　名

代表取締役　氏　名

年　　月　　日から　　年　　月　　日までの当社及び子会社等の業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　　次

［第１・第２　同左］

（記載上の注意）

［１～５　同左］

第１　［同左］

第２　中間連結財務諸表

１　［同左］

２　中間連結貸借対照表

年度中（　　年　　月　　日現在）中間連結貸借対照表

⑴　少額短期保険株式会社及びその子会社等

（単位：千円）

科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
（資　産　の　部） ［同左］		（負　債　の　部） ［同左］	
		（純　資　産　の　部） ［同左］	
		その他の包括利益累計額合計	

		［略］	
資　産　の　部　合　計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～④　略］

⑤　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）

⑥・⑦　［略］

⑶　［略］

⑷　金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

［⑸～⒀　略］

［２～５　略］

⑵　少額短期保険相互会社及びその子会社等

［表略］

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～④　略］

⑤　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通

		［同左］	
資　産　の　部　合　計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

1　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～④　同左］

［加える。］

⑤・⑥　［同左］

⑶　［同左］

⑷　金融商品の時価等に関する事項

［⑸～⒀　同左］

［２～５　同左］

⑵　少額短期保険相互会社及びその子会社等

［同左］

（記載上の注意）

1　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～④　同左］

［加える。］

常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）

⑥・⑦　［略］

⑶　［略］

⑷　金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

［⑸～⑽　略］

［２～４　略］

３　中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書

（記載上の注意）

［略］

⑴　少額短期保険株式会社及びその子会社等－中間連結損益計算書

［表略］

（記載上の注意）

１　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。

⑴　当中間連結会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

⑶　当中間連結会計期間及び当中間連結会計期間の末日後の収益の金額を理解するための情報

⑴から⑶までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

⑵及び⑶に掲げる事項について、前連結会計年度の末日に比して重要な変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。

２～４　［略］

⑤・⑥　［同左］

⑶　［同左］

⑷　金融商品の時価等に関する事項

［⑸～⑽　同左］

［２～４　同左］

３　中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書

（記載上の注意）

［同左］

⑴　少額短期保険株式会社及びその子会社等－中間連結損益計算書

［同左］

（記載上の注意）

［加える。］

１～３　［同左］

⑵　少額短期保険株式会社及びその子会社等－中間連結包括利益計算書 ［表略］ （記載上の注意） ［１～４　略］ 〔「中間連結損益計算書」及び「中間連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕	⑵　少額短期保険株式会社及びその子会社等－中間連結包括利益計算書 ［同左］ （記載上の注意） ［１～４　同左］ 〔「中間連結損益計算書」及び「中間連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕
⑶　少額短期保険株式会社及びその子会社等－中間連結損益及び包括利益計書 ［表略］ （記載上の注意） １　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。 ⑴　当中間連結会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項 ⑵　収益を理解するための基礎となる情報 ⑶　当中間連結会計期間及び当中間連結会計期間の末日後の収益の金額を理解するための情報 ⑴から⑶までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。 ⑵及び⑶に掲げる事項について、前連結会計年度の末日に比して重要な変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。 ２～６　［略］	⑶　少額短期保険株式会社及びその子会社等－中間連結損益及び包括利益計書 ［同左］ （記載上の注意） ［加える。］ １～５　［同左］
⑷　少額短期保険相互会社及びその子会社等－中間連結損益計算書 ［表略］ （記載上の注意） １　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。 ⑴　当中間連結会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて	⑷　少額短期保険相互会社及びその子会社等－中間連結損益計算書 ［同左］ （記載上の注意） ［加える。］

区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

⑶　当中間連結会計期間及び当中間連結会計期間の末日後の収益の金額を理解するための情報

⑴から⑶までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

⑵及び⑶に掲げる事項について、前連結会計年度の末日に比して重要な変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。

２～４　［略］

⑸　少額短期保険相互会社及びその子会社等－中間連結包括利益計算書

［表略］

（記載上の注意）

［１～４　略］

〔「中間連結損益計算書」及び「中間連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕

⑹　少額短期保険相互会社及びその子会社等－中間連結損益及び包括利益計算書

［表略］

（記載上の注意）

１　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。

⑴　当中間連結会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

⑶　当中間連結会計期間及び当中間連結会計期間の末日後の収益の金額を理解するための情報

⑴から⑶までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

⑵及び⑶に掲げる事項について、前連結会計年度の末日に比して重要な変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。

１～３　［同左］

⑸　少額短期保険相互会社及びその子会社等－中間連結包括利益計算書

［同左］

（記載上の注意）

［１～４　同左］

〔「中間連結損益計算書」及び「中間連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕

⑹　少額短期保険相互会社及びその子会社等－中間連結損益及び包括利益計算書

［同左］

（記載上の注意）

［加える。］

２～６　［略］

４　［略］

５　中間連結株主資本等変動計算書

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間連結株主資本等変動計算書

（単位：千円）

	株主資本					その他の包括利益累計額						株式引受権	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計				
当期首残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期変動額															
新株の発行	××	××			××										××
剰余金の配当			△××		△××										△××
親会社株主に帰属する中間純利益			××		××										××
自己株式の処分				××	××										××
・・・・・・															××
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）						××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期変動額合計	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期末残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××

（記載上の注意）

［１～７　略］

６　［略］

１～５　［同左］

４　［同左］

５　中間連結株主資本等変動計算書

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間連結株主資本等変動計算書

（単位：千円）

	株主資本					その他の包括利益累計額						新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期変動額														
新株の発行	××	××			××									××
剰余金の配当			△××		△××									△××
親会社株主に帰属する中間純利益			××		××									××
自己株式の処分				××	××									××
・・・・・・														××
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）						××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期変動額合計	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期末残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××

（記載上の注意）

［１～７　同左］

６　［同左］

別紙様式第16号の20（第211条の36第４項関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）連結業務報告書

年　月　日

金融庁長官（財務（支）局長）　殿

住　所

会　社　名

代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの当社及び子会社等の業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１・第２　略］

（記載上の注意）

［１～５　略］

第１　［略］

第２　連結財務諸表

１　［略］

２　連結貸借対照表

年度（　年　月　日現在）連結貸借対照表

⑴　少額短期保険株式会社及びその子会社等

（単位：千円）

科　目	金　額	科　目	金　額
（資　産　の　部） ［略］		（負　債　の　部） ［略］	
		（純　資　産　の　部） ［略］	
		その他の包括利益累計額合計 株　式　引　受　権	
		［略］	

別紙様式第16号の20（第211条の36第４項関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）連結業務報告書

年　月　日

金融庁長官（財務（支）局長）　殿

住　所

会　社　名

代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの当社及び子会社等の業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１・第２　同左］

（記載上の注意）

［１～５　同左］

第１　［同左］

第２　連結財務諸表

１　［同左］

２　連結貸借対照表

年度（　年　月　日現在）連結貸借対照表

⑴　少額短期保険株式会社及びその子会社等

（単位：千円）

科　目	金　額	科　目	金　額
（資　産　の　部） ［同左］		（負　債　の　部） ［同左］	
		（純　資　産　の　部） ［同左］	
		その他の包括利益累計額合計	
		［同左］	

資　産　の　部　合　計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑤　略］

⑥　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）

⑦　［略］

⑶　次に掲げる会計上の見積りに関する事項

①　会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの

②　当連結会計年度に係る連結財務諸表の①に掲げる項目に計上した額

③　②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

⑷　［略］

⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

⑹～⒄　［略］

［２～６　略］

⑵　少額短期保険相互会社及びその子会社等

［表略］

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

資　産　の　部　合　計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

1　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑤　同左］

［加える。］

⑥　［同左］

［加える。］

⑶　［同左］

⑷　金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項

⑸～⒃　［同左］

［２～６　同左］

⑵　少額短期保険相互会社及びその子会社等

［同左］

（記載上の注意）

1　［同左］

⑴　［略］	⑴　［同左］
⑵　次に掲げる会計方針に関する事項	⑵　［同左］
［①～⑤　略］	［①～⑤　同左］
⑥　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）	［加える。］
⑦　［略］	⑥　［同左］
⑶　次に掲げる会計上の見積りに関する事項	［加える。］
①　会計上の見積りにより当該連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの	
②　当該連結会計年度に係る連結財務諸表の①に掲げる項目に計上した額	
③　②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報	
⑷　［略］	⑶　［同左］
⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項	⑷　金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項
⑹～⒃　［略］	⑸～⒂　［同左］
［２～６　略］	［２～６　同左］
３　連結損益計算書及び連結包括利益計算書	３　連結損益計算書及び連結包括利益計算書
年度（　年　月　日から　年　月　日まで）連結損益計算書及び連結包括利益計算書	年度（　年　月　日から　年　月　日まで）連結損益計算書及び連結包括利益計算書
（記載上の注意）	（記載上の注意）
［略］	［同左］
⑴　少額短期保険株式会社及びその子会社等－連結損益計算書	⑴　少額短期保険株式会社及びその子会社等－連結損益計算書
［表略］	［同左］
（記載上の注意）	（記載上の注意）
１　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる	［加える。］

収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。

⑴　当該連結会計年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

⑶　当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

⑴から⑶までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

２～４　［略］

⑵　少額短期保険株式会社及びその子会社等－連結包括利益計算書

［表略］

（記載上の注意）

［１～５　略］

〔「連結損益計算書」及び「連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕

⑶　少額短期保険株式会社及びその子会社等－連結損益及び包括利益計算書

［表略］

（記載上の注意）

１　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。

⑴　当連結会計年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

⑶　当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

⑴から⑶までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

１～３　［同左］

⑵　少額短期保険株式会社及びその子会社等－連結包括利益計算書

［同左］

（記載上の注意）

［１～５　同左］

〔「連結損益計算書」及び「連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕

⑶　少額短期保険株式会社及びその子会社等－連結損益及び包括利益計算書

［同左］

（記載上の注意）

［加える。］

２～６　［略］	１～５　［同左］
７　親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、６の注記と併せて記載することができる。	６　親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、上記５の注記と併せて記載することができる。
⑷　少額短期保険相互会社及びその子会社等－連結損益計算書	⑷　少額短期保険相互会社及びその子会社等－連結損益計算書
［表略］	［同左］
（記載上の注意）	（記載上の注意）
１　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。 ⑴　当連結会計年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項 ⑵　収益を理解するための基礎となる情報 ⑶　当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報 ⑴から⑶までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。	［加える。］
２～４　［略］	１～３　［同左］
⑸　少額短期保険相互会社及びその子会社等－連結包括利益計算書	⑸　少額短期保険相互会社及びその子会社等－連結包括利益計算書
［表略］	［同左］
（記載上の注意）	（記載上の注意）
［１～５　略］	［１～５　同左］
⑹　少額短期保険相互会社及びその子会社等－連結損益及び包括利益計算書	⑹　少額短期保険相互会社及びその子会社等－連結損益及び包括利益計算書
［表略］	［同左］
（記載上の注意）	（記載上の注意）
１　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。	［加える。］

⑴　当連結会計年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項 ⑵　収益を理解するための基礎となる情報 ⑶　当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報 ⑴から⑶までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。 ２～６　［略］ ７　親会社に帰属する当期純剰余金額又は親会社に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、６の注記と併せて記載することができる。 ４　［略］	１～５　［同左］ ６　親会社に帰属する当期純剰余金額又は親会社に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、上記５の注記と併せて記載することができる。 ４　［同左］

5　連結株主資本等変動計算書

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）　連結株主資本等変動計算書

（単位：千円）

	株主資本					その他の包括利益累計額						株式引受権	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計				
当期首残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期変動額															
新株の発行	××	××			××										××
剰余金の配当			△××		△××										△××
親会社株主に帰属する当期純利益			××		××										××
自己株式の処分				××	××										××
・・・・・・															××
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期変動額合計	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期末残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××

（記載上の注意）

［１～７　略］

６　［略］

5　連結株主資本等変動計算書

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）　連結株主資本等変動計算書

（単位：千円）

	株主資本					その他の包括利益累計額						新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期変動額														
新株の発行	××	××			××									××
剰余金の配当			△××		△××									△××
親会社株主に帰属する当期純利益			××		××									××
自己株式の処分				××	××									××
・・・・・・														××
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期変動額合計	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期末残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××

（記載上の注意）

［１～７　同左］

６　［同左］

別紙様式第16号の24（第211条の81第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間業務報告書

年　月　日

金融庁長官（財務（支）局長）　殿

住　所

会　社　名

代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１・第２　略］

（記載上の注意）

［１～４　略］

第１　［略］

第２　中間連結財務諸表

１　［略］

２　中間連結貸借対照表

年度中（　年　月　日現在）中間連結貸借対照表

⑴　（生命保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等）

（単位：百万円）

科　目	金　額	科　目	金　額
（資　産　の　部） ［略］		（負　債　の　部） ［略］	
		（純　資　産　の　部） ［略］	
		その他の包括利益累計額合計 株　式　引　受　権	
		［略］	

別紙様式第16号の24（第211条の81第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間業務報告書

年　月　日

金融庁長官（財務（支）局長）　殿

住　所

会　社　名

代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１・第２　同左］

（記載上の注意）

［１～４　同左］

第１　［同左］

第２　中間連結財務諸表

１　［同左］

２　中間連結貸借対照表

年度中（　年　月　日現在）中間連結貸借対照表

⑴　（生命保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等）

（単位：百万円）

科　目	金　額	科　目	金　額
（資　産　の　部） ［同左］		（負　債　の　部） ［同左］	
		（純　資　産　の　部） ［同左］	
		その他の包括利益累計額合計	
		［同左］	

資　産　の　部　合　計		負債及び純資産の部合計	

⑵　（損害保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等）

（単位：百万円）

科　　目	金　額	科　　目	金　額
（資　産　の　部） ［略］		（負　債　の　部） ［略］	
		（純 資 産 の 部） ［略］	
		その他の包括利益累計額合計 株　式　引　受　権	
		［略］	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

1　［略］

2　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑫　略］

⑬　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）

⑭　［略］

⑶　［略］

⑷　金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

［⑸～⑯　略］

［３～８　略］

資　産　の　部　合　計		負債及び純資産の部合計	

⑵　（損害保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等）

（単位：百万円）

科　　目	金　額	科　　目	金　額
（資　産　の　部） ［同左］		（負　債　の　部） ［同左］	
		（純 資 産 の 部） ［同左］	
		その他の包括利益累計額合計	
		［同左］	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

1　［同左］

2　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑫　同左］

［加える。］

⑬　［同左］

⑶　［同左］

⑷　金融商品の時価等に関する事項

［⑸～⑯　同左］

［３～８　同左］

3　中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書 年度中（　年　月　日から 年　月　日まで）中間連結損益計算書 及び中間連結包括利益計算書 （記載上の注意） ［略］ ⑴　（生命保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等－中間連結損益計算書） ［表略］ ⑵　（損害保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等－中間連結損益計算書） ［表略］ （記載上の注意） 1　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。 ⑴　当中間連結会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項 ⑵　収益を理解するための基礎となる情報 ⑶　当中間連結会計期間及び当中間連結会計期間の末日後の収益の金額を理解するための情報 ⑴から⑶までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。 ⑵及び⑶に掲げる事項について、前連結会計年度の末日に比して重要な変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。 2～6　［略］ ⑶　（少額短期保険持株会社及びその子会社等－中間連結包括利益計算書） ［表略］ （記載上の注意） ［1～4　略］	3　中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書 年度中（　年　月　日から 年　月　日まで）中間連結損益計算書 及び中間連結包括利益計算書 （記載上の注意） ［同左］ ⑴　（生命保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等－中間連結損益計算書） ［同左］ ⑵　（損害保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等－中間連結損益計算書） ［同左］ （記載上の注意） ［加える。］ 1～5　［同左］ ⑶　（少額短期保険持株会社及びその子会社等－中間連結包括利益計算書） ［同左］ （記載上の注意） ［1～4　同左］

〔「中間連結損益計算書」及び「中間連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕 ⑷　（生命保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等－中間連結損益及び包括利益計算書） ［表略］ ⑸　（損害保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等－中間連結損益及び包括利益計算書） ［表略］ （記載上の注意） 1　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。 ⑴　当中間連結会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項 ⑵　収益を理解するための基礎となる情報 ⑶　当中間連結会計期間及び当中間連結会計期間の末日後の収益の金額を理解するための情報 ⑴から⑶までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。 ⑵及び⑶に掲げる事項について、前連結会計年度の末日に比して重要な変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。 2～8　［略］ 4　［略］	〔「中間連結損益計算書」及び「中間連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕 ⑷　（生命保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等－中間連結損益及び包括利益計算書） ［同左］ ⑸　（損害保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等－中間連結損益及び包括利益計算書） ［同左］ （記載上の注意） ［加える。］ 1～7　［同左］ 4　［同左］

5　中間連結株主資本等変動計算書

年度中（年　月　日から　年　月　日まで）中間連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本					その他の包括利益累計額						株式引受権	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計				
当期首残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期変動額															
新株の発行	××	××			××										××
剰余金の配当			△××		△××										△××
親会社株主に帰属する中間純利益			××		××										××
自己株式の処分				××	××										××
・・・															××
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）						××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期変動額合計	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期末残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××

（記載上の注意）

［１～７　略］

5　中間連結株主資本等変動計算書

年度中（年　月　日から　年　月　日まで）中間連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本					その他の包括利益累計額						新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期変動額														
新株の発行	××	××			××									××
剰余金の配当			△××		△××									△××
親会社株主に帰属する中間純利益			××		××									××
自己株式の処分				××	××									××
・・・														××
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）						××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期変動額合計	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期末残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××

（記載上の注意）

［１～７　同左］

別紙様式第16号の25（第211条の81第２項関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）業務報告書

年　月　日

金融庁長官（財務（支）局長）　殿

住　所

会　社　名

代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１・第２　略］

（記載上の注意）

［１～３　略］

第１　［略］

第２　連結財務諸表

１　［略］

２　連結貸借対照表

年度（　年　月　日現在）連結貸借対照表

⑴　（生命保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等）

（単位：百万円）

科　目	金　額	科　目	金　額
（資　産　の　部） ［略］		（負　債　の　部） ［略］	
		（純　資　産　の　部） ［略］	
		その他の包括利益累計額合計 株　式　引　受　権	
		［略］	

別紙様式第16号の25（第211条の81第２項関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）業務報告書

年　月　日

金融庁長官（財務（支）局長）　殿

住　所

会　社　名

代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１・第２　同左］

（記載上の注意）

［１～３　同左］

第１　［同左］

第２　連結財務諸表

１　［同左］

２　連結貸借対照表

年度（　年　月　日現在）連結貸借対照表

⑴　（生命保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等）

（単位：百万円）

科　目	金　額	科　目	金　額
（資　産　の　部） ［同左］		（負　債　の　部） ［同左］	
		（純　資　産　の　部） ［同左］	
		その他の包括利益累計額合計	
		［同左］	

資　産　の　部　合　計		負債及び純資産の部合計	

⑵　（損害保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等）

（単位：百万円）

科　　目	金　額	科　　目	金　額
（資　産　の　部） ［略］		（負　債　の　部） ［略］	
		（純 資 産 の 部） ［略］	
		その他の包括利益累計額合計 株　式　引　受　権	
		［略］	
資　産　の　部　合　計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

1　［略］

2　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑫　略］

⑬　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）

⑭　［略］

⑶　次に掲げる会計上の見積りに関する事項

①　会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの

②　当連結会計年度に係る連結財務諸表の①に掲げる項目に計上した

資　産　の　部　合　計		負債及び純資産の部合計	

⑵　（損害保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等）

（単位：百万円）

科　　目	金　額	科　　目	金　額
（資　産　の　部） ［同左］		（負　債　の　部） ［同左］	
		（純 資 産 の 部） ［同左］	
		その他の包括利益累計額合計	
		［同左］	
資　産　の　部　合　計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

1　［同左］

2　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑫　同左］

［加える。］

⑬　［同左］

［加える。］

額

③　②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

⑷　［略］

⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

⑹～⑳　［略］

［３～９　略］

３　連結損益計算書及び連結包括利益計算書

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）　連結損益計算書及び連結包括利益計算書

（記載上の注意）

［略］

⑴　（生命保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等－連結損益計算書）

［表略］

⑵　（損害保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等－連結損益計算書）

［表略］

（記載上の注意）

１　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。

⑴　当連結会計年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

⑶　当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

⑶　［同左］

⑷　金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項

⑸～⑲　［同左］

［３～９　同左］

３　連結損益計算書及び連結包括利益計算書

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）　連結損益計算書及び連結包括利益計算書

（記載上の注意）

［同左］

⑴　（生命保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等－連結損益計算書）

［同左］

⑵　（損害保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等－連結損益計算書）

［同左］

（記載上の注意）

［加える。］

⑴から⑶までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

２～６　［略］

⑶　（少額短期保険持株会社及びその子会社等－連結包括利益計算書）

［表略］

（記載上の注意）

［１～５　略］

⑷　（生命保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等－連結損益及び包括利益計算書）

［表略］

⑸　（損害保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等－連結損益及び包括利益計算書）

［表略］

（記載上の注意）

１　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。

⑴　当連結会計年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

⑶　当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

⑴から⑶までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

２～８　［略］

９　親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、８の注記と併せて記載することがで

１～５　［同左］

⑶　（少額短期保険持株会社及びその子会社等－連結包括利益計算書）

［同左］

（記載上の注意）

［１～５　同左］

⑷　（生命保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等－連結損益及び包括利益計算書）

［同左］

⑸　（損害保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等－連結損益及び包括利益計算書）

［同左］

（記載上の注意）

［加える。］

１～７　［同左］

８　親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、上記７の注記と併せて記載すること

きる。

4　［略］

5　連結株主資本等変動計算書

年度（年　月　日から　年　月　日まで）連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本					その他の包括利益累計額						株式引受権	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計				
当期首残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期変動額															
新株の発行	××	××			××										××
剰余金の配当			△××		△××										△××
親会社株主に帰属する当期純利益			××		××										××
自己株式の処分				××	××										××
・・・・・・															××
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期変動額合計	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期末残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××

（記載上の注意）

［１～６　略］

ができる。

4　［同左］

5　連結株主資本等変動計算書

年度（年　月　日から　年　月　日まで）連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本					その他の包括利益累計額						新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期変動額														
新株の発行	××	××			××									××
剰余金の配当			△××		△××									△××
親会社株主に帰属する当期純利益			××		××									××
自己株式の処分				××	××									××
・・・・・・														××
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期変動額合計	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期末残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××

（記載上の注意）

［１～６　同左］

備考　表中の［　］及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線の記載は注記である。

（信託業法施行規則の一部改正）

第八条　信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改　正　後

別紙様式第10号（第42条第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）

年度事業報告書（　年　月　日から　年　月　日まで）

年　月　日提出

商　号
所在地
代表者の役職氏名

（記載上の注意）

［略］

１　［略］

２　経　理　の　状　況

⑴　貸　借　対　照　表

年　月　日現在

科　目	金額	科　目	金額
（資産の部） ［略］		（負債の部） ［略］ （純資産の部） ［略］ 土地再評価差額金 株式引受権 ［略］	
資産合計		負債・純資産合計	

⑵　損　益　計　算　書

（　年　月　日から　年　月　日まで　）

［表略］

改　正　前

別紙様式第10号（第42条第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）

年度事業報告書（　年　月　日から　年　月　日まで　）

年　月　日提出

商　号
所在地
代表者の役職氏名

（記載上の注意）

［同左］

１　［同左］

２　経　理　の　状　況

⑴　貸　借　対　照　表

年　月　日現在

科　目	金額	科　目	金額
（資産の部） ［同左］		（負債の部） ［同左］ （純資産の部） ［同左］ 土地再評価差額金 ［同左］	
資産合計		負債・純資産合計	

⑵　損　益　計　算　書

（　年　月　日から　年　月　日まで　）

［同左］

(3) 株主資本等変動計算書

（　年　月　日から　年　月　日まで）

	株主資本										評価・換算差額等				株式引受権	新株予約権	純資産合計
		資本剰余金			利益剰余金												
						その他利益剰余金											
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	××積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計			
当期首残高	xxx 千円	xxx 千円	xxx 千円	xxx 千円	xxx 千円	xxx 千円	xxx 千円	xxx 千円	△xxx 千円	xxx 千円	xxx 千円	xxx 千円	xxx 千円	xxx 千円		xxx 千円	xxx 千円
当期変動額																	
新株の発行	xxx	xxx		xxx						xxx							xxx
剰余金の配当					xxx		△xxx	△xxx		△xxx							△xxx
当期純利益							xxx	xxx		xxx							xxx
自己株式の処分									xxx	xxx							xxx
・・・・・・・																	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)											xxx	xxx	xxx	xxx		xxx	xxx
当期変動額合計	xxx	xxx	－	xxx	xxx	－	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx		xxx	xxx
当期末残高	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	△xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx		xxx	xxx

(4)　［略］

別紙様式第10号の２（第42条第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）

年度事業報告書（　年　月　日から　年　月　日まで）

年　月　日提出

商　号

主たる支店の所在地

日本における代表者の氏名

（記載上の注意）

［略］

１　［略］

２　経理の状況

(1) 貸借対照表

年　月　日現在

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
［略］		［略］	
		（純資産の部）	

(3) 株主資本等変動計算書

（　年　月　日から　年　月　日まで）

	株主資本										評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
		資本剰余金			利益剰余金											
						その他利益剰余金										
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	××積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	xxx 千円	xxx 千円	xxx 千円	xxx 千円	xxx 千円	xxx 千円	xxx 千円	xxx 千円	△xxx 千円	xxx 千円	xxx 千円	xxx 千円	xxx 千円	xxx 千円	xxx 千円	xxx 千円
当期変動額																
新株の発行	xxx	xxx		xxx						xxx						xxx
剰余金の配当					xxx		△xxx	△xxx		△xxx						△xxx
当期純利益							xxx	xxx		xxx						xxx
自己株式の処分									xxx	xxx						xxx
・・・・・・・																
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)											xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx
当期変動額合計	xxx	xxx	－	xxx	xxx	－	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx
当期末残高	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	△xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx

(4)　［同左］

別紙様式第10号の２（第42条第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）

年度事業報告書（　年　月　日から　年　月　日まで）

年　月　日提出

商　号

主たる支店の所在地

日本における代表者の氏名

（記載上の注意）

［同左］

１　［同左］

２　経理の状況

(1) 貸借対照表

年　月　日現在

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
［同左］		［同左］	
		（純資産の部）	

		［略］	
		土地再評価差額金 株式引受権	
		［略］	
資産合計		負債・純資産合計	

⑵ 損益計算書
（年　月　日から
年　月　日まで）

［表略］

⑶ 株主資本等変動計算書
（年　月　日から
年　月　日まで）

	株主資本										評価・換算差額等				株式引受権	新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 ××積立金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計									
当期首残高	xxx 千円	xxx 千円	xxx 千円	xxx 千円	xxx 千円	xxx 千円	xxx 千円	xxx 千円	△xxx 千円	xxx 千円	xxx 千円	xxx 千円	xxx 千円	xxx 千円		xxx 千円	xxx 千円
当期変動額																	
新株の発行	xxx	xxx		xxx						xxx							xxx
剰余金の配当					xxx		△xxx	△xxx		△xxx							△xxx
当期純利益							xxx	xxx		xxx							xxx
自己株式の処分									xxx	xxx							xxx
・・・・・・・																	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）											xxx	xxx	xxx	xxx		xxx	xxx
当期変動額合計	xxx	xxx	－	xxx	xxx	－	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx		xxx	xxx
当期末残高	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	△xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx		xxx	xxx

(4)　［略］

		［同左］	
		土地再評価差額金	
		［同左］	
資産合計		負債・純資産合計	

⑵ 損益計算書
（年　月　日から
年　月　日まで）

［同左］

⑶ 株主資本等変動計算書
（年　月　日から
年　月　日まで）

	株主資本										評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 ××積立金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計								
当期首残高	xxx 千円	xxx 千円	xxx 千円	xxx 千円	xxx 千円	xxx 千円	xxx 千円	xxx 千円	△xxx 千円	xxx 千円	xxx 千円	xxx 千円	xxx 千円	xxx 千円	xxx 千円	xxx 千円
当期変動額																
新株の発行	xxx	xxx		xxx						xxx						xxx
剰余金の配当					xxx		△xxx	△xxx		△xxx						△xxx
当期純利益							xxx	xxx		xxx						xxx
自己株式の処分									xxx	xxx						xxx
・・・・・・・																
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）											xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx
当期変動額合計	xxx	xxx	－	xxx	xxx	－	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx
当期末残高	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	△xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx

(4)　［同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正）

第九条　金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改　正　後

別紙様式第十二号（第百七十二条第一項、第百八十二条第一項関係）

（日本産業規格Ａ４）

第　　期事業報告書（　年　月　日から　年　月　日まで）

年　月　日提出

商号又は名称
所在地
代表者の役職氏名

（注意事項）

［略］

１　業務の状況

［⑴～（10－3）　略］

⑾　自己資本規制比率の状況

		当　期　末
［略］		
リスク相当額	市場リスク相当額	
	取引先リスク相当額	
	基礎的リスク相当額	
	暗号資産等による控除額	
	計　(E)	
［略］		

（注意事項）

［１～３　略］

４　リスク相当額の計（E）欄には、市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の合計額から、暗号資産等による控除額（一の暗号

改　正　前

別紙様式第十二号（第百七十二条第一項、第百八十二条第一項関係）

（日本産業規格Ａ４）

第　　期事業報告書（　年　月　日から　年　月　日まで）

年　月　日提出

商号又は名称
所在地
代表者の役職氏名

（注意事項）

［同左］

１　業務の状況

［⑴～（10－3）　同左］

⑾　自己資本規制比率の状況

		当　期　末
［同左］		
リスク相当額	市場リスク相当額	
	取引先リスク相当額	
	基礎的リスク相当額	
	計　(E)	
［同左］		

（注意事項）

［１～３　同左］

［加える。］

資産等に係る市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の合計額が当該暗号資産等の時価額を超え、その超える額を当該合計額から控除している場合における当該控除額をいう。）を控除した金額を記載すること。

［⑿～(26－2)　略］

２　経理の状況

（記載要領）

［１～７　略］

（様式Ａ）

（日本産業規格Ａ４）

⑴　貸　借　対　照　表

年　月　日現在

（単位：千円）

科　目	金額	科　目	金額
（資　産　の　部） ［略］		（負　債　の　部） ［略］ （純　資　産　の　部） ［略］ 評価・換算差額等 ［略］ 土地再評価差額金 株式引受権 ［略］	
資　産　合　計		負債・純資産合計	

⑵　［略］

［⑿～(26－2)　同左］

２　経理の状況

（記載要領）

［１～７　同左］

（様式Ａ）

（日本産業規格Ａ４）

⑴　貸　借　対　照　表

年　月　日現在

（単位：千円）

科　目	金額	科　目	金額
（資　産　の　部） ［同左］		（負　債　の　部） ［同左］ （純　資　産　の　部） ［同左］ 評価・換算差額等 ［同左］ 土地再評価差額金 ［同左］	
資　産　合　計		負債・純資産合計	

⑵　［同左］

(3) 株主資本等変動計算書

（単位：千円）

	株主資本										評価・換算差額等				株式引受権	新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計									
						××積立金	繰越利益剰余金										
当期首残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期変動額																	
新株の発行	×××	×××		×××						×××							×××
剰余金の配当					×××		△×××	△×××		△×××							△×××
当期純利益							×××	×××		×××							×××
自己株式の処分									×××	×××							×××
・・・・・・・																	×××
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）											×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××	－	×××	×××	－	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××

⑷　［略］

（様式Ｂ）

（日本産業規格Ａ４）

⑴　貸　借　対　照　表

年　月　日現在

科　目	金額	科　目	金額
（資　産　の　部） ［略］		（負　債　の　部） ［略］ （純　資　産　の　部） ［略］ 評価・換算差額等 ［略］ 土地再評価差額金 株式引受権 ［略］	
資　産　合　計		負債・純資産合計	

⑵　［略］

(3) 株主資本等変動計算書

（単位：千円）

	株主資本										評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計								
						××積立金	繰越利益剰余金									
当期首残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期変動額																
新株の発行	×××	×××		×××						×××						×××
剰余金の配当					×××		△×××	△×××		△×××						△×××
当期純利益							×××	×××		×××						×××
自己株式の処分									×××	×××						×××
・・・・・・・																×××
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）											×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××	－	×××	×××	－	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××

⑷　［同左］

（様式Ｂ）

（日本産業規格Ａ４）

⑴　貸　借　対　照　表

年　月　日現在

科　目	金額	科　目	金額
（資　産　の　部） ［同左］		（負　債　の　部） ［同左］ （純　資　産　の　部） ［同左］ 評価・換算差額等 ［同左］ 土地再評価差額金 ［同左］	
資　産　合　計		負債・純資産合計	

⑵　［同左］

(3) 株主資本等変動計算書

（単位：千円）

	株主資本										評価・換算差額等				株式引受権	新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計									
						××積立金	繰越利益剰余金										
当期首残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期変動額																	
新株の発行	×××	×××		×××						×××							×××
剰余金の配当					×××		△×××	△×××		△×××							△×××
当期純利益							×××	×××		×××							×××
自己株式の処分									×××	×××							×××
・・・・・・・																	×××
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）											×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××	－	×××	×××	－	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××

（様式Ｃ）

（日本産業規格Ａ４）

⑴　貸　　借　　対　　照　　表

年　　月　　日現在

科　　目	金 額	科　　目	金 額
（資　産　の　部） ［略］		（負　債　の　部） ［略］ （純　資　産　の　部） ［略］ 評価・換算差額等 ［略］ 土地再評価差額金 株式引受権 ［略］	
資　産　合　計		負債・純資産合計	

⑵　［略］

(3) 株主資本等変動計算書

（単位：千円）

	株主資本										評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計								
						××積立金	繰越利益剰余金									
当期首残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期変動額																
新株の発行	×××	×××		×××						×××						×××
剰余金の配当					×××		△×××	△×××		△×××						△×××
当期純利益							×××	×××		×××						×××
自己株式の処分									×××	×××						×××
・・・・・・・																×××
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）											×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××	－	×××	×××	－	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××

（様式Ｃ）

（日本産業規格Ａ４）

⑴　貸　　借　　対　　照　　表

年　　月　　日現在

科　　目	金 額	科　　目	金 額
（資　産　の　部） ［同左］		（負　債　の　部） ［同左］ （純　資　産　の　部） ［同左］ 評価・換算差額等 ［同左］ 土地再評価差額金 ［同左］	
資　産　合　計		負債・純資産合計	

⑵　［同左］

(3) 株主資本等変動計算書

（単位：千円）

	株主資本										評価・換算差額等				株式引受権	新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計									
						××積立金	繰越利益剰余金										
当期首残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期変動額																	
新株の発行	×××	×××		×××						×××							×××
剰余金の配当					×××		△×××	△×××		△×××							△×××
当期純利益							×××	×××		×××							×××
自己株式の処分									×××	×××							×××
・・・・・・・																	×××
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）											×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××	－	×××	×××	－	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××

（様式Ｄ）　［略］

［略］

(3) 株主資本等変動計算書

（単位：千円）

	株主資本										評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計								
						××積立金	繰越利益剰余金									
当期首残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期変動額																
新株の発行	×××	×××		×××						×××						×××
剰余金の配当					×××		△×××	△×××		△×××						△×××
当期純利益							×××	×××		×××						×××
自己株式の処分									×××	×××						×××
・・・・・・・																×××
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）											×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××	－	×××	×××	－	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××

（様式Ｄ）　［同左］

［同左］

別紙様式第十三号（第百七十三条第一号、第百八十八条第一号、第百九十五条関係）

（日本産業規格Ａ４）

関係会社に関する報告書

（　年　月　日から　年　月　日まで　）

年　月　日提出

登録番号　財務（支）局長（金商）第　号

商号又は名称

所在地

代表者の役職氏名

（注意事項）

［略］

［１・２　略］

３　関係会社の状況

商号又は名称	所　在　地	主な事業の内容

（注意事項）

１　親法人等及び子法人等の状況

⑴　当期末現在の親法人等及び子法人等を記載すること。なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。

⑵　［略］

２　［略］

３　関係会社の状況

⑴　［略］

⑵　当期末現在の関係会社（第 177 条第６項に規定する関係会社その他業務上、財務上又は人的関係上密接な関係を有する会社をいう。以下同じ。）のうち、１に記載した親法人等及び子法人等以外の関係会社を記載すること。なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。

別紙様式第十三号（第百七十三条第一号、第百八十八条第一号、第百九十五条関係）

（日本産業規格Ａ４）

関係会社に関する報告書

（　年　月　日から　年　月　日まで　）

年　月　日提出

登録番号　財務（支）局長（金商）第　号

商号又は名称

所在地

代表者の役職氏名

（注意事項）

［同左］

［１・２　同左］

３　関係会社の状況

商号又は名称	所　在　地	主な事業の内容	関　係　内　容

（注意事項）

１　親法人等及び子法人等の状況

⑴　当期末現在の親法人等及び子法人等を記載すること。なお、当期中において変更があった場合には、その旨を記載すること。

⑵　［同左］

２　［同左］

３　関係会社の状況

⑴　［同左］

⑵　当期末現在の関係会社（第 177 条第６項に規定する関係会社その他業務上、財務上又は人的関係上密接な関係を有する会社をいう。⑶及び⑷において同じ。）を記載すること。なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。

［削る。］

⑶　関係会社（１に記載した親法人等及び子法人等を含む。）の最近事業年度の貸借対照表（関連する注記を含む。）、損益計算書（関連する注記を含む。）及び株主資本等変動計算書（関連する注記を含む。）（連結財務諸表（連結貸借対照表（関連する注記を含む。）、連結損益計算書（関連する注記を含む。）及び連結包括利益計算書（関連する注記を含む。）若しくは連結損益及び包括利益計算書（関連する注記を含む。）並びに連結株主資本等変動計算書（関連する注記を含む。）又は指定国際会計基準、修正国際基準若しくは外国における公正妥当な企業会計の基準若しくは慣行により作成が求められるこれらの書類に相当するものをいう。）を作成している場合にあっては、当該連結財務諸表）を添付すること。ただし、人的関係上の関係会社で業務上及び財務上の関係を全く有しない等の特別な事情により、添付することが困難であると認められる場合には、その事由等を記載した書面を提出し、添付を省略することができる。

⑶　「関係内容」欄には、親会社、子会社又は関連会社等（関係会社のうち、親会社又は子会社のいずれにも該当しないものをいう。）の別を記載すること。

⑷　関係会社の最近事業年度の貸借対照表（関連する注記を含む。）、損益計算書（関連する注記を含む。）及び株主資本等変動計算書（関連する注記を含む。）（連結財務諸表（連結貸借対照表（関連する注記を含む。）、連結損益計算書（関連する注記を含む。）及び連結包括利益計算書（関連する注記を含む。）若しくは連結損益及び包括利益計算書（関連する注記を含む。）並びに連結株主資本等変動計算書（関連する注記を含む。）又は指定国際会計基準、修正国際基準若しくは外国における公正妥当な企業会計の基準若しくは慣行により作成が求められるこれらの書類に相当するものをいう。）を作成している場合にあっては、当該連結財務諸表）を添付すること。ただし、人的関係上の関係会社で業務上及び財務上の関係を全く有しない等の特別な事情により、添付することが困難であると認められる場合には、その事由等を記載した書面を提出し、添付を省略することができる。

別紙様式第十五号（第百七十九条第三項関係）

（日本産業規格Ａ４）

自己資本規制比率に関する届出書（　　年　　月　　日現在）

商　号

		当　　日	対前日増減
［略］			
リスク相当額	市場リスク相当額		
	取引先リスク相当額		
	基礎的リスク相当額		
	暗号資産等による控除額		
	計　　(E)		
［略］			

（注意事項）

［１・２　略］

３　リスク相当額の計（E）欄には、市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の合計額から、暗号資産等による控除額（一の暗号資産等に係る市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の合計額が当該暗号資産等の時価額を超え、その超える額を当該合計額から控除している場合における当該控除額をいう。）を控除した金額を記載すること。

別紙様式第十五号（第百七十九条第三項関係）

（日本産業規格Ａ４）

自己資本規制比率に関する届出書（　　年　　月　　日現在）

商　号

		当　　日	対前日増減
［同左］			
リスク相当額	市場リスク相当額		
	取引先リスク相当額		
	基礎的リスク相当額		
	計　　(E)		
［同左］			

（注意事項）

［１・２　同左］

［加える。］

別紙様式第十七号の四（第二百八条の十二第一項関係）

（日本産業規格Ａ４）

第　　期事業報告書（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）

年　　月　　日提出

商号

所在地

代表者の役職氏名

（注意事項）

［略］

１　業務の状況

［⑴～⑶　略］

⑷　連結自己資本規制比率の状況

		当　　期　　末
［略］		
リスク相当額	市場リスク相当額	
	取引先リスク相当額	
	基礎的リスク相当額	
	暗号資産等による控除額	
	計　(E)	
［略］		

（注意事項）

［１・２　略］

３　リスク相当額の計（E）欄には、市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の合計額から、暗号資産等による控除額（一の暗号資産等に係る市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク

別紙様式第十七号の四（第二百八条の十二第一項関係）

（日本産業規格Ａ４）

第　　期事業報告書（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）

年　　月　　日提出

商号

所在地

代表者の役職氏名

（注意事項）

［同左］

１　業務の状況

［⑴～⑶　同左］

⑷　連結自己資本規制比率の状況

		当　　期　　末
［同左］		
リスク相当額	市場リスク相当額	
	取引先リスク相当額	
	基礎的リスク相当額	
	計　(E)	
［同左］		

（注意事項）

［１・２　同左］

［加える。］

相当額の合計額が当該暗号資産等の時価額を超え、その超える額を当該合計額から控除している場合における当該控除額をいう。）を控除した金額を記載すること。 ２　経理の状況 ［⑴・⑵　略］	２　経理の状況 ［⑴・⑵　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、令和三年三月三十一日から施行する。

（銀行法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の銀行法施行規則（以下この条において「新銀行法施行規則」という。）別紙様式第一号第２記載上の注意１⑷、別紙様式第一号の二第２記載上の注意１⑷、別紙様式第二号第２記載上の注意１⑷及び別紙様式第二号の二第２記載上の注意１⑷の規定は、令和三年四月一日以後に開始する中間事業年度（銀行法第十九条第一項に規定する中間事業年度をいう。以下この条において同じ。）に係る中間業務報告書（同項の規定による中間業務報告書をいう。以下この項から第三項までにおいて同じ。）について適用し、同日前に開始する中間事業年度に係る中間業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に開始する中間事業年度に係る中間業務報告書については、新銀行法施行規則の規定を適用することができる。

２　新銀行法施行規則別紙様式第一号第２記載上の注意１⑵⑪及び同様式第３記載上の注意４、別紙様式第

一号の二第２記載上の注意１⑵⑪及び同様式第３記載上の注意４、別紙様式第二号第２記載上の注意１⑵⑩及び同様式第３記載上の注意５並びに別紙様式第二号の二第２記載上の注意１⑵⑩及び同様式第３記載上の注意５の規定は、令和三年四月一日以後に開始する中間事業年度に係る中間業務報告書について適用し、同日前に開始する中間事業年度に係る中間業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に終了する中間事業年度に係る中間業務報告書については、新銀行法施行規則の規定を適用することができる。

３　新銀行法施行規則別紙様式第一号第２の表及び同様式第４の表並びに別紙様式第一号の二第２の表及び同様式第４の表の規定は、この府令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する中間事業年度に係る中間業務報告書について適用し、同日前に終了する中間事業年度に係る中間業務報告書については、なお従前の例による。

４　新銀行法施行規則別紙様式第三号第２記載上の注意１⑸、別紙様式第三号の二第２記載上の注意１⑸、別紙様式第四号第２記載上の注意１⑸及び別紙様式第四号の二第２記載上の注意１⑸の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度（銀行法第十七条に規定する事業年度をいう。以下この条において同じ

。）に係る業務報告書（銀行法第十九条第一項の規定による業務報告書をいう。以下この項から第七項までにおいて同じ。）について適用し、同日前に開始する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書については、新銀行法施行規則の規定を適用することができる。

5　新銀行法施行規則別紙様式第三号第２記載上の注意１⑵⑪及び同様式第３記載上の注意８、別紙様式第三号の二第２記載上の注意１⑵⑪及び同様式第３記載上の注意８、別紙様式第四号第２記載上の注意１⑵⑩及び同様式第３記載上の注意９並びに別紙様式第四号の二第２記載上の注意１⑵⑩及び同様式第３記載上の注意９の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に開始する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書については、新銀行法施行規則の規定を適用することができる。

6　新銀行法施行規則別紙様式第三号第２記載上の注意１⑶、別紙様式第三号の二第２記載上の注意１⑶、別紙様式第四号第２記載上の注意１⑶及び別紙様式第四号の二第２記載上の注意１⑶の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に終了する事業年度に係る業務報告書に

ついては、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書については、新銀行法施行規則の規定を適用することができる。

7　新銀行法施行規則別紙様式第三号第２の表及び同様式第４の表並びに別紙様式第三号の二第２の表及び同様式第４の表の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

8　新銀行法施行規則別紙様式第五号第２２記載上の注意１⑷の規定は、令和三年四月一日以後に開始する中間事業年度に係る中間業務報告書（銀行法第十九条第二項に規定する中間業務報告書をいう。以下この項から第十項までにおいて同じ。）について適用し、同日前に開始する中間事業年度に係る中間業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に開始する中間事業年度に係る中間業務報告書については、新銀行法施行規則の規定を適用することができる。

9　新銀行法施行規則別紙様式第五号第２２記載上の注意１⑵⑪、同様式第２３⑴記載上の注意１及び同様式第２３の中間連結損益及び包括利益計算書記載上の注意１の規定は、令和三年四月一日以後に開始する中間事業年度に係る中間業務報告書について適用し、同日前に開始する中間事業年度に係る中間業務報告

書については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に終了する中間事業年度に係る中間業務報告書については、新銀行法施行規則の規定を適用することができる。

10　新銀行法施行規則別紙様式第五号第２２の表及び同様式第２４の表の規定は、施行日以後に終了する中間事業年度に係る中間業務報告書について適用し、同日前に終了する中間事業年度に係る中間業務報告書については、なお従前の例による。

11　新銀行法施行規則別紙様式第五号の二第２２記載上の注意１⑸の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る業務報告書（銀行法第十九条第二項の規定による業務報告書をいう。以下この項から第十四項までにおいて同じ。）について適用し、同日前に開始する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書については、新銀行法施行規則の規定を適用することができる。

12　新銀行法施行規則別紙様式第五号の二第２２記載上の注意１⑵⑪、同様式第２３⑴記載上の注意１及び同様式第２３の連結損益及び包括利益計算書記載上の注意１の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に開始する事業年度に係る業務報告書については、な

お従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書については、新銀行法施行規則の規定を適用することができる。

13　新銀行法施行規則別紙様式第五号の二第２２記載上の注意１⑶の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書については、新銀行法施行規則の規定を適用することができる。

14　新銀行法施行規則別紙様式第五号の二第２２の表及び同様式第２４の表の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

15　新銀行法施行規則別紙様式第六号第１の中間貸借対照表記載上の注意１⑷、別紙様式第六号の二第１の中間貸借対照表記載上の注意１⑷及び別紙様式第七号第１の中間貸借対照表記載上の注意１⑷及び別紙様式第七号の二第１の中間貸借対照表記載上の注意１⑷の規定は、令和三年四月一日以後に開始する中間事業年度に係る中間貸借対照表等（銀行法第二十条第一項に規定する中間貸借対照表等をいう。以下この項か

ら第十七項までにおいて同じ。）について適用し、同日前に開始する中間事業年度に係る中間貸借対照表等については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に開始する中間事業年度に係る中間貸借対照表等については、新銀行法施行規則の規定を適用することができる。

16　新銀行法施行規則別紙様式第六号第１の中間貸借対照表記載上の注意１⑵⑪及び同様式第１の中間損益計算書記載上の注意４、別紙様式第六号の二第１の中間貸借対照表記載上の注意１⑵⑪及び同様式第１の中間損益計算書記載上の注意４、別紙様式第七号第１の中間貸借対照表記載上の注意１⑵⑩及び同様式第１の中間損益計算書記載上の注意５並びに別紙様式第七号の二第１の中間貸借対照表記載上の注意１⑵⑩及び同様式第１の中間損益計算書記載上の注意５の規定は、令和三年四月一日以後に開始する中間事業年度に係る中間貸借対照表等について適用し、同日前に開始する中間事業年度に係る中間貸借対照表等については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に終了する中間事業年度に係る中間貸借対照表等については、新銀行法施行規則の規定を適用することができる。

17　新銀行法施行規則別紙様式第六号第１の中間貸借対照表及び同様式第２の中間貸借対照表並びに別紙様式第六号の二第１の中間貸借対照表及び同様式第２の中間貸借対照表の規定は、施行日以後に終了する中

間事業年度に係る中間貸借対照表等について適用し、同日前に終了する中間事業年度に係る中間貸借対照表等については、なお従前の例による。

18　新銀行法施行規則別紙様式第六号の三第１の貸借対照表記載上の注意１⑸、別紙様式第六号の四第１の貸借対照表記載上の注意１⑸、別紙様式第七号の三第１の貸借対照表記載上の注意１⑸及び別紙様式第七号の四第１の貸借対照表記載上の注意１⑸の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る貸借対照表等（銀行法第二十条第一項に規定する貸借対照表等をいう。以下この項から第二十一項までにおいて同じ。）について適用し、同日前に開始する事業年度に係る貸借対照表等については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る貸借対照表等については、新銀行法施行規則の規定を適用することができる。

19　新銀行法施行規則別紙様式第六号の三第１の貸借対照表記載上の注意１⑵⑪及び同様式第１の損益計算書記載上の注意８、別紙様式第六号の四第１の貸借対照表記載上の注意１⑵⑪及び同様式第１の損益計算書記載上の注意８、別紙様式第七号の三第１の貸借対照表記載上の注意１⑵⑩及び同様式第１の損益計算書記載上の注意９並びに別紙様式第七号の四第１の貸借対照表記載上の注意１⑵⑩及び同様式第１の損益

計算書記載上の注意９の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る貸借対照表等について適用し、同日前に開始する事業年度に係る貸借対照表等については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に終了する事業年度に係る貸借対照表等については、新銀行法施行規則の規定を適用することができる。

20　新銀行法施行規則別紙様式第六号の三第１の貸借対照表記載上の注意１⑶、別紙様式第六号の四第１の貸借対照表記載上の注意１⑶、別紙様式第七号の三第１の貸借対照表記載上の注意１⑶及び別紙様式第七号の四第１の貸借対照表記載上の注意１⑶の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る貸借対照表等について適用し、同日前に終了する事業年度に係る貸借対照表等については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る貸借対照表等については、新銀行法施行規則の規定を適用することができる。

21　新銀行法施行規則別紙様式第六号の三第１の貸借対照表及び同様式第２の貸借対照表並びに別紙様式第六号の四第１の貸借対照表及び同様式第２の貸借対照表の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る貸借対照表等について適用し、同日前に終了する事業年度に係る貸借対照表等については、なお従前の例

による。

22　新銀行法施行規則別紙様式第八号第１の中間連結貸借対照表記載上の注意２⑷の規定は、令和三年四月一日以後に開始する中間事業年度に係る中間連結貸借対照表等（銀行法第二十条第二項に規定する中間連結貸借対照表等をいう。以下この項から第二十四項までにおいて同じ。）について適用し、同日前に開始する中間事業年度に係る中間連結貸借対照表等については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に開始する中間事業年度に係る中間連結貸借対照表等については、新銀行法施行規則の規定を適用することができる。

23　新銀行法施行規則別紙様式第八号第１の中間連結貸借対照表記載上の注意２⑵⑪、同様式第１の中間連結損益計算書記載上の注意１及び同様式第１の中間連結損益及び包括利益計算書記載上の注意１の規定は、令和三年四月一日以後に開始する中間事業年度に係る中間連結貸借対照表等について適用し、同日前に開始する中間事業年度に係る中間連結貸借対照表等については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に終了する中間事業年度に係る中間連結貸借対照表等については、新銀行法施行規則の規定を適用することができる。

24　新銀行法施行規則別紙様式第八号第１の中間連結貸借対照表及び同様式第２の中間連結貸借対照表の規定は、施行日以後に終了する中間事業年度に係る中間連結貸借対照表等について適用し、同日前に終了する中間事業年度に係る中間連結貸借対照表等については、なお従前の例による。

25　新銀行法施行規則別紙様式第八号の二第１の連結貸借対照表記載上の注意２⑸の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る連結貸借対照表等（銀行法第二十条第二項に規定する連結貸借対照表等をいう。以下この項から第二十八項までにおいて同じ。）について適用し、同日前に開始する事業年度に係る連結貸借対照表等については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る連結貸借対照表等については、新銀行法施行規則の規定を適用することができる。

26　新銀行法施行規則別紙様式第八号の二第１の連結貸借対照表記載上の注意２⑵⑪、同様式第１の連結損益計算書記載上の注意１及び同様式第１の連結損益及び包括利益計算書記載上の注意１の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る連結貸借対照表等について適用し、同日前に開始する事業年度に係る連結貸借対照表等については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に終了する事業年度に係る連結貸借対照表等については、新銀行法施行規則の規定を適用することができる。

27　新銀行法施行規則別紙様式第八号の二第１の連結貸借対照表記載上の注意２⑶の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る連結貸借対照表等について適用し、同日前に終了する事業年度に係る連結貸借対照表等については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る連結貸借対照表等については、新銀行法施行規則の規定を適用することができる。

28　新銀行法施行規則別紙様式第八号の二第１の連結貸借対照表及び同様式第２の連結貸借対照表の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る連結貸借対照表等について適用し、同日前に終了する事業年度に係る連結貸借対照表等については、なお従前の例による。

29　新銀行法施行規則別紙様式第十一号第２２記載上の注意１⑷の規定は、令和三年四月一日以後に開始する中間事業年度に係る中間業務報告書（銀行法第五十二条の二十七第一項の規定による中間業務報告書をいう。以下この項から第三十一項までにおいて同じ。）について適用し、同日前に開始する中間事業年度に係る中間業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に開始する中間事業年度に係る中間業務報告書については、新銀行法施行規則の規定を適用することができる。

30　新銀行法施行規則別紙様式第十一号第２２記載上の注意１⑵⑪、同様式第２３⑴記載上の注意１及び同

様式第２３の中間連結損益及び包括利益計算書記載上の注意１の規定は、令和三年四月一日以後に開始する中間事業年度に係る中間業務報告書について適用し、同日前に開始する中間事業年度に係る中間業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に終了する中間事業年度に係る中間業務報告書については、新銀行法施行規則の規定を適用することができる。

31　新銀行法施行規則別紙様式第十一号第２２の表及び同様式第２４の表の規定は、施行日以後に終了する中間事業年度に係る中間業務報告書について適用し、同日前に終了する中間事業年度に係る中間業務報告書については、なお従前の例による。

32　新銀行法施行規則別紙様式第十二号第２２記載上の注意１⑸の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る業務報告書（銀行法第五十二条の二十七第一項の規定による業務報告書をいう。以下この項から第三十五項までにおいて同じ。）について適用し、同日前に開始する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書については、新銀行法施行規則の規定を適用することができる。

33　新銀行法施行規則別紙様式第十二号第２２記載上の注意１⑵⑪、同様式第２３⑴記載上の注意１及び同

様式第２３の連結損益及び包括利益計算書記載上の注意１の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に開始する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書については、新銀行法施行規則の規定を適用することができる。

34　新銀行法施行規則別紙様式第十二号第２２記載上の注意１⑶の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書については、新銀行法施行規則の規定を適用することができる。

35　新銀行法施行規則別紙様式第十二号第２２の表及び同様式第２４の表の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

36　新銀行法施行規則別紙様式第十三号第１の中間連結貸借対照表記載上の注意２⑷の規定は、令和三年四月一日以後に開始する中間事業年度に係る中間連結貸借対照表等（銀行法第五十二条の二十八第一項に規

定する中間連結貸借対照表等をいう。以下この項から第三十八項までにおいて同じ。）について適用し、同日前に開始する中間事業年度に係る中間連結貸借対照表等については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に開始する中間事業年度に係る中間連結貸借対照表等については、新銀行法施行規則の規定を適用することができる。

37　新銀行法施行規則別紙様式第十三号第１の中間連結貸借対照表記載上の注意２⑵⑪、同様式第１の中間連結損益計算書記載上の注意１及び同様式第１の中間連結損益及び包括利益計算書記載上の注意１の規定は、令和三年四月一日以後に開始する中間事業年度に係る中間連結貸借対照表等について適用し、同日前に開始する中間事業年度に係る中間連結貸借対照表等については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に終了する中間事業年度に係る中間連結貸借対照表等については、新銀行法施行規則の規定を適用することができる。

38　新銀行法施行規則別紙様式第十三号第１の中間連結貸借対照表の規定は、施行日以後に終了する中間事業年度に係る中間連結貸借対照表等について適用し、同日前に終了する中間事業年度に係る中間連結貸借対照表等については、なお従前の例による。

39　新銀行法施行規則別紙様式第十三号の二第１の連結貸借対照表記載上の注意２⑸の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る連結貸借対照表等（銀行法第五十二条の二十八第一項に規定する連結貸借対照表等をいう。以下この項から第四十二項までにおいて同じ。）について適用し、同日前に開始する事業年度に係る連結貸借対照表等については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る連結貸借対照表等については、新銀行法施行規則の規定を適用することができる。

40　新銀行法施行規則別紙様式第十三号の二第１の連結貸借対照表記載上の注意２⑵⑪、同様式第１の連結損益計算書記載上の注意１及び同様式第１の連結損益及び包括利益計算書記載上の注意１の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る連結貸借対照表等について適用し、同日前に開始する事業年度に係る連結貸借対照表等については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に終了する事業年度に係る連結貸借対照表等については、新銀行法施行規則の規定を適用することができる。

41　新銀行法施行規則別紙様式第十三号の二第１の連結貸借対照表記載上の注意２⑶の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る連結貸借対照表等について適用し、同日前に終了する事業年度に係る連結貸借

対照表等については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る連結貸借対照表等については、新銀行法施行規則の規定を適用することができる。

42　新銀行法施行規則別紙様式第十三号の二第1の連結貸借対照表の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る連結貸借対照表等について適用し、同日前に終了する事業年度に係る連結貸借対照表等については、なお従前の例による。

（無尽業法施行細則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の無尽業法施行細則（以下この条において「新無尽業法施行細則」という。）業務報告書雛型二記載上の注意1⑸の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度（無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第十五条に規定する事業年度をいう。以下この条において同じ。）に係る業務報告書（無尽業法第十六条の規定による業務報告書をいう。以下この条において同じ。）について適用し、同日前に開始する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書については、新無尽業法施行細則の規定を適用することができる。

２　新無尽業法施行細則業務報告書雛形二記載上の注意１⑵⑦及び同雛形三記載上の注意７の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に開始する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書については、新無尽業法施行細則の規定を適用することができる。

３　新無尽業法施行細則業務報告書雛形二記載上の注意１⑶の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書については、新無尽業法施行細則の規定を適用することができる。

（船主相互保険組合法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第三条の規定による改正後の船主相互保険組合法施行規則（以下この条において「新船主相互保険組合法施行規則」という。）別紙様式第一号第２記載上の注意１⑸の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る業務報告書（船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第百七十七号）第四十一条第一項の規定による業務報告書をいう。以下この条において同じ。）について適用し、同日前に開始する事

業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に開始する事業年度に係る業務報告書については、新船主相互保険組合法施行規則の規定を適用することができる。

２　新船主相互保険組合法施行規則別紙様式第一号第２記載上の注意１⑵⑩及び同様式第４記載上の注意１⑹の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に開始する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書については、新船主相互保険組合法施行規則の規定を適用することができる。

３　新船主相互保険組合法施行規則別紙様式第一号第２記載上の注意１⑶の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書については、新船主相互保険組合法施行規則の規定を適用することができる。

４　新船主相互保険組合法施行規則別紙様式第三号第２記載上の注意１⑵⑥の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る貸借対照表（船主相互保険組合法第四十四条の四第二項の規定による貸借対

照表をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に開始する事業年度に係る貸借対照表については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に終了する事業年度に係る貸借対照表については、新船主相互保険組合法施行規則の規定を適用することができる。

５　新船主相互保険組合法施行規則別紙様式第三号第３記載上の注意１⑶の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る損益計算書（船主相互保険組合法第四十四条の四第二項の規定による損益計算書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に開始する事業年度に係る損益計算書については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に終了する事業年度に係る損益計算書については、新船主相互保険組合法施行規則の規定を適用することができる。

（証券金融会社に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第五条　第四条の規定による改正後の証券金融会社に関する内閣府令別紙様式１及び別紙様式２の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、同日前に終了する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

（信用金庫法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第六条　第五条の規定による改正後の信用金庫法施行規則（以下この条において「新信用金庫法施行規則」という。）別紙様式第二号記載上の注意１．⑸、別紙様式第六号記載上の注意１．⑸及び別紙様式第十号記載上の注意１．⑸の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度（信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十五条に規定する事業年度をいう。以下この条において同じ。）に係る貸借対照表（信用金庫法第三十八条第一項の規定による貸借対照表をいう。以下この項から第三項までにおいて同じ。）について適用し、同日前に開始する事業年度に係る貸借対照表については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る貸借対照表については、新信用金庫法施行規則の規定を適用することができる。

２　新信用金庫法施行規則別紙様式第二号記載上の注意１．⑵⑪、別紙様式第六号記載上の注意１．⑵⑪及び別紙様式第十号記載上の注意１．⑵⑪の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る貸借対照表について適用し、同日前に開始する事業年度に係る貸借対照表については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に終了する事業年度に係る貸借対照表については、新信用金庫法施行規則の規定を適用することができる。

3　新信用金庫法施行規則別紙様式第二号記載上の注意1．⑶、別紙様式第六号記載上の注意1．⑶及び別紙様式第十号記載上の注意1．⑶の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る貸借対照表について適用し、同日前に終了する事業年度に係る貸借対照表については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る貸借対照表については、新信用金庫法施行規則の規定を適用することができる。

4　新信用金庫法施行規則別紙様式第三号記載上の注意7．、別紙様式第七号記載上の注意7．及び別紙様式第十一号記載上の注意7．の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る損益計算書（信用金庫法第三十八条第一項の規定による損益計算書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に開始する事業年度に係る損益計算書については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に終了する事業年度に係る損益計算書については、新信用金庫法施行規則の規定を適用することができる。

5　新信用金庫法施行規則別紙様式第十三号第2記載上の注意1．⑸、別紙様式第十四号第2記載上の注意1．⑸及び別紙様式第十五号第2記載上の注意1．⑸の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年

度に係る業務報告書（信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十九条第一項の規定による業務報告書をいう。以下この項から第七項までにおいて同じ。）について適用し、同日前に開始する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書については、新信用金庫法施行規則の規定を適用することができる。

6　新信用金庫法施行規則別紙様式第十三号第２記載上の注意１．⑵⑪及び同様式第３記載上の注意７．、別紙様式第十四号第２記載上の注意１．⑵⑪及び同様式第３記載上の注意７．並びに別紙様式第十五号第２記載上の注意１．⑵⑪及び同様式第３記載上の注意７．の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に開始する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書については、新信用金庫法施行規則の規定を適用することができる。

7　新信用金庫法施行規則別紙様式第十三号第２記載上の注意１．⑶、別紙様式第十四号第２記載上の注意１．⑶及び別紙様式第十五号第２記載上の注意１．⑶の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による

。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書については、新信用金庫法施行規則の規定を適用することができる。

8　新信用金庫法施行規則別紙様式第十三号の二第２２記載上の注意１．⑸及び別紙様式第十四号の二第２２記載上の注意１．⑸の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る業務報告書（信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十九条第二項の規定による業務報告書をいう。以下この項から第十項までにおいて同じ。）について適用し、同日前に開始する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書については、新信用金庫法施行規則の規定を適用することができる。

9　新信用金庫法施行規則別紙様式第十三号の二第２２記載上の注意１．⑵⑪及び同様式第２３記載上の注意１．並びに別紙様式第十四号の二第２２記載上の注意１．⑵⑪、同様式第２３⑴記載上の注意１．及び同様式第２３⑶記載上の注意１．の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に開始する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書については、新信用金庫法施行規則の規定

を適用することができる。

10　新信用金庫法施行規則別紙様式第十三号の二第２２記載上の注意１．⑶及び別紙様式第十四号の二第２記載上の注意１．⑶の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書については、新信用金庫法施行規則の規定を適用することができる。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第七条　第六条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則（以下この条において「新協同組合による金融事業に関する法律施行規則」という。）別紙様式第二号記載上の注意１．⑸及び別紙様式第六号記載上の注意１．⑸の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度（協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第五条に規定する事業年度をいう。以下この条において同じ。）に係る貸借対照表（協同組合による金融事業に関する法律第五条の七第一項の規定による貸借対照表をいう。以下この項から第三項までにおいて同じ。）について適用し、同日前に開始する

事業年度に係る貸借対照表については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る貸借対照表については、新協同組合による金融事業に関する法律施行規則の規定を適用することができる。

2　新協同組合による金融事業に関する法律施行規則別紙様式第二号記載上の注意１．⑵⑪及び別紙様式第六号記載上の注意１．⑵⑪の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る貸借対照表について適用し、同日前に開始する事業年度に係る貸借対照表については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に終了する事業年度に係る貸借対照表については、新協同組合による金融事業に関する法律施行規則の規定を適用することができる。

3　新協同組合による金融事業に関する法律施行規則別紙様式第二号記載上の注意１．⑶及び別紙様式第六号記載上の注意１．⑶の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る貸借対照表について適用し、同日前に終了する事業年度に係る貸借対照表については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る貸借対照表については、新協同組合による金融事業に関する法律施行規則の規定を適用することができる。

4　新協同組合による金融事業に関する法律施行規則別紙様式第三号記載上の注意7．及び別紙様式第七号記載上の注意7．の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る損益計算書（協同組合による金融事業に関する法律第五条の七第一項の規定による損益計算書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に開始する事業年度に係る損益計算書については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に終了する事業年度に係る損益計算書については、新協同組合による金融事業に関する法律施行規則の規定を適用することができる。

5　新協同組合による金融事業に関する法律施行規則別紙様式第九号第2記載上の注意1．⑸及び別紙様式第十号第2記載上の注意1．⑸の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る業務報告書（協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十九条第一項の規定による業務報告書をいう。以下この項から第七項までにおいて同じ。）について適用し、同日前に開始する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書については、新協同組合による金融事業に関する法律施行規則の規定を適用することができる。

6　新協同組合による金融事業に関する法律施行規則別紙様式第九号第２記載上の注意１．⑵⑪及び同様式第３記載上の注意７．並びに別紙様式第十号第２記載上の注意１．⑵⑪及び同様式第３記載上の注意７．の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に開始する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書については、新協同組合による金融事業に関する法律施行規則の規定を適用することができる。

7　新協同組合による金融事業に関する法律施行規則別紙様式第九号第２記載上の注意１．⑶及び別紙様式第十号第２記載上の注意１．⑶の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書については、新協同組合による金融事業に関する法律施行規則の規定を適用することができる。

8　新協同組合による金融事業に関する法律施行規則別紙様式第九号の二第２２．記載上の注意１．⑸及び別紙様式第十号の二第２２．記載上の注意１．⑸の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に

係る業務報告書（協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十九条第二項の規定による業務報告書をいう。以下この項から第十項までにおいて同じ。）について適用し、同日前に開始する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書については、新協同組合による金融事業に関する法律施行規則の規定を適用することができる。

9　新協同組合による金融事業に関する法律施行規則別紙様式第九号の二第２２．記載上の注意１．⑵⑪及び同様式第２３．記載上の注意１．並びに別紙様式第十号の二第２２．記載上の注意１．⑵⑪、同様式第２３．⑴記載上の注意１．及び同様式第２３．⑶記載上の注意１．の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に開始する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書については、新協同組合による金融事業に関する法律施行規則の規定を適用することができる。

10　新協同組合による金融事業に関する法律施行規則別紙様式第九号の二第２２．記載上の注意１．⑶及び別紙様式第十号の二第２２．記載上の注意１．⑶の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報

告書について適用し、同日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書については、新協同組合による金融事業に関する法律施行規則の規定を適用することができる。

（保険業法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第八条　第七条の規定による改正後の保険業法施行規則（以下この条において「新保険業法施行規則」という。）別紙様式第二号第１の生命保険株式会社の表及び同様式第１の損害保険株式会社の表並びに別紙様式第二号の二第１の生命保険株式会社の表及び同様式第１の損害保険株式会社の表の規定は、施行日以後に終了する事業年度（保険業法（平成七年法律第百五号）第百九条に規定する事業年度をいう。以下この項及び第三項から第二十五項までにおいて同じ。）に係る貸借対照表（会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百四十条第二項の規定による貸借対照表をいう。以下この項及び次項において同じ。）の要旨について適用し、同日前に終了する事業年度に係る貸借対照表の要旨については、なお従前の例による。

２　新保険業法施行規則別紙様式第二号の三第１の表の規定は、施行日以後に終了する事業年度（保険業法第二百七十二条の十五に規定する事業年度をいう。以下この項及び第二十六項から第四十六項までにおい

て同じ。）に係る貸借対照表の要旨について適用し、同日前に終了する事業年度に係る貸借対照表の要旨については、なお従前の例による。

3　新保険業法施行規則別紙様式第六号第２の生命保険株式会社の表及び損害保険株式会社の表記載上の注意１⑷、同様式第２の生命保険相互会社の表及び損害保険相互会社の表記載上の注意１⑷、別紙様式第六号の二第２の生命保険株式会社の表及び損害保険株式会社の表記載上の注意１⑷、同様式第２の生命保険相互会社の表及び損害保険相互会社の表記載上の注意１⑷、別紙様式第十一号第２記載上の注意１⑷並びに別紙様式第十一号の二第２記載上の注意１⑷の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る中間業務報告書（保険業法第百十条第一項の規定による中間業務報告書をいう。以下この項から第五項までにおいて同じ。）について適用し、同日前に開始する事業年度に係る中間業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に開始する事業年度に係る中間業務報告書については、新保険業法施行規則の規定を適用することができる。

4　新保険業法施行規則別紙様式第六号第２の生命保険株式会社の表及び損害保険株式会社の表記載上の注意１⑵⑫、同様式第２の生命保険相互会社の表及び損害保険相互会社の表記載上の注意１⑵⑫、同様式第

３記載上の注意１⑷、別紙様式第六号の二第２の生命保険株式会社の表及び損害保険株式会社の表記載上の注意１⑵⑫、同様式第２の生命保険相互会社の表及び損害保険相互会社の表記載上の注意１⑵⑫、同様式第３記載上の注意１⑸、別紙様式第十一号第２記載上の注意１⑵⑪、同様式第３記載上の注意５、別紙様式第十一号の二第２記載上の注意１⑵⑪並びに同様式第３記載上の注意５の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る中間業務報告書について適用し、同日前に開始する事業年度に係る中間業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に終了する事業年度に係る中間業務報告書については、新保険業法施行規則の規定を適用することができる。

５　新保険業法施行規則別紙様式第六号第２の生命保険株式会社の表及び同様式第２の損害保険株式会社の表、同様式第５の表、別紙様式第六号の二第２の生命保険株式会社の表及び同様式第２の損害保険株式会社の表並びに同様式第５の表の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る中間業務報告書について適用し、同日前に終了する事業年度に係る中間業務報告書については、なお従前の例による。

６　新保険業法施行規則別紙様式第六号の三第２２⑵記載上の注意２⑷及び同様式第２２⑷記載上の注意２⑷の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る中間業務報告書（保険業法第百十条第二項

の規定による中間業務報告書をいう。以下この項から第九項までにおいて同じ。）について適用し、同日前に開始する事業年度に係る中間業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に開始する事業年度に係る中間業務報告書については、新保険業法施行規則の規定を適用することができる。

7　新保険業法施行規則別紙様式第六号の三第２２⑵記載上の注意２⑵⑫及び同様式第２２⑷記載上の注意２⑵⑫並びに同様式第２３⑵記載上の注意２⑵、同様式第２３⑸記載上の注意２⑵、同様式第２３⑺記載上の注意２⑵及び同様式第２３⑽記載上の注意２⑵の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る中間業務報告書について適用し、同日前に開始する事業年度に係る中間業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に終了する事業年度に係る中間業務報告書については、新保険業法施行規則の規定を適用することができる。

8　新保険業法施行規則別紙様式第六号の三第２２⑴の表及び同様式第２２⑵の表並びに同様式第２５の表の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る中間業務報告書について適用し、同日前に終了する事業年度に係る中間業務報告書については、なお従前の例による。

9　新保険業法施行規則別紙様式第六号の三第１２⑵記載上の注意２の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る中間業務報告書について適用し、同日前に終了する事業年度に係る中間業務報告書については、なお従前の例による。

10　新保険業法施行規則別紙様式第七号第４の生命保険株式会社の表及び損害保険株式会社の表記載上の注意１⑸、同様式第４の生命保険相互会社の表及び損害保険相互会社の表記載上の注意１⑸、別紙様式第七号の二第４の生命保険株式会社の表及び損害保険株式会社の表記載上の注意１⑸、同様式第４の生命保険相互会社の表及び損害保険相互会社の表記載上の注意１⑸、別紙様式第十二号第３記載上の注意１⑸並びに別紙様式第十二号の二第３記載上の注意１⑸の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る業務報告書（保険業法第百十条第一項の規定による業務報告書をいう。以下この項から第十三項までにおいて同じ。）について適用し、同日前に開始する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書については、新保険業法施行規則の規定を適用することができる。

11　新保険業法施行規則別紙様式第七号第４の生命保険株式会社の表及び損害保険株式会社の表記載上の注

意１⑵⑫、同様式第４の生命保険相互会社の表及び損害保険相互会社の表記載上の注意１⑵⑫、同様式第５記載の注意１⑺、別紙様式第七号の二第４の生命保険株式会社の表及び損害保険株式会社の表記載上の注意１⑵⑫、同様式第４の生命保険相互会社の表及び損害保険相互会社の表記載上の注意１⑵⑫、同様式第５記載上の注意１⑺、別紙様式第十二号第３記載上の注意１⑵⑪、同様式第４記載上の注意５、別紙様式第十二号の二第３記載上の注意１⑵⑪並びに同様式第４記載上の注意５の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に開始する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書については、新保険業法施行規則の規定を適用することができる。

12　新保険業法施行規則別紙様式第七号第４の生命保険株式会社の表及び損害保険株式会社の表記載上の注意１⑶、同様式第４の生命保険相互会社の表及び損害保険相互会社の表記載上の注意１⑶、別紙様式第七号の二第４の生命保険株式会社の表及び損害保険株式会社の表記載上の注意１⑶、同様式第４の生命保険相互会社の表及び損害保険相互会社の表記載上の注意１⑶、別紙様式第十二号第３記載上の注意１⑶並びに別紙様式第十二号の二第３記載上の注意１⑶の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告

書について適用し、同日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書については、新保険業法施行規則の規定を適用することができる。

13　新保険業法施行規則別紙様式第七号第４の生命保険株式会社の表及び同様式第４の損害保険株式会社の表、同様式第９の表、別紙様式第七号の二第４の生命保険株式会社の表及び同様式第４の損害保険株式会社の表並びに同様式第９の表の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

14　新保険業法施行規則別紙様式第七号の三第２２⑵記載上の注意２⑸及び同様式第２２⑷記載上の注意２⑸の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る業務報告書（保険業法第百十条第二項の規定による業務報告書をいう。以下この項から第十八項までにおいて同じ。）について適用し、同日前に開始する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書については、新保険業法施行規則の規定を適用することができる。

15　新保険業法施行規則別紙様式第七号の三第２２⑵記載上の注意２⑵⑫及び同様式第２２⑷記載上の注意

２⑵⑫並びに同様式第２３⑵記載上の注意２⑵、同様式第２３⑸記載上の注意２⑵、同様式第２３⑺記載上の注意２⑵及び同様式第２３⑽記載上の注意２⑵の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に開始する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書については、新保険業法施行規則の規定を適用することができる。

16　新保険業法施行規則別紙様式第七号の三第２２⑵記載上の注意２⑶及び同様式第２２⑷記載上の注意２⑶の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書については、新保険業法施行規則の規定を適用することができる。

17　新保険業法施行規則別紙様式第七号の三第２２⑴の表及び同様式第２２⑵の表並びに同様式第２５の表の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

18　新保険業法施行規則別紙様式第七号の三第１２⑵記載上の注意２の規定は、施行日以後に終了する事業

年度に係る業務報告書について適用し、同日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

19　新保険業法施行規則別紙様式第十四号第２２⑵記載上の注意２⑷の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る中間業務報告書（保険業法第二百七十一条の二十四第一項の規定による中間業務報告書をいう。以下この項から第二十一項までにおいて同じ。）について適用し、同日前に開始する事業年度に係る中間業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に開始する事業年度に係る中間業務報告書については、新保険業法施行規則の規定を適用することができる。

20　新保険業法施行規則別紙様式第十四号第２２⑵記載上の注意２⑵⑫、同様式第２３⑵記載上の注意２⑵及び同様式第２３⑸記載上の注意２⑵の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る中間業務報告書について適用し、同日前に開始する事業年度に係る中間業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に終了する事業年度に係る中間業務報告書については、新保険業法施行規則の規定を適用することができる。

21　新保険業法施行規則別紙様式第十四号第２２⑴の表及び同様式第２２⑵の表並びに同様式第２５の表の

規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る中間業務報告書について適用し、同日前に終了する事業年度に係る中間業務報告書については、なお従前の例による。

22　新保険業法施行規則別紙様式第十五号第２２⑵記載上の注意２⑸の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る業務報告書（保険業法第二百七十一条の二十四第一項の規定による業務報告書をいう。以下この項から第二十五項までにおいて同じ。）について適用し、同日前に開始する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書については、新保険業法施行規則の規定を適用することができる。

23　新保険業法施行規則別紙様式第十五号第２２⑵記載上の注意２⑵⑫、同様式第２３⑵記載上の注意２⑵及び同様式第２３⑸記載上の注意２⑵の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に開始する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書については、新保険業法施行規則の規定を適用することができる。

24　新保険業法施行規則別紙様式第十五号第２２⑵記載上の注意２⑶の規定は、施行日以後に終了する事業

年度に係る業務報告書について適用し、同日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書については、新保険業法施行規則の規定を適用することができる。

25　新保険業法施行規則別紙様式第十五号第２２⑴の表及び同様式第２２⑵の表並びに同様式第２５の表の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

26　新保険業法施行規則別紙様式第十六号の十七第４の少額短期保険株式会社の表記載上の注意１⑸及び同様式第４の少額短期保険相互会社の表記載上の注意１⑸の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る業務報告書（保険業法第二百七十二条の十六第一項の規定による業務報告書をいう。以下この項から第二十九項までにおいて同じ。）について適用し、同日前に開始する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書については、新保険業法施行規則の規定を適用することができる。

27　新保険業法施行規則別紙様式第十六号の十七第４の少額短期保険株式会社の表記載上の注意１⑵⑥及び

同様式第４の少額短期保険相互会社の表記載上の注意１⑵⑥並びに同様式第５記載上の注意２の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に開始する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書については、新保険業法施行規則の規定を適用することができる。

28　新保険業法施行規則別紙様式第十六号の十七第４の少額短期保険株式会社の表記載上の注意１⑶及び同様式第４の少額短期保険相互会社の表記載上の注意１⑶の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書については、新保険業法施行規則の規定を適用することができる。

29　新保険業法施行規則別紙様式第十六号の十七第４の少額短期保険株式会社の表及び同様式第９の表の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

30　新保険業法施行規則別紙様式第十六号の十八第２の少額短期保険株式会社の表記載上の注意１⑷及び同

様式第２の少額短期相互会社の表記載上の注意１⑷の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る中間業務報告書（保険業法第二百七十二条の十六第二項の規定による中間業務報告書をいう。以下この項から第三十二項までにおいて同じ。）について適用し、同日前に開始する事業年度に係る中間業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に開始する事業年度に係る中間業務報告書については、新保険業法施行規則の規定を適用することができる。

31　新保険業法施行規則別紙様式第十六号の十八第２の少額短期保険株式会社の表記載上の注意１⑵⑥及び同様式第２の少額短期保険相互会社の表記載上の注意１⑵⑥並びに同様式第３記載上の注意２の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る中間業務報告書について適用し、同日前に開始する事業年度に係る中間業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に終了する事業年度に係る中間業務報告書については、新保険業法施行規則の規定を適用することができる。

32　新保険業法施行規則別紙様式第十六号の十八第２の少額短期保険株式会社の表及び同様式第５の表の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る中間業務報告書について適用し、同日前に終了する事業年度に係る中間業務報告書については、なお従前の例による。

33　新保険業法施行規則別紙様式第十六号の十九第２２⑴記載上の注意１⑷及び同様式第２２⑵記載上の注意１⑷の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る中間業務報告書（保険業法第二百七十二条の十六第二項の規定による中間業務報告書をいう。以下この項から第三十五項までにおいて同じ。）について適用し、同日前に開始する事業年度に係る中間業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に開始する事業年度に係る中間業務報告書については、新保険業法施行規則の規定を適用することができる。

34　新保険業法施行規則別紙様式第十六号の十九第２２⑴記載上の注意１⑵⑤及び同様式第２２⑵記載上の注意１⑵⑤並びに同様式第２３⑴記載上の注意１、同様式第２３⑶記載上の注意１、同様式第２３⑷記載上の注意１及び同様式第２３⑹記載上の注意１の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る中間業務報告書について適用し、同日前に開始する事業年度に係る中間業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に終了する事業年度に係る中間業務報告書については、新保険業法施行規則の規定を適用することができる。

35　新保険業法施行規則別紙様式第十六号の十九第２２⑴の表及び同様式第２５の表の規定は、施行日以後

に終了する事業年度に係る中間業務報告書について適用し、同日前に終了する事業年度に係る中間業務報告書については、なお従前の例による。

36　新保険業法施行規則別紙様式第十六号の二十第２２⑴記載上の注意１⑸及び同様式第２２⑵記載上の注意１⑸の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る業務報告書（保険業法第二百七十二条の十六第一項の規定による業務報告書をいう。以下この項から第三十九項までにおいて同じ。）について適用し、同日前に開始する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書については、新保険業法施行規則の規定を適用することができる。

37　新保険業法施行規則別紙様式第十六号の二十第２２⑴記載上の注意１⑵⑥及び同様式第２２⑵記載上の注意１⑵⑥並びに同様式第２３⑴記載上の注意１、同様式第２３⑶記載上の注意１、同様式第２３⑷記載上の注意１及び同様式第２３⑹記載上の注意１の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に開始する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書については、新保険業法施行

規則の規定を適用することができる。

38　新保険業法施行規則別紙様式第十六号の二十第２２⑴記載上の注意１⑶及び同様式第２２⑵記載上の注意１⑶の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書については、新保険業法施行規則の規定を適用することができる。

39　新保険業法施行規則別紙様式第十六号の二十第２２⑴の表及び同様式第２５の表の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

40　新保険業法施行規則別紙様式第十六号の二十四第２２⑵記載上の注意２⑷の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る中間業務報告書（保険業法二百七十二条の四十第一項において準用する第二百七十一条の二十四第一項の規定による中間業務報告書をいう。以下この項から第四十二項までにおいて同じ。）について適用し、同日前に開始する事業年度に係る中間業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に開始する事業年度に係る中間業務報告書については、新保険業

法施行規則の規定を適用することができる。

41　新保険業法施行規則別紙様式第十六号の二十四第２２⑵記載上の注意２⑵⑬並びに同様式第２３⑵記載上の注意１及び同様式第２３⑸記載上の注意１の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る中間業務報告書について適用し、同日前に開始する事業年度に係る中間業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に終了する事業年度に係る中間業務報告書については、新保険業法施行規則の規定を適用することができる。

42　新保険業法施行規則別紙様式第十六号の二十四第２２⑴の表及び同様式第２２⑵の表並びに同様式第２５の表の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る中間業務報告書について適用し、同日前に終了する事業年度に係る中間業務報告書については、なお従前の例による。

43　新保険業法施行規則別紙様式第十六号の二十五第２２⑵記載上の注意２⑸の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る業務報告書（保険業法二百七十二条の四十第一項において準用する第二百七十一条の二十四第一項の規定による業務報告書をいう。以下この項から第四十六項までにおいて同じ。）について適用し、同日前に開始する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただ

し、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書については、新保険業法施行規則の規定を適用することができる。

44　新保険業法施行規則別紙様式第十六号の二十五第２２⑵記載上の注意２⑵⑬並びに同様式第２３⑵記載上の注意１及び同様式第２３⑸記載上の注意１の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に開始する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書については、新保険業法施行規則の規定を適用することができる。

45　新保険業法施行規則別紙様式第十六号の二十五第２２⑵記載上の注意２⑶の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書については、新保険業法施行規則の規定を適用することができる。

46　新保険業法施行規則別紙様式第十六号の二十五第２２⑴の表及び同様式第２２⑵の表並びに同様式第２５の表の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に終了する事

業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

（信託業法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第九条　第八条の規定による改正後の信託業法施行規則別紙様式第十号２⑴の表及び同様式２⑶の表並びに別紙様式第十号の二２⑴の表及び同様式２⑶の表の規定は、施行日以後に終了する事業年度（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第三十二条に規定する事業年度をいう。以下この項において同じ。）に係る事業報告書（信託業法第三十三条の規定による事業報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に終了する事業年度に係る事業報告書については、なお従前の例による。

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第十条　第九条の規定による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令別紙様式第十二号、第十三号、第十五号及び第十七号の四の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

（銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令の一部改正）

第十一条　銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和二年内閣府令第三号）の一部を次のように改

正する。

第一条の表改正前欄及び改正後欄の銀行法施行規則別紙様式第三号第２記載上の注意１中「(10)」を「(11)」に改め、第一条の表改正前欄及び改正後欄の同令別紙様式第三号の二第２記載上の注意１中「(10)」を「(11)」に改め、第一条の表改正前欄及び改正後欄の同令別紙様式第四号第２記載上の注意１中「(8)」を「(9)」に改め、第一条の表改正前欄及び改正後欄の同令別紙様式第四号の二第２記載上の注意１中「(8)」を「(9)」に改め、第一条の表改正前欄及び改正後欄の同令別紙様式第五号の二第２記載上の注意１中「(7)」を「(8)」に改め、第一条の表改正前欄及び改正後欄の同令別紙様式第六号の三第１の貸借対照表記載上の注意１中「(10)」を「(11)」に改め、第一条の表改正前欄及び改正後欄の同令別紙様式第六号の四第１の貸借対照表記載上の注意１中「(10)」を「(11)」に改め、第一条の表改正前欄及び改正後欄の同令別紙様式第七号の三第１の貸借対照表記載上の注意１中「(8)」を「(9)」に改め、第一条の表改正前欄及び改正後欄の同令別紙様式第七号の四第１の貸借対照表記載上の注意１中「(8)」を「(9)」に改め、第一条の表改正前欄及び改正後欄の同令別紙様式第八号の二第１の連結貸借対照表記載上の注意２中「(7)」を「(8)」に改め、第一条の表改正前欄及び改正後欄の同令別紙様式第十二号第２２記載上の注意１中「(7)」を「(8)」に改め、第一

条の表改正前欄及び改正後欄の同令別紙様式第十三号の二第１の連結貸借対照表記載上の注意２中「(7)」を「(8)」に改める。

第三条の表改正前欄及び改正後欄の信用金庫法施行規則別紙様式第二号記載上の注意１．中「(9)」を「(10)」に改め、第三条の表改正前欄及び改正後欄の同令別紙様式第六号記載上の注意１．中「(9)」を「(10)」に改め、第三条の表改正前欄及び改正後欄の同令別紙様式第十号記載上の注意１．中「(9)」を「(10)」に改め、第三条の表改正前欄及び改正後欄の同令別紙様式第十三号第２記載上の注意１．中「(9)」を「(10)」に改め、第三条の表改正前欄及び改正後欄の同令別紙様式第十三号の二第２２記載上の注意１．中「(7)」を「(8)」に改め、第三条の表改正前欄及び改正後欄の同令別紙様式第十四号第２記載上の注意１．中「(9)」を「(10)」に改め、第三条の表改正前欄及び改正後欄の同令別紙様式第十四号の二第２２記載上の注意１．中「(7)」を「(8)」に改め、第三条の表改正前欄及び改正後欄の同令別紙様式第十五号第２記載上の注意１．中「(9)」を「(10)」に改める。

第四条の表改正前欄及び改正後欄の協同組合による金融事業に関する法律施行規則別紙様式第二号記載上の注意１．中「(9)」を「(10)」に改め、第四条の表改正前欄及び改正後欄の同令別紙様式第六号記載上の

注意１．中「(9)」を「(10)」に改め、第四条の表改正前欄及び改正後欄の同令別紙様式第九号第２記載上の注意１．中「(9)」を「(10)」に改め、第四条の表改正前欄及び改正後欄の同令別紙様式第九号の二第２２．記載上の注意１．中「(7)」を「(8)」に改め、第四条の表改正前欄及び改正後欄の同令別紙様式第十号第２記載上の注意１．中「(9)」を「(10)」に改め、第四条の表改正前欄及び改正後欄の同令別紙様式第十号の二第２２．記載上の注意１．中「(7)」を「(8)」に改める。

第五条の表改正前欄及び改正後欄の保険業法施行規則別紙様式第七号第４記載上の注意１中「(8)」を「(9)」に改め、第五条の表改正前欄及び改正後欄の同令別紙様式第七号の二第４記載上の注意１中「(8)」を「(9)」に改め、第五条の表改正前欄及び改正後欄の同令別紙様式第七号の三第２２記載上の注意２中「(6)」を「(7)」に改め、第五条の表改正前欄及び改正後欄の同令別紙様式第十二号第３記載上の注意１中「(8)」を「(9)」に改め、第五条の表改正前欄及び改正後欄の同令別紙様式第十二号の二第３記載上の注意１中「(8)」を「(9)」に改め、第五条の表改正前欄及び改正後欄の同令別紙様式第十五号第２２記載上の注意２中「(6)」を「(7)」に改め、第五条の表改正前欄及び改正後欄の同令別紙様式第十六号の二十五第２２記載上の注意２中「(6)」を「(7)」に改める。